

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本別町防災会議が作成する計画であり、本別町の地域における防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、各関係機関が機能の全てをあげて町民の生命、財産を災害から保護するため必要な事項を定め、災害に万全を期することを目的とする。

第2節 計画の構成

本別町地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 1 本編
- 2 資料編

第3節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- | | |
|-----------|---|
| 1 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号） |
| 3 防災会議 | 本別町防災会議 |
| 4 本部（長） | 本別町災害対策本部（長） |
| 5 防災計画 | 本別町地域防災計画 |
| 6 防災関係機関 | 本別町防災会議条例（昭和37年12月28日条例第21号）第3条に定める委員の属する機関 |
| 7 災害時要配慮者 | 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、疫病患者、外国籍住民等の災害対応能力の弱い者 |
| 8 災害 | 基本法第2条第1項第1号に定める災害 |

第4節 防災計画の修正

防災会議は、基本法第42条第2項の定めるところにより防災計画に検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認める場合は、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって防災計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の変更（改定）が行われたとき
- 5 その他防災会議会長が必要と認めるとき

緊急に修正を必要とする事態が発生したときは、防災会議会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする。なお、軽微な変更（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更及び内容の変更を伴わない字句の修正等）は、会長が修正できるものとし、変更を行った場合はその結果を北海道知事に報告するものとする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 本別町

- (1) 防災会議に関する事務を行うこと
- (2) 本別町災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事
- (3) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事
- (4) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関する事
- (5) 防災に関する組織の整備、資材・応急食料の備蓄、その他災害予防措置に関する事
- (6) 住民の自主防災組織に関する事
- (7) 災害時要配慮者の把握及び支援に関する事
- (8) 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知に関する事
- (9) 避難の準備情報、指示及び避難者の収容に関する事
- (10) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況調査に関する事
- (11) 防災思想及び災害に関する知識の普及並びに防災訓練に関する事
- (12) 被災した町営施設の復旧に関する事
- (13) 災害時における保健衛生及び文教対策に関する事
- (14) 災害時の輸送路の確保及び交通等の対策に関する事
- (15) 防災関係機関が実施する災害応急対策の連絡調整に関する事
- (16) 災害ボランティアの受入れに関する事

2 本別町教育委員会

- (1) 被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関する事
- (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事
- (3) 被災文教施設の復旧に関する事

3 消防機関（本別消防署・本別消防団）

- (1) 町が行う災害に対する業務の全般的な協力に関する事
- (2) 住民の避難誘導及び人命救助並びに被災地の警戒体制に関する事
- (3) 緊急時における病人、負傷者及び急患の輸送に関する事

4 帯広開発建設部

- (1) 直轄河川の維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関する事
- (2) 国道及び高速道路（本別～釧路）の新設、改良、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関する事
- (3) リエゾンの派遣等、町が行う防災事務の協力に関する事

5 北海道農政事務所

- (1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事

6 帯広測候所

- (1) 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行う事
- (2) 観測成果を解析・総合し、予警報情報等を発表する事
- (3) 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象調査報告書を作成する事
- (4) 防災知識の普及及び指導を行う事

7 陸上自衛隊第5旅団

- (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること
- (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること

8 北海道森林管理局帯広分局十勝東部森林管理署

- (1) 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山に関する事
- (2) 林野火災の予防対策の樹立及び未然防止に関する事
- (3) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関する事

9 郵便事業(株)帯広支店

- (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関する事
- (2) 郵便業務に係る非常取扱いに関する事

10 郵便局(株)【本別・勇足・仙美里・美里別各郵便局】

- (1) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事
- (2) その他「災害発生時における本別郵便局と本別町の協力に関する協定」(平成20年6月4日締結)に関する事

11 十勝総合振興局

- (1) 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事を行う事
- (2) 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講じる事
- (3) 災害応急対策及び災害復旧対策を実施する事
- (4) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事並びに業務の実施を助け総合調整を図る事
- (5) 自衛隊の災害派遣要請及び撤収要請に関する事

12 十勝総合振興局帯広建設管理部

- (1) 水防技術の指導に関する事
- (2) 北海道が管理する道路及び橋梁のパトロール並びに防災管理に関する事
- (3) 道道の新設、改良、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関する事
- (4) 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊防止工事に関する事
- (5) 災害時の関係河川の水位雨量の情報及び報告に関する事
- (6) 被災地の交通情報収集と交通路の確保に関する事

13 十勝総合振興局保健環境部本別地域保健支所

- (1) 災害時の応急医療、防疫活動の実施、指導及び感染症の予防に関する事
- (2) 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持の指導に関する事
- (3) 被災地の医薬品及び衛生資材等の需給に関する事

14 本別警察署

- (1) 災害時における住民の避難誘導及び救助並びに犯罪の予防及び交通等の規制に関する事
- (2) 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集に関する事
- (3) 被災地の治安維持に関する事

15 北海道総合通信局

- (1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること
- (2) 非常通信協議会の運営に関すること

16 東日本電信電話(株) 北海道事業部北海道東支店

- (1) 非常及び緊急通信の取扱いに関すること
- (2) 災害時における通信連絡を確保するための応急通信回路の措置に関すること
- (3) 特設公衆電話及び特設電報取扱所の設置等に関すること

17 北海道電力(株) [帯広支店、帯広電力センター、足寄営業所]

- (1) 変電所施設及び配送電線等の保守、保安に関すること
- (2) 災害時における電力の円滑な供給の確保に関すること

18 電源開発(株)上士幌電力所

- (1) 活込ダム及び仙美里ダム施設における防災管理並びに放流等に関し、連絡調整を図ること

19 東日本高速道路株式会社帯広管理事務所

- (1) 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理に関すること

20 本別町農業協同組合・本別町森林組合・十勝農業共済組合北部事業所本別家畜診療所

- (1) 本別町が行う被害状況調査の協力に関すること
- (2) 所轄施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること
- (3) 被災組合員等に対する融資及び応急措置に関すること

21 本別町商工会

- (1) 本別町が行う被害状況調査の協力に関すること
- (2) 災害時における物価の安定及び救護物資の確保について協力すること
- (3) 災害時における商工業者への融資斡旋に関すること

22 北洋銀行本別支店・帯広信用金庫本別支店

- (1) 災害時における金融に関すること

23 一般運送事業所

- (1) 災害時における救援物資及び災害対策用資材等の緊急輸送等について関係機関への支援を行うこと

24 一般病医院

- (1) 災害時における医療及び防疫対策について協力すること

25 危険物関係施設の管理者

- (1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと

26 本別建設業協会

- (1) 災害時における応急、復旧工事、緊急資材輸送及び建設重機の確保等災害活動に対する協力支援に関すること
- (2) その他「災害対策業務に関する協定」(平成18年10月27日締結)に関すること

27 各種組織・団体

指定地方公共機関各支部、地区協会(財団法人北海道薬剤師会、社団法人北海道獣医師会、社団法人北海道バス協会)等

- (1) 災害時における応急及び復旧対策について協力すること

第6節 住民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、日頃から減災のための備えを一層充実する町民運動を展開することが必要である。

1 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法(避難経路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- イ 最低3日間(推奨1週間)の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、女性用品、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、ポータブルストーブ、携帯電話(充電器等)、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 災害時要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・災害時要配慮者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 緊急避難場所・避難所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、事業の継続、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- オ 取引先とのサプライチェーンの確保
- カ 最低3日分の食料、飲料、物資の備蓄

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供及び避難誘導
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第2章 本別町の概況

第1節 自然的条件

1 位置

本町は十勝の東北部、北緯43°東経143°に位置し、東に白糠町、西に士幌町及び上士幌町、南は池田町、北は足寄町に隣接し、面積は391.91㎢を有し、東西31.8km、南北16.5kmである。東部及び南部は、起伏のけわしい標高200m内外の丘陵におおわれ、西部及び北部は、段丘地を形成している。段丘地は2段～4段の階段状（標高75～300m）になっており平坦地は緩傾斜地である。

2 河川

十勝と網走を境にした分水嶺に源を発する利別川は、町の中央部を貫流し十勝川に合流している。また、美里別川、美蘭別川、押帯川、本別川、仙美里川等の大小河川、支流が利別川に流入している。

3 気候

本町の気候は、北半球特有の亜寒帯気候に属し、春と秋は短く夏は割合に高温である。冬は厳しい寒さで雪は少なく晴天の日が多く、いわゆる大陸的気候である。

過去30年の気象記録

年		気温(℃)			日照時間	降水量(mm)			降雪量(寒候年・cm)	
西暦	平成 令和	日平均	最高	最低	年計(h)	年計	日最大	1時間最大	合計	日最大
1993	5	5.8	30.1	-21.0	1,686.2	821.0	61.0	23.0	276	19
1994	6	6.9	34.7	-22.6	1,968.1	794.0	64.0	19.0	455	21
1995	7	6.6	33.4	-24.5	1,635.1	1,013.0	39.0	21.0	388	36
1996	8	5.6	31.1	-22.6	1,694.6	725.0	42.0	9.0	368	18
1997	9	6.3	32.3	-22.1	1,769.6	847.0	77.0	18.0	323	26
1998	10	6.0	31.0	-27.1	1,726.4	1,040.0	92.0	15.0	219	29
1999	11	6.7	35.5	-23.0	1,793.1	651.0	69.0	13.0	372	25
2000	12	6.1	34.6	-27.7	1,671.1	894.0	79.0	10.0	360	21
2001	13	5.2	32.4	-26.8	1,721.4	804.0	93.0	17.0	287	27
2002	14	6.4	31.2	-21.1	1,733.6	846.0	105.0	18.0	194	25
2003	15	5.8	29.8	-24.7	1,643.6	824.0	126.0	25.0	414	53
2004	16	6.9	35.0	-23.2	1,747.8	786.0	44.0	18.0	397	29
2005	17	6.0	33.7	-24.7	1,727.4	673.0	91.0	22.0	291	46
2006	18	6.0	34.0	-28.0	1,945.8	792.0	84.0	25.0	237	35
2007	19	6.3	34.9	-21.1	2,133.1	611.0	46.0	10.0	206	16
2008	20	6.3	31.8	-24.2	2,049.3	576.0	59.5	26.0	173	14
2009	21	6.2	32.6	-22.5	1,973.8	1,063.0	63.0	16.5	323	28
2010	22	7.0	35.6	-25.0	1,902.2	798.5	76.0	18.5	350	15
2011	23	6.4	33.2	-23.7	2,029.4	788.5	69.0	20.5	252	28
2012	24	6.1	33.1	-29.1	1,907.3	870.0	74.0	22.5	357	22
2013	25	6.3	32.7	-28.1	1,887.9	832.0	73.0	18.0	245	46
2014	26	6.4	35.4	-23.7	2,133.6	723.5	67.0	22.0	147	16
2015	27	7.1	35.7	-22.1	1,975.3	699.0	43.5	42.5	205	28
2016	28	6.1	32.4	-25.3	2,043.6	1,077.0	126.5	26.0	200	22
2017	29	6.1	36.3	-27.3	2,091.6	605.0	48.0	14.5	194	20
2018	30	6.5	34.2	-25.7	1,983.0	883.5	67.5	24.0	221	26
2019	元	6.6	37.2	-26.2	2,084.5	646.5	60.0	13.5	200	37
2020	2	7.0	35.5	-27.4	1,985.1	618.5	46.0	25.5	171	15
2021	3	7.0	37.1	-27.0	1,755.7	885.0	81.0	31.0	160	34
2022	4	7.2	33.9	-23.7	2,081.0	841.5	81.5	32.0	123	16
平年値		6.3			1,813.3	772.9				

(出典:気象庁統計情報)

※1 「寒候年」とは前年秋から今年春までの期間(一連して降雪のある期間)

※2 「平年値」とは、1993年から2022年の平均値

第2節 災害の概況

昭和40年以降に発生した災害の主な記録は次のとおりである。なお、観測数値は、昭和50年4月以降のものを記載した。

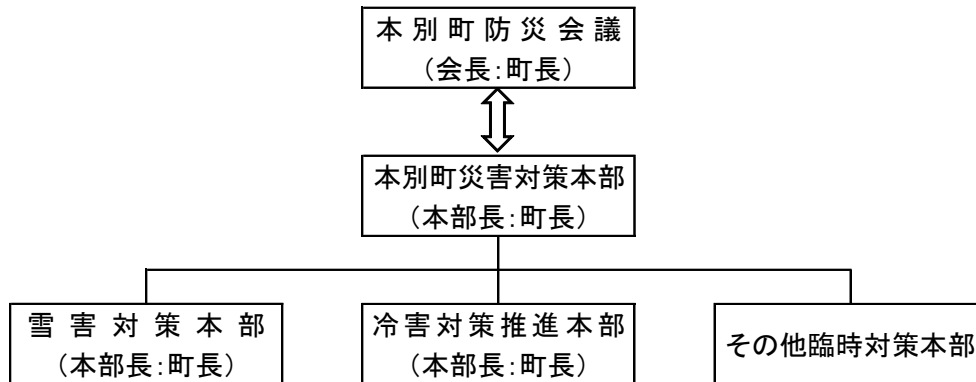
発 生 年 月 日	種 別	被 害 状 況
昭和43年5月16日	地 震 M7.9	9時49分（震源地えりも岬南南東約150km）北海道から東北にかけて地震。全道的被害甚大。「1968年十勝沖地震」と命名。
昭和44年2月4日	暴風雪	低気圧に伴うもの。大雪のため小学校等が臨時休校し、交通機関にも影響が出た。
昭和45年1月21日	地 震 M6.8	震源地日高山脈南部、特に日高・十勝地方に被害あり。帯広・広尾・本別、震度5の強震。
昭和46年9月12日	台 風	台風26号と低気圧の通過による被害。
昭和47年9月17日	台 風	台風20号と低気圧及び秋雨前線の影響のため、日高地方を除き全道的被害多し。
昭和50年3月21日	大 雪	二つ玉低気圧のため、全道的に降水量、降雪量がともに多く、十勝支庁では「3.22低気圧災害対策本部」を設置する。
昭和50年8月24日	台 風	前線と台風6号くずれの低気圧のため、全道的に雨、風の被害多し。降水量81mm。
昭和53年1月22日	暴風雪 大 雪	二つ玉低気圧が根室東海上で一つにまとまり非常に発達した低気圧になり、バスの全面運休、国鉄ダイヤの乱れ、学校の臨時休校等、各方面に影響を与える。本別では降雪量35cm。
昭和54年10月19日	台 風	台風20号がえりも岬を通過して千島北部に達し、全道的に被害多し。降水量73mm。
昭和56年8月4日 ～5日	台 風	前線と台風12号により、全道的に甚大な被害をもたらす。2日間の総雨量99mm。
昭和56年8月22日	台 風	台風15号、降水量33mm。
昭和60年9月1日	台 風	台風13号、降水量72mm。
昭和61年9月4日	大 雨	台風15号から変わった熱帯低気圧により、降水量91mm。
昭和63年9月1日	暴風雨	台風12号から変わった熱帯低気圧の影響で、強い風が吹き、住家一部破損の被害が1件。
昭和63年7月6日	ひょう	小麦、小豆などの畑作物に被害が出る。
昭和63年11月24日 ～25日	大 雨	降水量168mmと記録的な大雨が降り、各方面に大きな損害をもたらす。
平成元年6月29日	大 雨	低気圧による大雨で、災害対策本部を設置する。農業、土木施設に多大な損害。降水量150mm。
平成2年9月3日	大 雨	短時間に強い雨が降り、床上浸水1世帯、床下浸水2世帯、降水量56mm。
平成4年8月10日	台 風	台風10号から変わった熱帯低気圧により、9日からの降水量83mm。被害総額123,276千円。
平成4年9月10日 ～12日	大 雨	3日間の降水量が168mmと記録的な大雨が降り、床上浸水1世帯、農業、土木施設に多大な損害をもたらす。利別川河川敷運動公園等が冠水した。被害総額971,720千円。
平成5年1月15日	地 震	20時06分（震源地釧路沖南15km、深さ107km）北海道から東北、関東甲信越地方のほぼ全域で有感となる地震が発生し、災害対策本部を設置する。「1993年釧路沖地震」と命名。本町の推定震度5、重症3名、軽傷13名、住家の半壊1世帯、一部破損330世帯等各方面に多大な損害をもたらす。被害総額655,520千円。

平成 6 年 10 月 4 日	地 震	22 時 23 分（震源地北海道東方沖、深さ 30 km）北海道から東北、関東、中部地方の広い範囲で有感となる地震が発生した。この地震を「北海道東方沖地震」と命名。本町の推定震度 5 強、軽傷 3 名、住家の被害は軽微であったが、土木施設に多大な損害をもたらす。被害総額 312,605 千円。
平成 10 年 8 月 27 日 ～29 日	大 雨	利別川河川流域に発生した集中豪雨による降り始めからの降水量が 138 mm に達し、床下浸水 1 世帯、農業、土木施設に大きな損害をもたらし、利別川河川公園等が冠水した。被害総額 1,123,175 千円。
平成 12 年 4 月 10 日 ～11 日	大 雨	降り始めからの降水量 82 mm を記録し、大雨と雪解け水による河川の氾濫、道路の決壊、畑や河川運動公園への冠水。被害総額 350,000 千円。
平成 13 年 8 月 22 日 ～23 日	暴風雨	台風 11 号により降水量 82 mm に達し、農・林業、土木施設に大きな被害をもたらした。災害対策本部設置。被害総額 180,231 千円。
平成 13 年 9 月 11 日 ～12 日	台 風	台風 15 号により降水量 132 mm を記録し、河川運動公園、農・林業、土木施設に大きな被害をもたらした。災害対策本部設置。被害総額 135,980 千円
平成 14 年 10 月 1 日 ～ 2 日	台 風	台風 21 号により降水量 101 mm に達し、暴風雨による倒木や農作物被害等、農・林業及び土木施設に大きな被害があった。災害対策本部設置。被害総額 252,896 千円。
平成 15 年 8 月 9 日 ～10 日	台 風	台風 10 号により降水量 187 mm を記録し、床上浸水 2 世帯、床下浸水 22 世帯。避難勧告による避難者は 122 世帯、255 人にのぼり、農・林業、土木施設にも甚大な被害があった。災害対策本部設置。被害総額 2,396,121 千円。
平成 15 年 9 月 26 日	地 震 M8.0	4 時 50 分頃（震源地釧路沖 M8.0、深さ 42 km）日高、十勝、釧路、根室支庁において最大震度 6 弱を記録。「平成 15 年十勝沖地震」と命名。本町の震度は 5 強。負傷者 9 人。農業用施設、商工業、文教施設などに大きな被害があった。災害対策本部設置。被害総額 162,909 千円。
平成 18 年 4 月 20 日 ～21 日	大 雨	発達した低気圧の影響により河岸決壊、町道の路盤流出などの被害があった。降水量 86 mm。被害総額 15,354 千円。
平成 18 年 10 月 7 日 ～8 日	暴風雨	発達した低気圧の影響により暴風雨となり、倒木や道路破損、森林、営農施設など、農・林・土木施設に被害があった。降水量 92 mm。被害総額 413,487 千円
平成 23 年 9 月 3 日 ～ 5 日	暴風雨	停滞前線及び台風の影響による暴風及び大雨で、道路の決壊及び水道管の破損による被害。被害総額 5,400 千円
平成 26 年 8 月 10 日 ～11 日	大 雨	停滞前線及び台風の影響による大雨で、路面及び路肩の一部崩壊 の被害があった。被害額 52,900 千円
平成 27 年 8 月 11 日	大 雨	時間雨量 42.5mm の大雨により床下浸水や路盤流出、落雷による停電や消防用サイレン等に被害があった。
平成 27 年 10 月 8 日	台 風	強風による重傷者 1 名、家屋の屋根や車の破損、倒木、ビニールハウスの破損、農作物の倒伏、道路の通行止め、停電等の被害があった。 被害額 44,523 千円
平成 28 年 8 月 17 日 ～31 日	台 風	畑への冠水・停滞水及び土砂・倒木の流入、強風による農作物の倒木・農業施設の破損等、町道 93 路線 138 箇所の路面・路肩の一部決壊、河川埋塞（2 河川）、鹿柵被害、林道 6 路線の法面等の崩壊、本別公園への土砂等の流入及び山崩れ等被害総額 1,179,700 千円
平成 30 年 9 月 6 日	停 電	北海道胆振東部地震の影響により、北海道のほぼ全域が停電になる。小中高が臨時休校、酪農業では停電により搾乳ができないため乳牛の体調に被害が発生、電話の補助電源が無くなり電話通信等が使用不能となる

第3章 防災組織

災害の予防及び応急対策の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織運営及び災害対策本部の設置基準等を定めるものとする。

本別町の防災行政を円滑に運営するための組織として、本別町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、本別町災害対策本部を設置して、応急対策活動を実施するものとする。その他、雪害、冷害、エネルギー問題等の特殊災害の発生に対処するため、それぞれ対策本部を設置し応急活動及び救援活動を実施する。



第1節 防災会議

1 防災会議の組織

防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく本別町防災会議条例（昭和37年12月28日条例第21号）第3条第5項に定めるものを委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集及び機関相互間の連絡調整を行うものとする。

2 防災会議の運営

本別町防災会議条例の定めるところによる。

(3) 防災会議の構成

会 長 (町 長)	委 員	指定地方行政機関	帯広開発建設部次長(河川・道路) 十勝東部森林管理署長
		北海道知事部局	十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所長 十勝総合振興局保健環境部本別地域保健支所長 十勝総合振興局地域創生部地域政策課主幹
		北海道警察	本別警察署長
		本別町	本別町副町長 本別町総務課長
		教育委員会	本別町教育長
		消防機関	本別消防署長 本別消防団長
		指定公共機関及び 指定地方公共機関	東日本電信電話(株)北海道事業部北海道東支店長 郵便局(株)本別郵便局長
		公共的団体	本別町農業協同組合代表理事組合長 十勝農業共済組合北部事業所本別家畜診療所長 本別町商工会長
		陸上自衛隊の自衛官	陸上自衛隊第5旅団第5特科隊長
		民間企業	本別建設業協会長

第2節 災害対策本部

本別町災害対策本部は、災害・事故が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、基本法第23条の規定に基づき設置するもので、防災会議と密接な連絡のもとに災害予防及び応急対策を実施する。

1 本部の設置基準

本部の設置は、基本法第23条の2第1項の規定により、次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたときに設置する。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨、大雪若しくは洪水警報又は土砂災害警戒情報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき
- (2) 主要河川については氾濫注意水位に達し、又は達する恐れがあるとき
- (3) 震度5弱以上の地震が発生し、地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき
- (4) 大規模な停電が発生し、人命に係る案件の発生、交通、通信網などへの影響拡大、長期化が予想されるとき

- (5) 大規模な火災、爆発等が発生し、その規模及び範囲から特に総合的な対策を要するとき
- (6) その他、町民生活に重大な影響を及ぼす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき

2 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちに関係者、機関等に周知する。なお、職員及び関係機関への情報伝達方法については、「第5章第1節災害情報通信計画及び情報伝達計画」に定める。

- (1) 全職員（庁内放送、電話、庁内LAN）
- (2) 防災関係機関及び報道機関（北海道総合行政情報ネットワーク、電話、無線電話及び伝令）
- (3) 一般住民への周知（報道機関の広報協力、防災行政無線及びホームページ）

3 本部設置場所

- (1) 本部は本別町役場に設置する。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置するものとする。
- (2) 本部を設置したときは、本庁舎正面玄関及び本部前に本部標識板を掲示する。

4 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、早急な諸対策を行うために必要と認めるときは、災害発生地域に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- (2) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれにあてる。
- (3) 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示及び情報交換により、適切な措置を講ずる。

5 本部の廃止

- (1) 本部長は、次のいずれかに該当する場合に本部を廃止する。
 - ア 本町の地域において災害発生危険が解消したとき
 - イ 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき
 - ウ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、町民生活に障害となる状況が解消されたと認めるとき
- (2) 本部を廃止したときは、各防災機関及び報道機関等に通知する。
- (3) 廃止後においても、災害事務及び救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する課・部局に業務を引き継ぎ、それぞれの関係課・部局において対策業務を執り行う。この場合、総務課は、業務の内容及び遂行状況等について、関係課・部局からの報告を求め、常に全体状況を把握し、かつ必要な指示を行う。

6 本部の組織及び事務所掌

- (1) 本部に部及び班を設置するものとする。
- (2) 本部の組織は、別表1「本別町災害対策本部組織図」のとおりとする。
- (3) 部・班の名称、部長・副部長・班長にあてられる職員及び担当する課・部局については、別表1「本別町災害対策本部組織図」のとおりとする。
- (4) 各班の編成及び所掌事務は、原則として別表2「本別町災害対策本部 部・班の所掌業務」によるが、災害状況等により部内で調整及び編成替えを行い、適切な活動を行う。この場合、部内での変更分担業務は各部長が定め、指示するとともに、本部へ報告する。
- (5) 災害状況により特に必要と認めるときは、本部長は別表1「本別町災害対策本部組織図」と異なる編成を各部・班に指示することができる。

7 本部の運営

本部の運営は、本別町災害対策本部条例（昭和 38 年 4 月 5 日条例第 5 号）の定めるところによる。
また、本部職員は平時から、災害時の対応についてコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものとするよう努めるものとする。

（1）本部会議

ア 本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

① 本部長 町長

町長が不在等の場合は、副町長がその任務にあたる。

② 副本部長 副町長

③ 本部員 本別町災害対策本部条例第 3 条第 1 項に規定する部の長

④ 本部長が指名した災害対策本部員

イ 本部の協議事項

① 本部の非常配備体制の確立及び廃止に関すること

② 災害情報及び被害状況の分析に関すること

③ 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること

④ 職員の配備態勢の切替及び廃止に関すること

⑤ その他災害対策に関する重要な事項

⑥ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に関すること

ウ 本部会議の開催

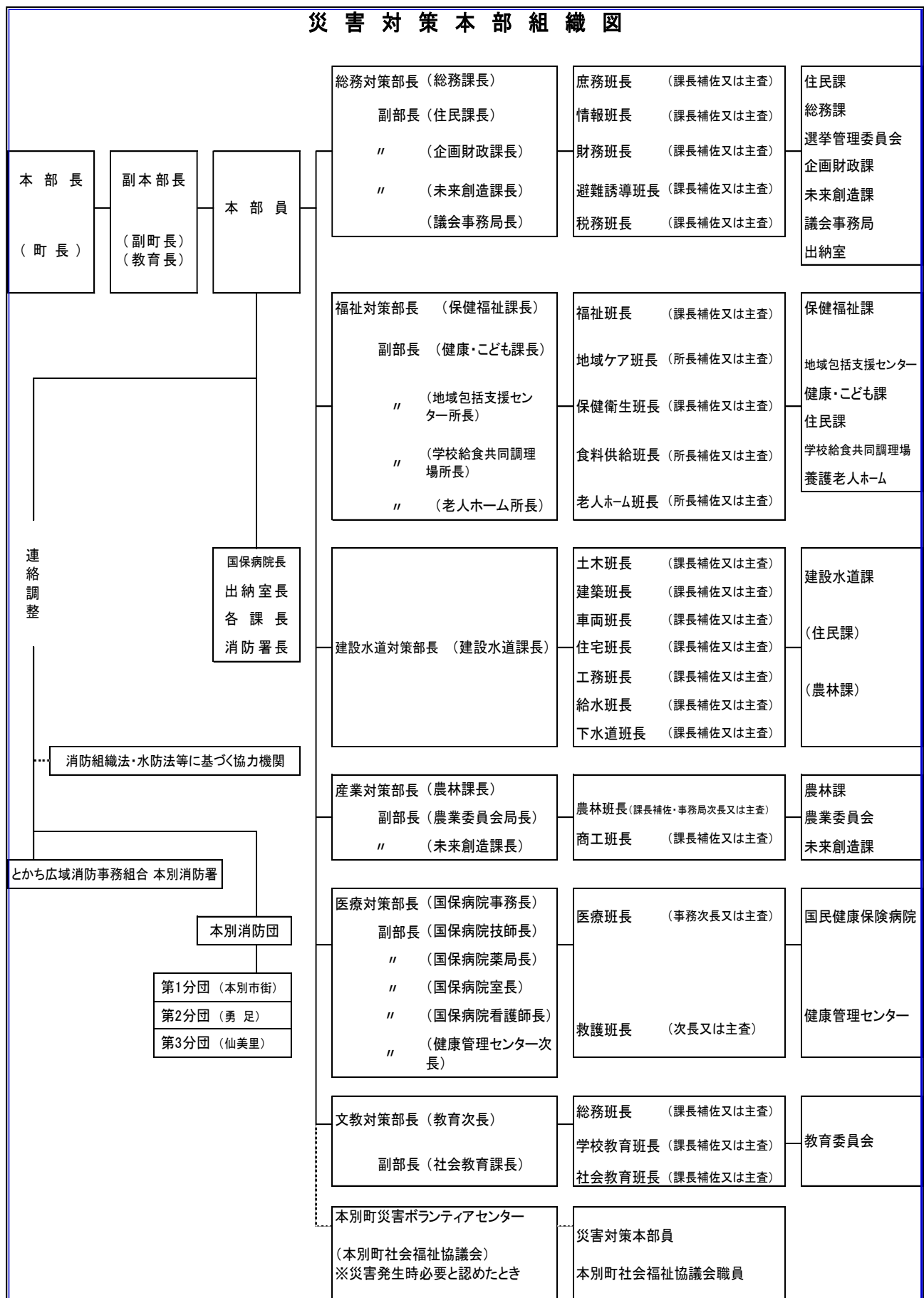
① 本部会議は、本部長が必要により招集し、開催する。

② 各対策部長は、それぞれの所管事項について本部会議に必要な資料を提出しなければならない。

③ 各対策部長は、必要により所属の職員を伴って本部会議に出席することができる。

④ 各対策部長は、必要と認めるときは本部長に本部会議の招集を求めることができる。

別表 1



別表 2

本別町災害対策本部 部・班の所掌業務

部 名	班 名	対 策 業 務
総務対策部	庶務班	1 本部の庶務及び本部員との連絡調整に関する事
		2 本部の設置及び本部会議に関する事
		3 本部長の指揮命令の伝達に関する事
		4 本部員の非常招集に関する事
		5 住民自治組織等（自主防災組織含む）の連絡及び協力に関する事
		6 非常警報、避難準備、避難勧告又は指示及び避難解除に関する事
		7 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関する事
		8 関係機関団体に対する協力及び応援要請に関する事
		9 自衛隊の派遣要請依頼に関する事
		10 災害応急措置及び復旧対策の推進調整に関する事
		11 緊急車両並びに避難所、医療機関及びその他災害対策上重要な施設への石油類燃料の供給要請に関する事
		12 災害に対する相談、苦情等の処理に関する事
		13 災害及び避難状況の記録及び報告に関する事
		14 その他各部（班）に属さない事項
	情報班	1 気象警報等の受理、伝達及び災害広報、避難場所の周知広報に関する事
		2 災害情報の収集、伝達及び報告に関する事
		3 被害状況の収集、集計及び報告に関する事
		4 報道機関との連絡に関する事
		5 被害の記録に関する事
		6 地域住民からの災害に関する情報等の収受に関する事
		7 避難所への情報提供に関する事
		8 防災行政無線の管理及び通信に関する事
		9 北海道総合行政情報ネットワークの管理及び通信に関する事
		10 被災者台帳の作成に関する事
	財務班	1 災害対策の予算及び資金経理に関する事
		2 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関する事
		3 その他本部長の指示による各班の支援に関する事
	避難誘導班	1 住民の避難、立退きに関する事
		2 避難場所の設定及び被災者の収容に関する事
		3 被災地における人命救助及び行方不明者の捜索に関する事
	税務班	1 被災納税者の税務相談及び減免に関する事
		2 納税者の被害調査に関する事
		3 災害に伴う金銭（見舞金受入れを含む）の出納経理保管に関する事
		4 本部長の指示による各班の支援に関する事
		5 その他税務対策に関する事
福祉対策部	福祉班	1 救助法に基づく救助の実施に関する事
		2 被災者に対する食料、諸援助物資の支給に関する事
		3 被災者の生活保護に関する事
		4 義援金、物資の受付、保管及び配分に関する事
		5 救護施設の開設及び管理に関する事
		6 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事
		7 日赤救助活動との連絡調整に関する事
		8 避難所の開設及び管理に関する事

部 名	班 名	対 策 業 務
福祉対策部	地域ケア班	1 避難状況の記録及び報告に関すること 2 避難所の開設及び管理に関すること 3 避難所における避難者の救護に関すること 4 災害時要援護者の安否確認及び関係機関との連携に関すること 5 社会福祉協議会との連携に関すること
	保健衛生班	1 防疫計画作成及び実施に関すること 2 塵芥の収集、し尿汲取り及び死亡獣畜の処理に関すること 3 災害時の死体の処理及び埋葬に関すること 4 保健所との連絡調整に関すること 5 ペットの避難処理に関すること
	食料供給班	1 被災者に対する食料の供給に関すること 2 本部員の食料の供給に関すること
	老人ホーム班	1 入居者の安否確認に関すること 2 施設被害調査及び応急対応に関すること 3 負傷者の対応に関すること
建設水道対策部	土木班	1 公共土木施設及び土地改良施設の被害調査並びに応急対策に関すること 2 災害地の復旧に関すること 3 災害応急資材（土木作業用）の確保、輸送及び配分に関すること 4 災害通行路線調査及び通行路線の確保に関すること 5 障害物の除去に関すること 6 応急作業に必要な資材の確保及び作業従事者の応援に関すること
	建築班	1 建築物の被害調査及び応急対策に関すること 2 災害時の建築用資材の需給計画に関すること 3 被災者に対する応急仮設住宅の建設に関すること 4 被害住宅の応急修理に関すること 5 被災住宅の住宅診断、修理及び相談に関すること
	車両班	1 食料及び応急資機材の輸送に関すること 2 災害時の車両配備に関すること 3 避難者の輸送、輸送車両の管理に関すること 4 災害時の粗大ゴミ等の処理に関すること
	住宅班	1 町有施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 被災者に対する住宅の確保に関すること 3 公営住宅及び職員住宅の被害調査及び応急対策に関すること
	工務班	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 被災水道施設の応急修理に関すること 3 水源及び給水施設の管理に関すること
	給水班	1 機動給水に関すること 2 応急給水所の設置に関すること
	下水道班	1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること
産業対策部	農林班	1 農作物、農業用施設及び林業用施設等の被害調査並びに応急対策に関すること 2 林産物、林産施設及び町有林の被害調査並びに応急対策に関すること 3 家畜及び畜産施設の被害調査並びに応急対策に関すること（死亡獣畜の取扱い含む） 4 被害農家及び林家への災害融資に関すること

部 名	班 名	対 策 業 務
産業対策部	農林班	5 農協、森林管理署等関係団体の連絡調整に関すること 6 地すべり、崖くずれ等、危険箇所の調査及び対策に関すること
	商工班	1 商工業の被害調査及び応急対策に関すること 2 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 災害時の応急食料及び諸援助物資の調達に関すること 4 被災商工業者に対する融資に関すること 5 商工会等関係団体の連絡調整に関すること
医療対策部	医療班	1 災害時における医療及び助産に係る具体的な計画の作成実施に関すること 2 災害時における医療及び助産に必要な医薬品、衛生資材の確保に関すること 3 負傷者の収容並びに応急処置及び看護に関すること 4 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること 5 各医療機関への協力要請に関すること
	救護班	1 応急救護所の開設及び運営に関すること 2 被災地の感染症予防及び患者の収容に関すること 3 被災地及び避難所の保健指導に関すること 4 救急薬品の供給確保に関すること
文教対策部	総務班	1 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 教育施設の応急利用に関すること 3 部内、各班の災害対策活動の総合調整に関すること 4 教育施設の復旧に関すること 5 学校等との連絡調整について
	学校教育班	1 児童生徒の安全確保、応急救護及び被災状況に関すること 2 災害時の学校給食の確保に関すること 3 災害時の学用品の支給及び応急教育に関すること 4 教職員の動員に関すること
	社会教育班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 社会教育団体の連絡調整に関すること 3 社会教育施設の応急利用に関すること 4 社会教育施設の復旧に関すること 5 ボランティアの受入に関すること

8 職員災害非常配備体制

- (1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとる。ただし、本部が設置されない場合にあっても、非常配備に関する基準により配備体制をとることができる。
- (2) 非常配備の種別、配備内容、配備時期基準は次のとおりとする。
- (3) 班長は、前項の基準に基づき配備計画を定め職員に徹底しておくものとする。

非常配備に関する基準

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
警戒配備体制	総務対策部（総務課）が情報収集に当たり、必要に応じて各対策部長と連携し、情報収集及び連絡活動等が円滑に行いうる体制をとる。	(1) 気象業務法に基づく気象情報（注意報）が発表され、警戒する必要が生じたとき (2) その他特に本部長が必要と認めたとき
第 1 非常配備体制	特に関係のある班の少数人員で情報収集及び連絡調整等が円滑に行いうる体制をとる。 次の動員体制に円滑に移行しうる体制とする。	(1) 震度 4 の地震が発生したとき (2) 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に情報（警報）が発表されたとき (3) その他特に本部長が必要と認めたとき
第 2 非常配備体制	関係各班の所要の人員をもってあたるもので直ちに非常活動が開始できる体制とする。	(1) 震度 5 弱以上の地震の発生したとき (2) 局地的な災害の発生が予想される場合、又は災害が発生したとき (3) その他特に本部長が必要と認めたとき
第 3 非常配備体制	災害対策本部の全員をもってあたるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	(1) 震度 5 強以上の地震が発生したとき (2) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が非常招集を指令したとき (3) 予想されない重大な被害が発生したとき

備考 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

9 本部各部の配備要員

(1) 動員の方法

- ア 総務対策部長は、本部長の非常配備決定に基づき、各対策部長に対し本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
- イ 上記の通知を受けた各対策部長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- ウ 各対策部長により通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- エ 各部においては、あらかじめ部内の動員系統を確立しておくものとする。

10 非常配備体制の活動要領

(1) 警戒配備体制下の活動

総務対策部（総務課）が主体となり情報収集を行う。また災害の発生が予想される場合は各部に情報共有を行う。

(2) 第 1 非常配備体制下の活動

総務対策部長は、气象台、その他関係機関と連携をとり気象情報、対策等を関係対策部長に連絡する。これに基づき各対策部長は、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時必要な応急対策を行うものとする。

(3) 第 2 非常配備体制下の活動

- ア 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じ本部員会議を開催する。
- イ 関係対策部長の所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制、応急対策を強化する。

ウ 総務対策部長は、関係対策部長及び防災会議構成機関との連絡を密にし、客観情勢を把握するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

エ 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

- ① 事態の重要性を部員に徹底させ、応急業務を行うこと
- ② 装備、物資、機材、設備等を点検し、必要に応じ被災地（被災予想地）に配備すること。
- ③ 関係部及び災害対策に関係する外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

（４）第３非常配備体制下の活動

第３非常配備体制が指令された後は、各対策部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動の状況を随時本部長に報告するものとする。

第３節 住民組織等の活用

防災計画の効果的な遂行に資するため、災害時緊急を要するときは地域住民組織に必要な応じて協力依頼することとする。具体的には担当班（庶務班）を通じ下記１の団体に対し、下記２の事項について協力を求めるものとする。

１ 組織

各自治会、本別町女性団体連絡協議会、本別町青年協議会、本別町商工青年部、本別町ボランティア団体連絡協議会、本別町農業協同組合青年部、自主防災組織

２ 活動内容

活動内容は次のとおりとし、作業の種別を考慮し適宜協力を求めるものとする。

- （１）災害復旧、救助活動
- （２）救出者等の炊き出し及び避難所に関する活動
- （３）救援物資の配分活動
- （４）飲料水の供給活動
- （５）被害状況の調査活動
- （６）その他災害応急対策の補助

第４節 気象業務に関する計画

災害情報計画は、災害関係の気象予報（注意報を含む）、警報及び情報等の収集並びに伝達、さらには災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速かつ確実に実施するための計画である。

１ 気象警報等の伝達系統及び方法

気象予報（注意報を含む）、警報及び情報等は、気象警報等伝達系統図（別表３）に基づき電話、広報車、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報、伝達するものとする。気象注意報及び警報等の種類並びに発表基準は別表４のとおりとする。

（１）受領・周知責任者

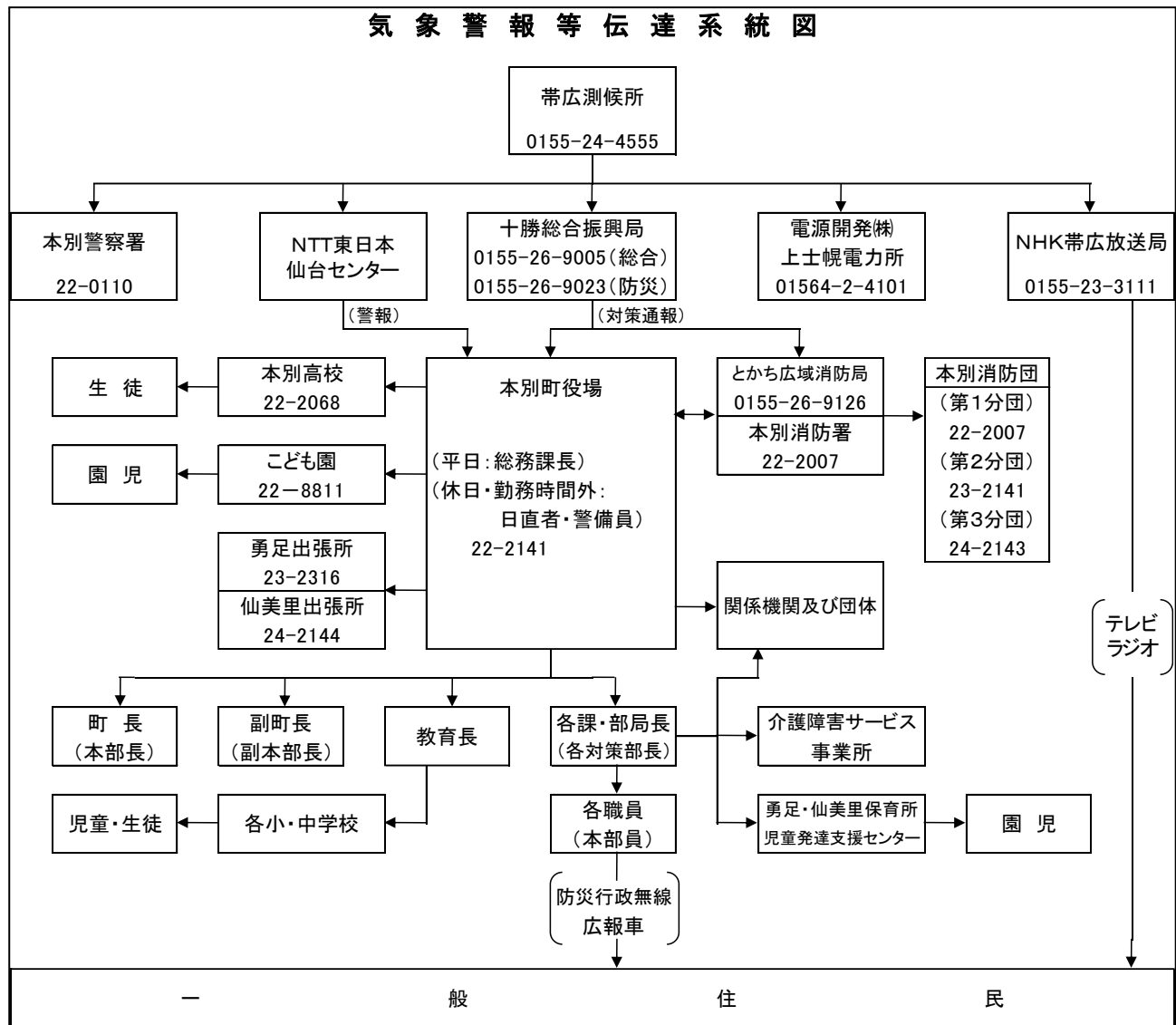
ア 気象予報（注意報を含む）、警報及び情報等並びに災害情報等の受領・周知責任者は、総務課長とする。

イ 受領・周知責任者が気象予報（注意報を含む）、警報及び情報等を受けたときは、気象警報等受理簿に記載のうえ、必要に応じ関係対策部長に伝達するとともに関係機関に通知するものとする。（注意報については、町長が必要と認めた場合のみ伝達する。）

ウ 勤務時間外又は休日等の場合は、警備員又は日直者が受領し、受領・周知責任者に必要な連絡を行い、その指示を受けるものとする。

気 象 警 報 等 受 理 簿			
平成 年 月 日		予 警 報	
発 信 者		発表時刻	
受 信 者		受理時刻	
内 容			
処 理			

別表 3



別表 4

気象警報等の種類及び発表基準

1 特別警報基準

気象官署担当予報区	帯広測候所			
	本別（十勝中部）			
大 雨	4 8 時間降水量及び土壌雨量指数において、5 0 年に一度の値以上となった 5 km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 5 0 格子以上出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合			
	3 時間降水量及び土壌雨量指数において、5 0 年に一度の値以上となった 5 km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 1 0 格子以上出現（ただし、3 時間降水量が 1 5 0 mm 以上となった格子のみをカウント対象とする）すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合			
	中心気圧 9 3 0 hPa 以下又は最大風速 5 0 m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧が接近する場合			
暴 風 暴 風 雪	中心気圧 9 3 0 hPa 以下又は最大風速 5 0 m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧が接近する場合			
大 雪	府県程度の広がりをもって 5 0 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合			
本 別 町 の 「5 0 年に一度の値」	4 8 時間降水量	3 時間降水量	土壌雨量指数	積雪深
	1 9 6 mm	7 9 mm	1 5 1	9 5 cm

2 警報基準（基準値はいずれも予報値）

気象官署担当予報区		帯広測候所	
		本別（十勝中部）	
大 雨	（浸水害）	雨 量 基 準	平 坦 地：1 時間雨量 4 0 mm 平坦地以外：1 時間雨量 5 0 mm
	（土砂災害）	土壌雨量指数基準	1 0 0
洪 水		流域雨量指数基準	美里別川流域＝3 4 本別川流域＝1 4 押帯川流域＝1 1
暴 風		平 均 風 速	2 0 m/s
暴 風 節		平 均 風 速	1 8 m/s 雪による視程障害を伴う
大 雪		降 雪 の 深 さ	1 2 時間降雪の深さ 4 0 cm

3 注意報基準（基準値はいずれも予報値）

気象官署担当予報区		帯広測候所	
		本別（十勝中部）	
大 雨	（浸水害）	雨 量 基 準	平 坦 地：1 時間雨量 2 5 mm
	（土砂災害）	土壌雨量指数基準	6 7
洪 水		流域雨量指数基準	美里別川流域＝2 7 本別川流域＝7 押帯川流域＝9
強 風		平 均 風 速	1 2 m/s
風 雪		平 均 風 速	1 0 m/s 雪による視程障害を伴う
大 雪		降 雪 の 深 さ	1 2 時間降雪の深さ 2 5 cm
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融 雪		6 0 mm 以上：2 4 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃 霧		視 程	2 0 0 m
乾 燥		最小湿度 3 0 % 実効湿度 6 0 %	
な だ れ		① 2 4 時間降雪の深さ 3 0 cm 以上	
		② 積雪の深さ 5 0 cm 以上で、日平均気温 5 ℃ 以上	
低 温		4 月、5 月、1 0 月：（最低気温）平年より 5 ℃ 以上低い	
		1 1 月 ～ 3 月：（最低気温）平年より 8 ℃ 以上低い	
		6 月 ～ 9 月：（平均気温）平年より 4 ℃ 以上低い日が 2 日以上継続	
霜		最低気温 3 ℃ 以下	
着 氷			
着 雪		気温 0 ℃ くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

【土壌雨量指数】

土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨等の雨量データから指数化したもの。

【流域雨量指数】

流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

1時間降水量	90mm
--------	------

5 火災気象通報基準

振興局名	発表官署	通 報 基 準
十 勝	帯広測候所	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速12m/s以上が予想される場合とする。なお、平均風速が12m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

第4章 災害予防計画

災害対策の究極は、災害の発生を未然に防止することであり、災害の予防は、あらゆる防災の根幹をなすものである。本章は、災害対策を計画的に推進するため、災害の予防に必要な事業、施設の整備及び訓練等について必要な事項を定め、災害予防体制の確立を図るものとする。

第1節 水予防計画

町内の河川の氾濫、これに伴う堤防の決壊、その他による水害において、これを警戒し、防御し、その被害を軽減するための組織及び活動を定めるものとする。

1 実施責任者

水防業務は町が行う。

2 水防組織

水防活動は、水防管理者である町長の所轄の下に、消防機関と消防団が地域住民の協力を得て行うものとする。なお、本部が設置された場合は、本部でその事務を処理する。

3 雨量、水位観測所

町の区域内に設置された雨量及び水位観測所からの情報を的確に把握し、迅速な水防活動を行う。なお相当の雨量があると認めるときは、帯広開発建設部及び十勝総合振興局帯広建設管理部と連絡をとり、その状況を「伝達系統図」により関係機関に通報する。

【雨量観測所】

観測所名	種 類	位 置	設置者	備 考
本別	雨量	本別町新町	気象台	
押帯	雨量	本別町押帯	気象台	

【水位観測所】

観測所名	種類	河川名	位 置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
東橋	水位	利別川	本別町字勇足東3区 (東橋地点)	36.30m	36.90m	37.20m	37.70m
本別川	水位	本別川	本別町向陽町18番2 地先河川敷(義経橋 地点)	57.98m	58.87m	—	59.82m
美里別川	水位	美里別川	本別町字西美里別20 番地37地先河川敷中 央橋上流地点)	61.57m	62.79m	—	64.03m

【国土交通省川の防災情報】

道内の雨量、河川水位の観測値は、次に表すアドレスで閲覧できる。

インターネット <http://www.river.go.jp/nrpc0302gDisp.do?areaCode=81>

携帯電話 <http://i.river.go.jp/nrkc0205gDisp.do?areaCode=81>

4 気象警報等の伝達

水防活動用気象警報等を住民に伝達する場合は、「第3章第4節気象業務に関する計画」による。

5 水防用資材の備蓄、配置

計画的に水防用資材の整備に努め、緊急時に備えることとするほか、あらかじめ資材業者、関係団体と協議し、緊急時に調達しうる数量を把握して、災害に備えておくものとする。

6 予報及び警報の処理

北海道開発局及び道は、水防法に基づき指定した気象庁と共同で洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

町及び水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、気象官署等からの注意報及び警報の処理に遺憾のないように努めなければならない。

- (1) 水防活動用気象警報等は、水防活動用として特に発表されるものではなく、「第3章第4節気象業務に関する計画」別表4に定める一般注意報及び警報に含めて発表される。
- (2) 水防警報は、気象予報（注意報を含む）、警報及び情報等又は水位、流量その他河川の状況から判断して、災害がおこるおそれがあるときに水防活動を行う必要があることを警告して発表される。

7 配備体制

配備及び動員体制は、「第3章第2節災害対策本部」の定めにより実施する。

8 水防活動

(1) 監視及び警戒

ア 一般監視

町長は、監視区域を定め、担当職員を随時巡視させるものとし、担当職員は、水防上危険があると認められる箇所を発見したときは、直ちに町長及び該当する管理者に報告するものとする。

イ 非常警戒

町長は、非常配備体制を指令した時は水防に関係ある機関に対し通知するとともに、水防区域の巡視員を増員する等監視を厳重にし、異常を発見した時は直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

(2) 警戒区域の設定

町長及び水防関係者は、緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

(3) 水防作業

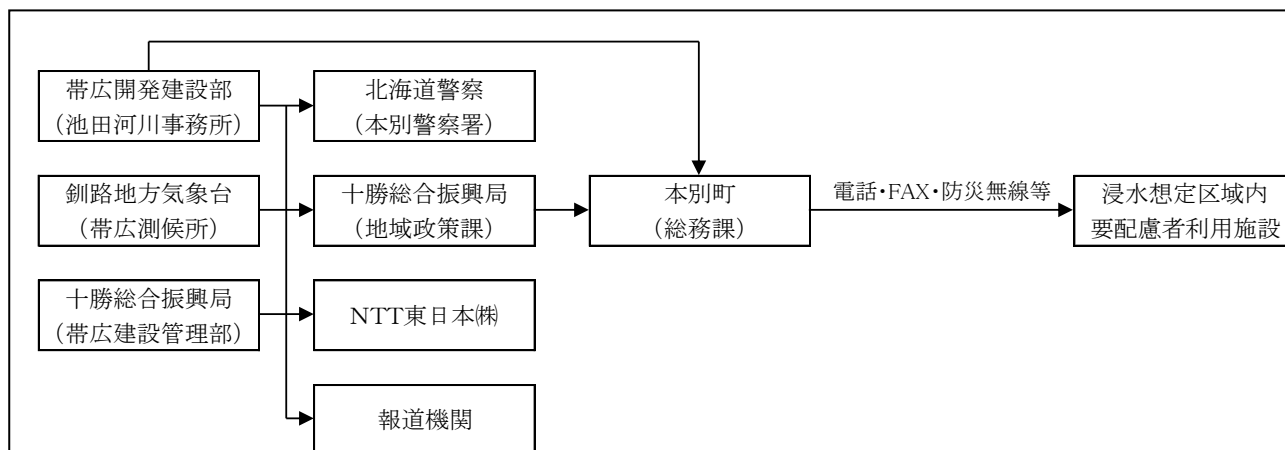
水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため堤防の構造、流速、護岸等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速、的確に作業を実施するものとする。

(4) 避難及び立退き

「第4章第9節避難体制整備計画」に定めるところによる。

(5) 災害時要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達

町は浸水想定区域内の災害時要配慮者が利用する施設（別表5）について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、FAX、防災無線等により担当課を通じて対象施設の施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。なお、伝達は次の図表により行うものとする。



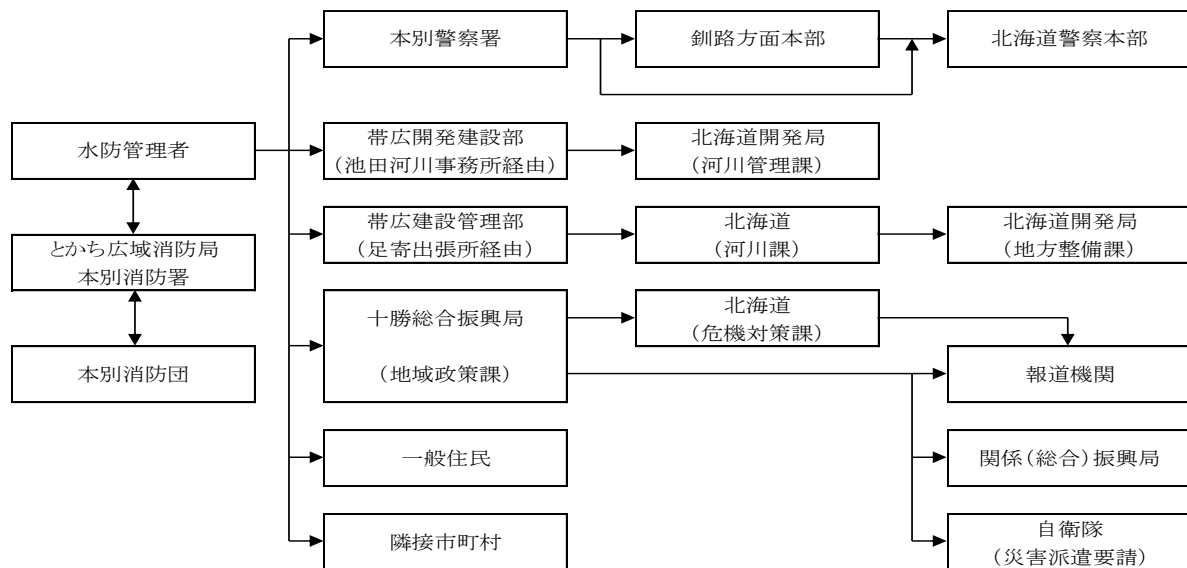
別表 5

洪水時に情報伝達を行う災害時要配慮者利用施設

施設名称	所在地	電話 FAX	施設名称	所在地	電話 FAX
認定こども園ほんべつ	南3丁目	22-2520 22-2509	本別町老人福祉センター	北1丁目	22-4185 22-4185
勇足保育所	勇足元町	23-2250 23-2250	陽だまりの里(小規模多機能型居宅介護事業所)	仙美里元町	24-9000 24-9000
勇足中学校	勇足元町	24-2130 24-2130	ゆうあいの里(小規模多機能型居宅介護事業所)	勇足元町	23-9000 23-9000
仙美里小学校	仙美里元町	22-2195 22-2195	清流の里(小規模多機能型居宅介護事業所)	北6丁目	22-1001 22-1001
本別中央小学校	弥生町	22-2039 22-2719	あいの里交流センター 機能型居宅介護事業所)	北6丁目	22-1002 22-1002
本別中学校	弥生町	22-2389 22-2951	児童発達支援センター	北5丁目	22-2195 22-2195
本別高等学校	弥生町	22-2052 22-2052			

9 緊急通報

町長又は水防関係者は、堤防の決壊、異常水位等の水防上の緊急事態の通報を受けたときは、次の系統に準じて関係機関相互に連絡するものとする。



(注) 消防機関の長、水防団長は、水防管理者(本別町長)が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

10 水防計画

水防に関する計画の詳細は、水防法に基づき作成した「本別町水防計画」に定めるところによる。

11 水防信号

避難信号（サイレン・スピーカー）は、音達範囲が風向き等の気象状況によってばらつきが生じる。また、伝達する内容は、発令の種別毎に複数のパターンを設定すると、避難信号の内容が理解しにくく住民の混乱を招く恐れがある。

以上のことから、避難信号による情報伝達は、避難指示発令時のみを対象とした補助的な方法と位置づける。伝達する内容は、水防法に規定による知事の定める危険信号を代用し、以下のパターンとする。

方法 区 分	警鐘信号	サイレン信号
危険信号 (避難立退き)	乱 打	1分-5秒 1分-5秒 1分-5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止

 **避難指示**

12 浸水想定区域

浸水想定区域及び浸水想定区域ごとの指定緊急避難場所、指定避難所（福祉避難所を含む）については、資料編5-3指定緊急避難場所・指定避難所位置図のとおりとする。

なお、これら浸水想定区域や情報伝達及び避難体制については、ハザードマップを作成し全世帯に周知するものとする。

13 重要水防箇所

国の管理する区間（資料編5-1）

図面番号	築堤名	河川	河川名	距離調(km) (合流点からの距離)	延長(km)	災害種別
1	勇足築堤	十勝川	利別川	<u>26.20</u> ～ <u>35.20</u>	左岸 <u>8.17</u>	氾濫、法崩れ、漏水
2	チエトイ築堤	十勝川	利別川	<u>37.20</u> ～ <u>37.40</u>	右岸 <u>0.40</u>	氾濫
3	本別築堤	十勝川	利別川	38.20～ <u>39.55</u>	左岸 <u>1.51</u>	氾濫
4	本別市街築堤	十勝川	利別川	<u>39.70</u> ～ <u>40.90</u>	左岸 <u>0.64</u>	氾濫
5	美里別築堤	十勝川	利別川	<u>40.60</u> ～ <u>42.70</u>	右岸 <u>0.39</u>	<u>深掘れ</u>

（帯広開発建設部池田河川事務所資料）

道の管理する区間

NO	地区名	水 系	河川名	起点位置	終点位置	延長(km)
1	上本別	十勝川	利別川	開拓橋から5.30km下流	開拓橋から2.40km下流	左岸 2.70
2	上本別	十勝川	利別川	開拓橋から4.90km下流	開拓橋から1.10km下流	右岸 3.80
3	上本別	十勝川	利別川	開拓橋から4.00km下流	開拓橋から2.40km下流	左岸 1.60
4	仙美里元町	十勝川	利別川	開拓橋から0.70km下流	開拓橋から1.20km上流	右岸 1.90
5	仙美里元町	十勝川	利別川	開拓橋	開拓橋から0.60km上流	左岸 0.60
6	南1丁目 東町	十勝川	本別川	大通橋	羽衣橋から0.70km上流	左岸 1.00
7	北1丁目 東町	十勝川	本別川	大通橋	羽衣橋から0.70km下流	右岸 1.00

（北海道水防計画資料）

14 水害予防箇所

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次に定めるところとする。

NO	地区名	水 系	河川名	起点位置	終点位置	延長(km)
1	仙美里	十勝川	利別川	町界	町界から7.50km下流	7.50
2	西勇足	十勝川	美蘭別川	層翠橋	層翠橋0.7km下流	0.50
3	西美里別	十勝川	美里別川	高速自動車道交点地点	活込橋までの17.90km上流	15.50
4	南1丁目 東本別	十勝川	本別川	大通橋	我妻橋までの7.50km上流	7.50

15 北海道の管理河川

NO	河川番号	水 系	河川名	上流端	下流端	延長(km)
1	570	十勝川	利別川	本別・足寄の河川境界	中川郡上本別23番地先	9.3
2	1410	十勝川	押帯川	中押帯川の合流点	利別川への合流点	8.5
3	1440	十勝川	美蘭別川	中川郡本別町美蘭別617番地先	利別川への合流点	16.5
4	1540	十勝川	蘭辺川	中川郡本別町美蘭別86番地先	利別川への合流点	5.6
5	1550	十勝川	ホロナイ川	中川郡本別町勇足57番地先	利別川への合流点	1.8
6	1620	十勝川	本別川	三の沢川の合流点	利別川への合流点	8.3
7	1670	十勝川	モップ川	本別国有林210林班い小班地先	本別川への合流点	2.0
8	1730	十勝川	美里別川	本別・足寄の河川境界	利別川への合流点	22.0
9	2700	十勝川	バンケ 仙美里川	中川郡本別町仙美里307番地先	美里別川への合流点	11.0
10	2760	十勝川	ベンケ 仙美里川	中川郡本別町仙美里533番地先	利別川への合流点	6.5

第2節 風害予防計画

本町は春先の強風、台風時の強風や悪天候時には、農作物の倒壊、街路樹の倒木等による被害が発生することがある。特に農作物については、強風により作物に直接被害を与えるだけでなく、農地を乾燥させ、風による土壌浸食すなわち風食が生ずる。そのため、表土が吹き飛ばされて、やせ地になったり、飛散した土が作物を埋没させたりして被害を与える。このため、風害による被害防止の対策については、本計画に定める。

1 街路樹、公園樹木の対策

風害を受けやすい街路樹や公園・樹木については、樹木の状況を確認し、倒木の予防に努める。

2 農作物の対策

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全及び作物の生育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

3 家屋等の倒壊防止対策

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第3節 雪害予防計画

異常降雪、積雪等による交通の途絶等の雪害を予防するため、関係機関及び民間企業等と相互連携のもとに、それぞれの所管道路の除雪を迅速かつ的確に実施し道路交通の確保を図るものとする。

1 除雪路線の分担

- (1) 国道・高速道路で北海道開発局所管にかかわる道路は、帯広開発建設部が行う。
- (2) 道道で北海道所管にかかわる道路は、帯広建設管理部が行う。
- (3) 町道については、「本別町除排雪計画書」に基づき本別町が行う。

ア 実施責任者

異常降雪等による雪害を防止するための除雪は、町長（建設水道対策部）が実施する。

イ 除雪班の編成

建設水道対策部長は、除雪活動を円滑かつ能率的に実施するために除雪班を編成する。異常降雪により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除雪を実施するものとする。

ウ 町道の除雪路線区分

路線の緊急順位は次のとおりとする。

- ① 消防水利の存在町道及び消防水利に通じる町道
- ② 公共施設に通じる町道
- ③ バス路線となっている町道
- ④ 通学用道路となっている町道
- ⑤ 交通量の多い町道及び産業道路として重要な町道

種 類	除 雪 路 線
第1種除雪路線	市街地内道路（本別・勇足・仙美里）バス路線、主要幹線道路
第2種除雪路線	幹線牛乳集荷路線・福祉世帯路線
第3種除雪路線	第1種・第2種以外の路線
公 共 施 設	役場・体育館・公民館・国保病院・老人ホーム・保育所・給食センター・学校・ふれあい交流館・上水道・下水道・火葬場・健康管理センター・銀河アリーナ等各施設

エ 除雪基準

路線種類	除雪基準
第1種除雪路線	1日で除雪完了
第2種除雪路線	1～2日で除雪完了
第3種除雪路線	2～3日で除雪完了
公 設 施 設	1～2日で除雪完了
歩 道	1～2日で除雪完了

上記のとおり実施し随時拡幅、除雪、路面整地を行う。

2 異常降雪時における除雪

関係機関は、気象官署の発表する予報（注意報を含む）、警報及び現地情報等を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒態勢に入るものとする。

(1) 町除雪出勤時間

- ア 午前9時で10cm以上の降雪見込みになるときは、午後8時以前に市街地道路の除雪を実施する。
- イ 午前2時以前に10cm以上の降雪があるときは、午前2時00分に出勤し出動する。

ウ 歩道に10cm以上の降雪があるときは、ミニショベルとロータリー車及び手押しロータリーにより歩道の除雪作業を実施する。

エ 吹雪の場合は、主要幹線道路のみ除雪し状況を見る。

3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設定にあたっては、特に次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨て場は、交通に支障のない場所を選定し、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設ける等交通の妨げにならないように配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用し雪捨て場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議のうえ決定するものとし、投下に際しては溢水災害等の防止に努めなければならない。

4 雪捨て場の指定状況

敷地名	排雪場所の名称	面積㎡
美里別川河川敷	美里別川中央橋上流	5,985.12
利別川河川敷	南3丁目愛の架け橋河川敷	17,625.00
町有地	勇足（勇足旧公営住宅跡地）	2,460.00
町有地	仙美里元町（仙美里コミュニティセンター横）	200.00

5 公共施設等の機能確保

学校、病院、その他人命、住民活動に直接関係する公共施設等に通じる道路については、町道の中で優先的に除雪を行うほか、病人、妊婦等の医療機関への緊急搬送の必要のあるときは、除雪車両を派遣するものとする。

このほか各対策部は除雪班の協力を求め、所管に係る公共施設の機能確保のため、必要かつ適宜な措置を講ずるものとする。

6 除雪機械保有状況

(令和5年3月末日現在)

機 械 名	台 数
除雪用トラック	4台
除雪用グレーダ	1台
小型ロータリー車	1台
中型ショベル	3台
ミニショベル	2台
4tユニック（砂散布機）	1台
小型ロータリー（歩道除雪用）	4台

第4節 融雪災害対策計画

異常降雪下において、春の融雪期に災害の発生及び災害が発生すると予想される場合は、本計画の定めるところにより応急対策を行うものとする。

1 気象状況の把握

総務対策部は、気象官署等関係機関と緊密な連絡のもとに、降雪の状況、低気圧の発生及び経路の状況、降雨並びに気温の上昇等を把握し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域の警戒

建設水道対策部は、予想される区域の巡視警戒を行い本部長に報告するものとする。

3 河道内の障害物の除去

なだれ、積雪、除雪又は結氷等により河道が著しく狭められ、被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。ただし、北海道防災会議の定めるところにより、重要水防区域における河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去については、国、又は道の河川管理者に要請する。

4 排水溝、雨水枡の点検

排水溝の清掃、雨水枡の砕氷及び除雪等を行い、排水の確保にあたるものとする。

5 低地帯の排水処理

低地帯における雨水及び融雪水の処理については、住民の協力を得るとともに、状況に応じて、排水路の確保、ポンプアップ等適切な処理を行うものとする。

6 道路の除雪

建設水道対策部は融雪、なだれ、結氷等により道路交通が阻害される恐れがあるときは道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図る。

7 水防資機材の整備点検

建設水道対策部は水防活動に迅速かつ効率的に対処するため、水防資機材の整備点検を行うとともに資機材調達先業者とも十分な打合せを行い緊急時に対処しておく。

第5節 土砂災害の予防計画

本計画は、地形及び地質から土砂災害等が発生する危険がある場所における土砂災害を防止するため、関係機関と連携して危険箇所を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、住民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

1 土砂災害危険箇所の周知

町は、防災関係機関等と連携して、地すべり等土砂災害危険箇所の実態把握に努め、広報誌、ハザードマップ等にて地域住民に周知する。また、地域住民は土砂災害危険箇所及び警戒避難に関する知識を深める。

(1) 地すべり・がけ崩れ等危険区域（別表6）

(2) 土石流危険渓流区域（別表6）

2 土砂災害危険箇所の警戒体制

町は、異常降雨及び降雪により土砂災害が予想される場合、地域住民及び関係機関と協力して、危険箇所の監視及び巡回等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。また、土砂災害危険箇所の避難対策を推進する。

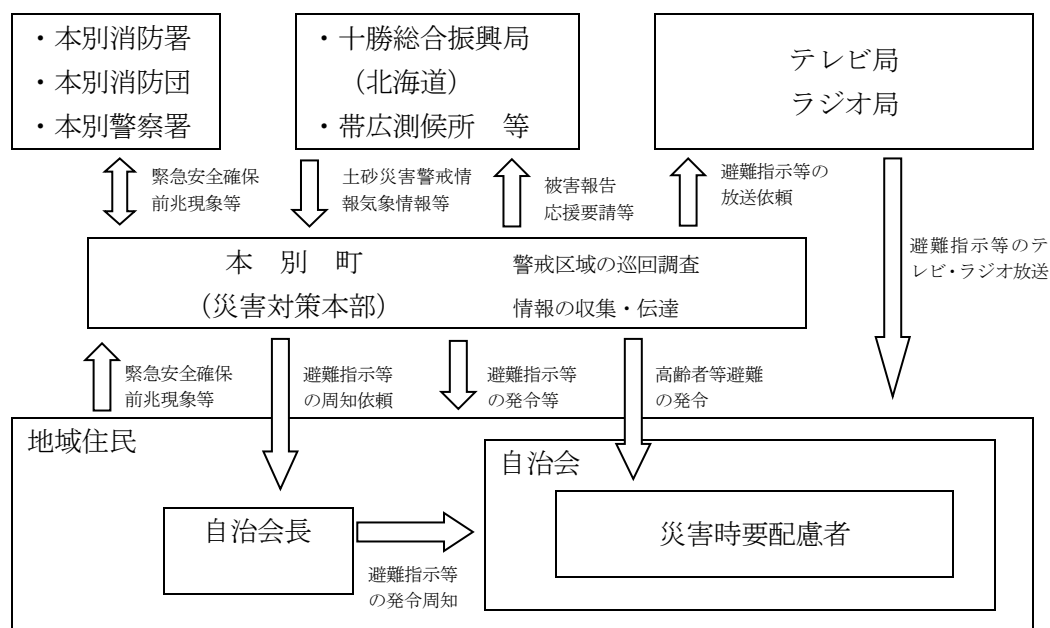
3 気象警報の把握

「第3章 第4節気象業務に関する計画」の定めによる。

4 情報の収集及び伝達体制

区 分	収集又は伝達先	手 段	方 法
収 集	警戒区域等	巡視	消防と連携の上、警戒区域を巡回し、土砂災害の前兆現象の有無を調査
	道・測候所	電話・メール・FAX・インターネット HP・総合行政情報ネットワーク	気象・雨量情報、土砂災害警戒情報等を収集
	住民・消防団等	電話・メール・FAX・聞き取り	土砂災害の前兆現象や災害発生等の情報を収集
伝 達	地 域 住 民	防災行政無線・屋外拡声器・広報車・インターネット HP・緊急速報メール・テレビ及びラジオ放送	気象情報、避難指示等の発令、災害情報、避難所の開設状況等を周知
	自治会長等 (警戒区域内)	電話 電話不通の場合は戸別訪問	土砂災害の発生が高まった場合、避難指示等の発令を周知し、地域への声掛けを依頼
	テレビ・ラジオ局	電話	災害状況、避難指示等の発令状況を連絡し、スポット放送、テロップ放送を依頼
	防災関係機関	電話・メール・FAX・総合行政情報ネットワーク・衛星携帯電話（消防署所有）	対策本部設置、被害状況、避難指示等の発令、応援要請等を伝達
(その他) 本別消防署及び本別警察署との情報共有に努める 急傾斜地や渓流の巡回調査時には十分な安全確保に努める			

(情報収集・伝達の流れ)



5 災害時要配慮者への支援

- (1) 災害時要配慮者への支援は、「4 情報の収集及び伝達体制」に定める避難指示等の周知のほか、自主防災組織等による安否確認、避難補助が非常に重要となることから、共助の理念醸成に努める。
- (2) 災害時要配慮者の理解を得た上で、個人情報の取扱いに留意しながら、自治会長、自主防災組織、防災関係部局、福祉関係部局が連携し、災害時要配慮者台帳の整備及び情報共有を行い、災害時の避難支援に備える。
- (3) その他必要な事項は災害時要配慮者避難支援プランを作成し別に定めるものとする。

6 防災意識の向上

- (1) 土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域等）、洪水浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所、平時からの備え、その他避難情報等の入手方法などを記載したハザードマップを全世帯に配布し、住民の土砂災害に対する知識や認識の向上を図る。
- (2) 土砂災害発生時に町のみならず地域住民も含め、迅速かつ的確な行動が行えるよう、初動マニュアルや警戒避難体制の点検・見直しを行うとともに、土砂災害を想定した目的別の各種防災訓練や防災研修会を継続的に実施する。

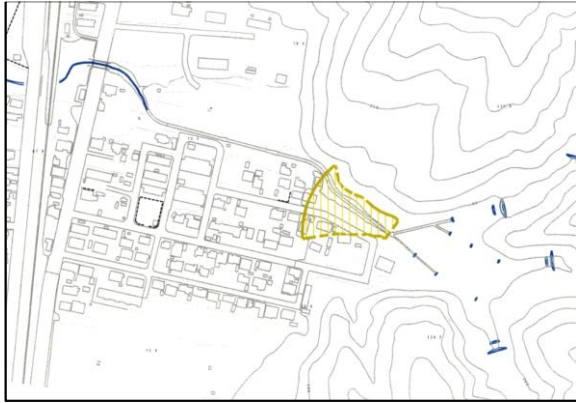
7 土砂災害防止対策

- (1) 町及び関係機関は、それぞれの所轄区域の保全及び安全を確保するため、土砂災害危険箇所に設置されている防止柵の点検、大雨の時の調査等を行う。
- (2) 町は、土砂災害が予想される区域に対して、危険区域の指定及び土砂災害防止工事が早期に実施されるよう道に要請していく。

8 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における避難体制

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定を受けた土砂災害警戒区域等については、上記1から7に定めるもののほか、次により警戒体制の強化を図るものとする。

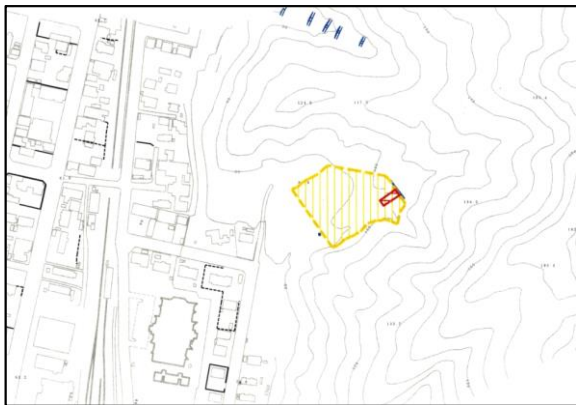
(1) 土砂災害警戒区域等の指定箇所						
No	指定箇所	災害の種類	住所(警戒区域を含む自治会)			
1	錦川	土石流	錦町			
2	山手町沢川	土石流	山手町			
3	法華寺の沢川	土石流	山手町			
4	本別駅裏沢川	土石流	山手町			
5	朝日町沢川	土石流	朝日町			
6	ペンケ向陽川	土石流	向陽町			
7	パンケ向陽川	土石流	向陽町			
8	柏木川	土石流	柏木町、緑町			
9	山手町1	急傾斜地の崩壊	山手町			
10	山手町2	急傾斜地の崩壊	山手町			
11	山手町3	急傾斜地の崩壊	山手町、朝日町			
12	朝日町1	急傾斜地の崩壊	朝日町			
13	朝日町2	急傾斜地の崩壊	朝日町			
14	東町1	急傾斜地の崩壊	東町			
15	向陽町	急傾斜地の崩壊	向陽町			
16	錦町2	急傾斜地の崩壊	錦町			
17	チエトイ1	急傾斜地の崩壊	チエトイ1			
18	チエトイ2	急傾斜地の崩壊	チエトイ1			
19	チエトイ3	急傾斜地の崩壊	チエトイ1			
20	朝日町3	急傾斜地の崩壊	朝日町			
21	朝日町4	急傾斜地の崩壊	朝日町			
22	押帯学校沢川	土石流	押帯			
23	川上牧場の沢川	土石流	美蘭別			
24	三沢の沢川	土石流	美栄			
25	東本別三の沢川	土石流	東本別			
26	東本別の沢川	土石流	東町			
27	美里別	急傾斜地の崩壊	美里別東中			
28	弥生町1	急傾斜地の崩壊	弥生町			
29	西美里別1	急傾斜地の崩壊	負簾1			
30	上仙美里2	急傾斜地の崩壊	上仙美里			
31	東仙美里	急傾斜地の崩壊	東仙美里			
32	フラツナイ	急傾斜地の崩壊	上本別			
33	上本別	急傾斜地の崩壊	上本別			
34	朝日町3	急傾斜地の崩壊	朝日町			
35	チエトイ4	急傾斜地の崩壊	チエトイ1			
36	上仙美里1	急傾斜地の崩壊	美栄			
37	美里別東下	急傾斜地の崩壊	美里別東下1			
38	西美里別2	急傾斜地の崩壊	美里別東中			
39	弥生町2	急傾斜地の崩壊	弥生町			
40	弥生町3	急傾斜地の崩壊	弥生町			
41	東町2	急傾斜地の崩壊	東町			
42	弥生町4	急傾斜地の崩壊	弥生町			
43	向陽町1	急傾斜地の崩壊	向陽町			
44	西美里別3	急傾斜地の崩壊	チエトイ1			
45	西久保牧場の沢川	土石流	美蘭別			
46	チエト一の沢川	土石流	チエトイ1			
47	東本別二の沢川	土石流	東本別			
48	本別錦町1	急傾斜地の崩壊	錦町			



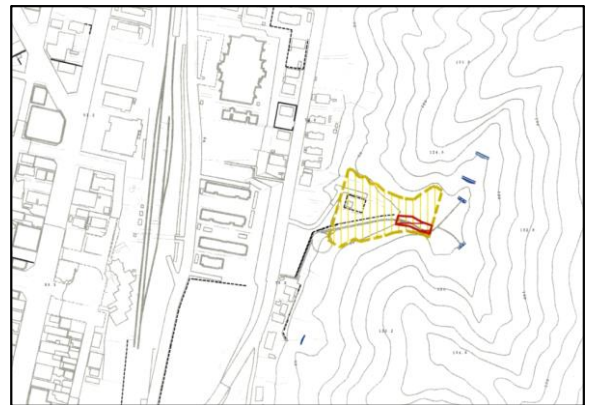
①錦川



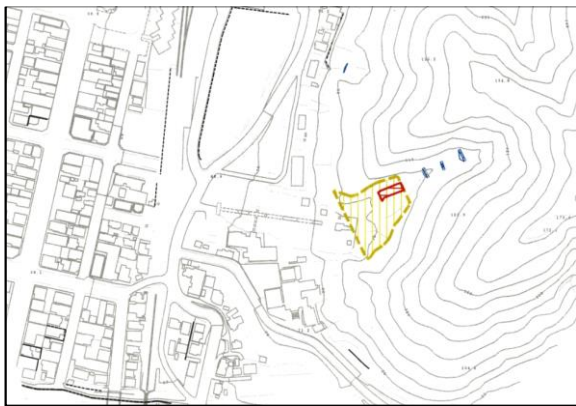
②山手町沢川



③法華寺の沢川



④本別駅裏沢川



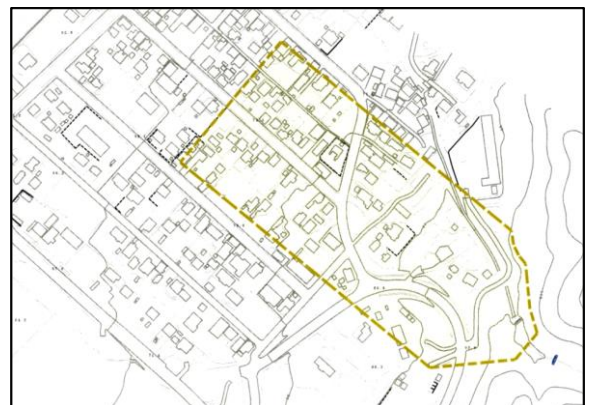
⑤朝日町沢川



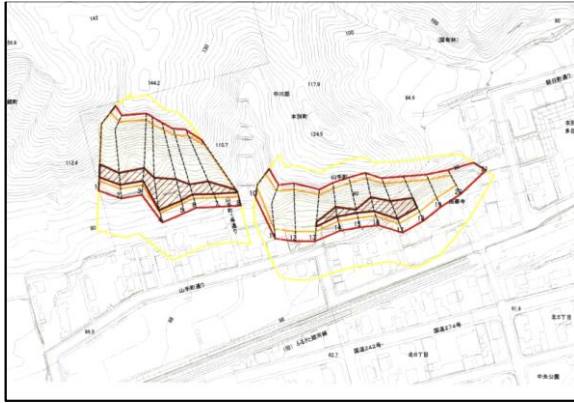
⑥ペンケ向陽川



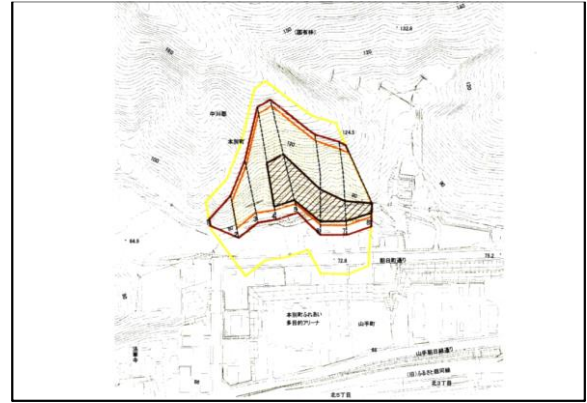
⑦パンケ向陽川



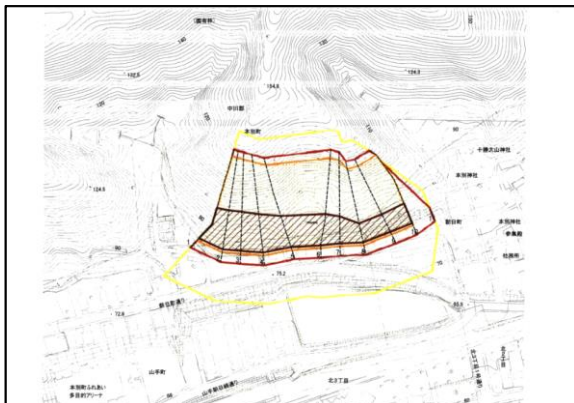
⑧柏木川



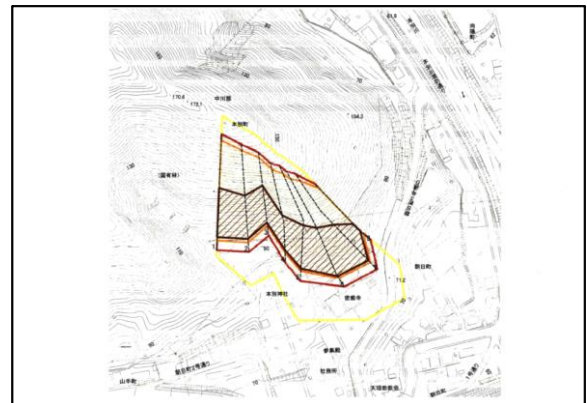
⑨山手町1



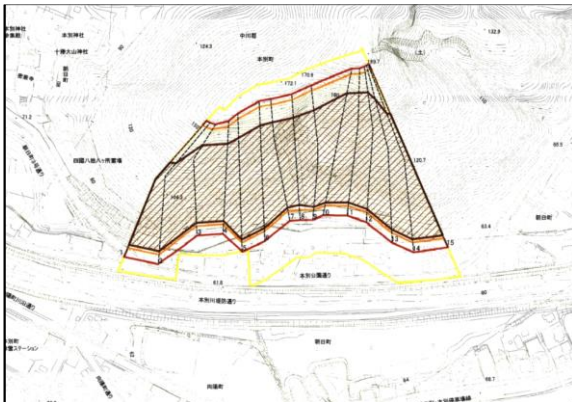
⑩山手町2



⑪山手町3



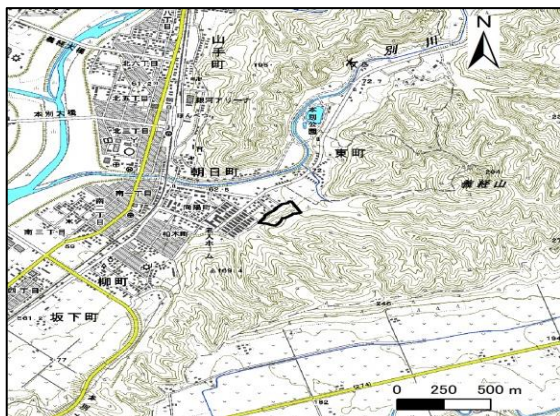
⑫朝日町1



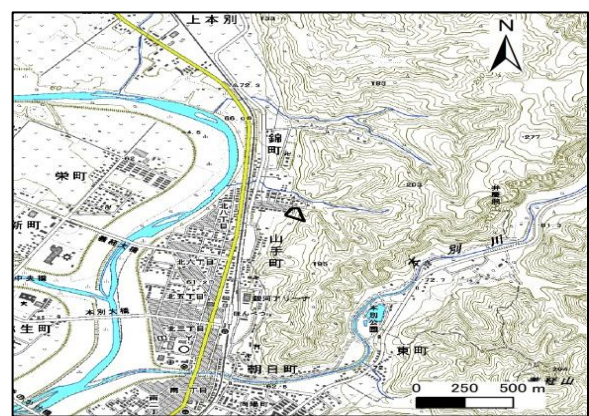
⑬朝日町2



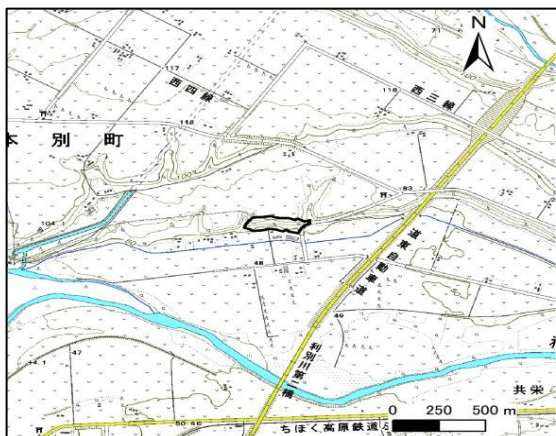
⑭東町1



⑮向陽町



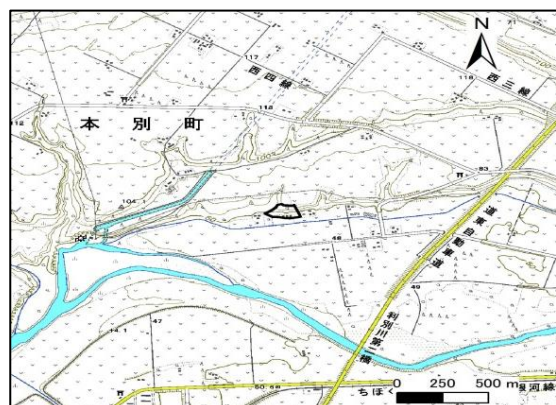
⑯錦町2



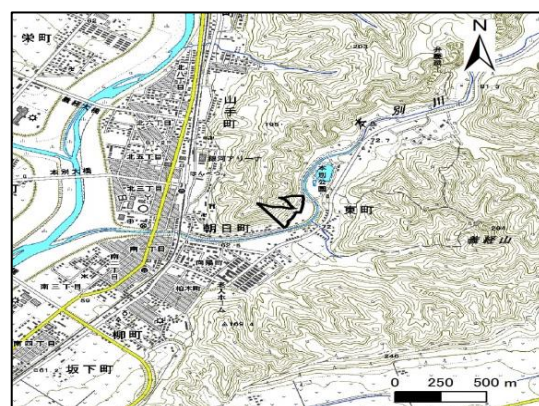
⑰チエトイ 1



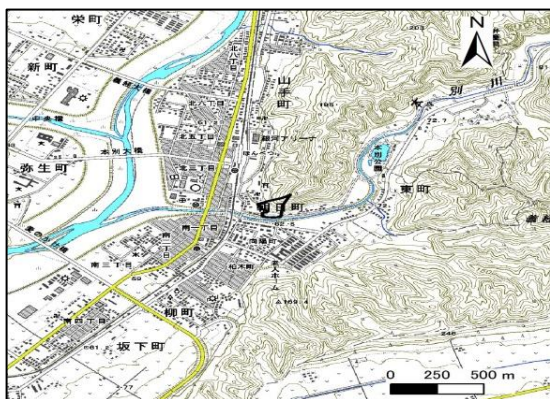
⑱チエトイ 2



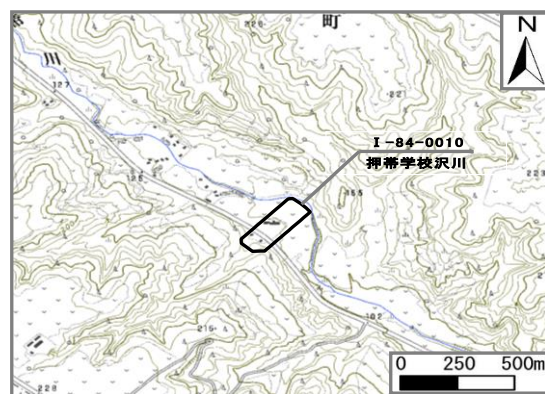
⑲チエトイ 3



⑳朝日町 3



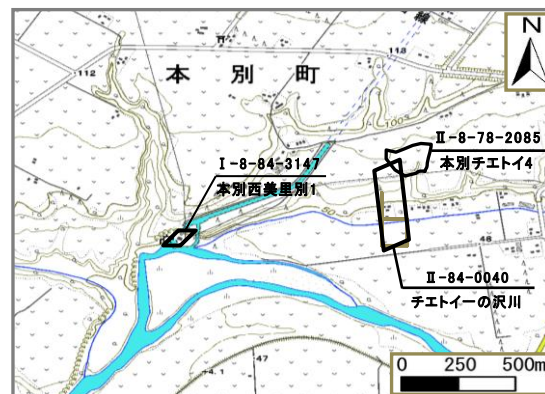
㉑朝日町 4



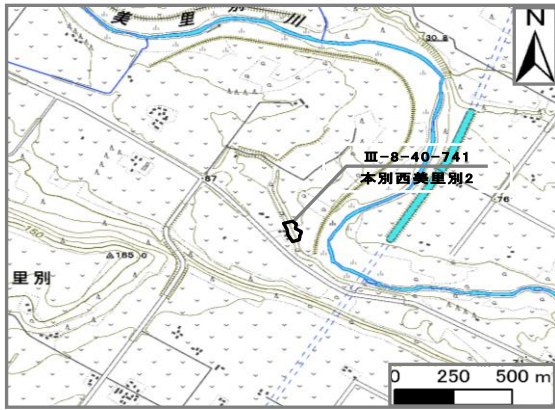
㉒押帯学校沢川



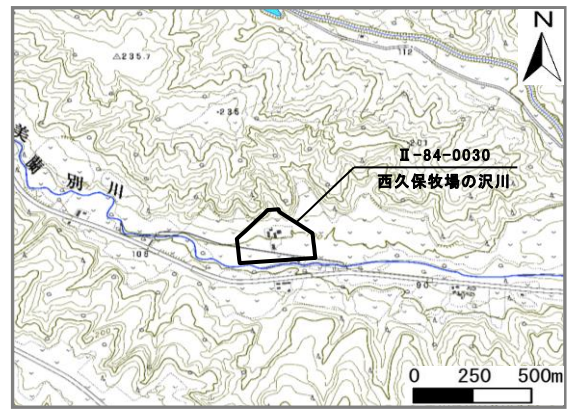
㉓川上牧場の沢川



㉔西美里別、㉕チエトイ 4、㉖チエトイ一の沢川



㉗西美里別2



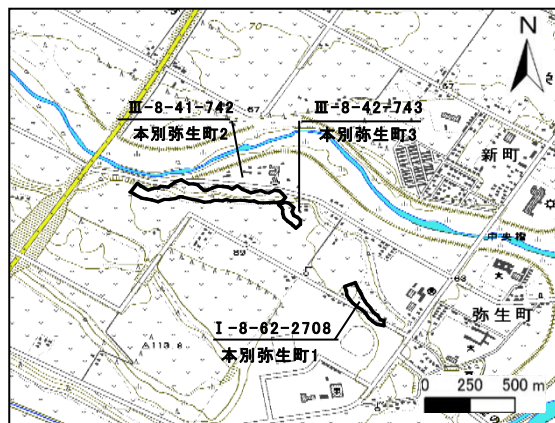
㉘西久保牧場の沢川



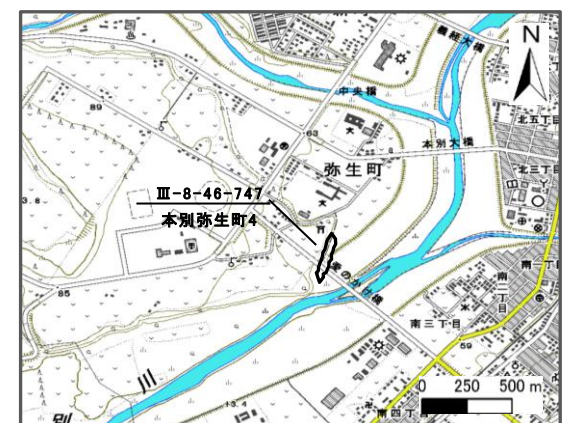
㉙美里別



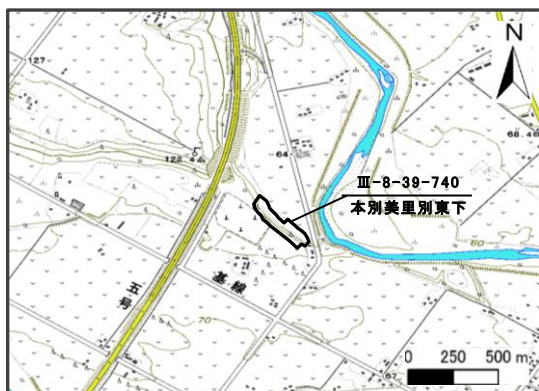
㉚西美里別3



㉛弥生町1、㉜弥生町2、㉝弥生町3



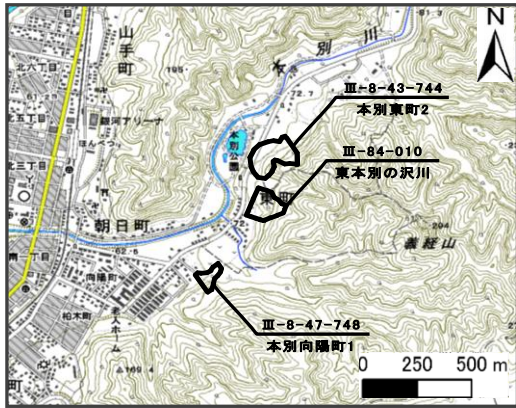
㉞弥生町4



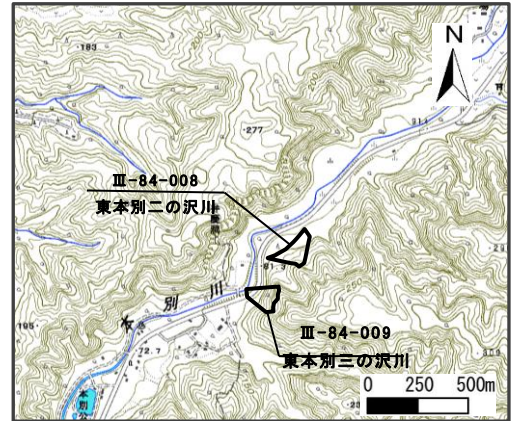
㉟美里別東下



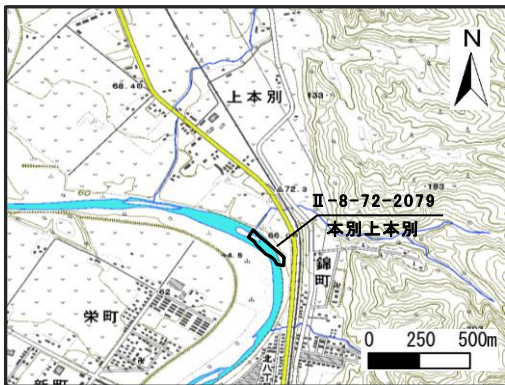
㊱朝日町3



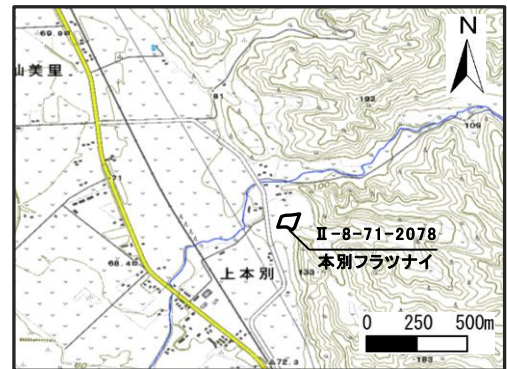
③⑦ 東本別の沢川、③⑧ 東町2、③⑨ 向陽町1



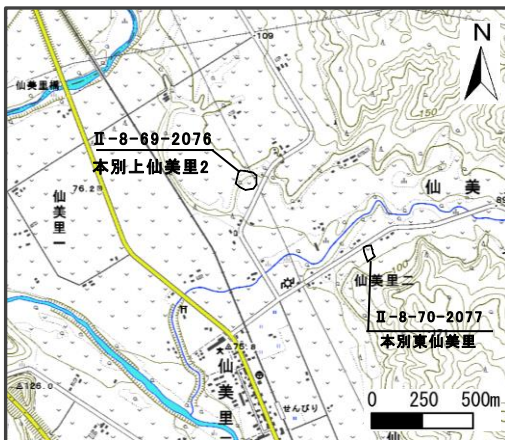
④⑩ 東本別三の沢川、④⑪ 東本別二の沢川



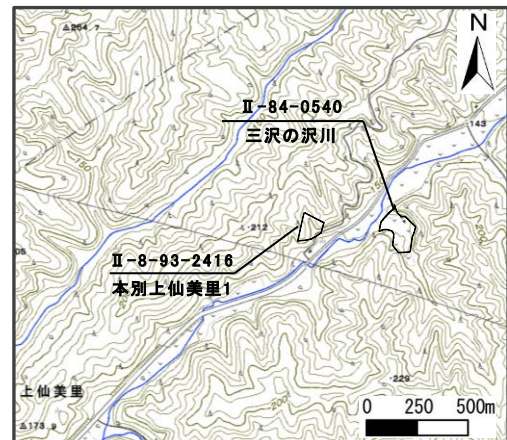
④② 上本別



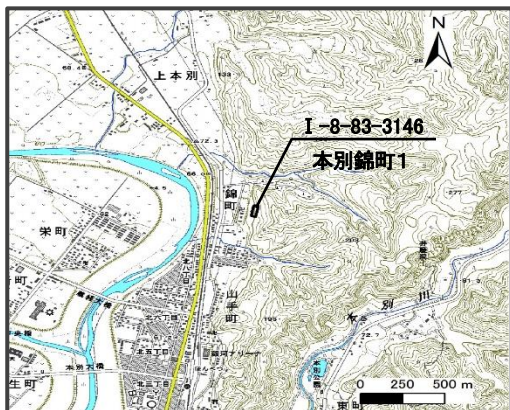
④③ フラツナイ



④④ 上仙美里2、④⑤ 東仙美里



④⑥ 三沢の沢川、④⑦ 上仙美里1



④⑧ 本別錦町1

(2) 土砂災害警戒区域等における避難指示等の発令基準

区 分		発 令 基 準	対 象 区 域
警戒レベル 3	高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）が発表された場合 (※避難指示の発令が夜間となる見込みの場合は日没前の発令に努める)	大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域
警戒レベル 4	避難指示	土砂災害警戒情報が発表された場合	土砂災害警戒情報の発表基準を超過する見込みの区域
		土砂災害の(※)前兆現象が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域
警戒レベル 4	避難指示	土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域
警戒レベル 5	緊急安全確保	土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域
※前兆現象 ・湧水や溪流が濁り水位が下がる ・斜面や溪流から水が溢れる ・河川、溪流に流木が混ざる ・崖や斜面にはらみや崩壊、ひび割れが見られる ・擁壁や道路にひび割れが見られる ・斜面から小石がぱらぱら落ちる ・山鳴りがする			

(3) 避難指示等の発令対象区域

土砂災害の危険が高まった場合の避難指示等の発令対象区域は、錦町、山手町、朝日町、向陽町、柏木町、緑町、東町の7自治会とし、避難指示等の種類毎の発令対象区域及び対象者は「(2) 土砂災害警戒区域における避難指示等の発令基準」の「対象区域及び対象者」に定めるとおりとする。

(4) 指定避難所の開設・運営

ア 対象区域ごとの指定避難所

指定避難所	避難対象地域	開 設 時 期
銀河アリーナ	錦町、山手町、朝日町	・高齢者等避難、避難指示を発令した時 ・地域住民等から避難所開設の要望があった時
ふれあい交流館	向陽町、東町	
本別生活館	柏木町、緑町	

※感染症流行時には本別町中央公民館及び本別町体育館とする

イ 指定避難所の開設・運営体制

- ① 指定避難所に開設を決定したときは、避難所及びその周辺並びに避難所に至る主な道路に異常がないか確認を行い、安全性を確保した上で避難所を開設し、担当職員を配置する。
- ② 確認の結果、安全性が確保できないと判断される場合は、他の指定避難所を確保する。
- ③ 避難指示等を発令した場合は、開設した指定避難所の名称、その他必要事項について、

「4 情報の収集及び伝達体制」に基づき、避難対象地域の住民に周知する。

- ④ 避難対象区域内の住民を安全に避難させるため、本別消防署、本別警察署、自主防災組織等と連携し、避難誘導を行う。その際には、災害時要配慮者への配慮に努めるものとする。
- ⑤ 自治会長や自主防災組織と連携し、自治会名簿等により避難対象者を確認し、避難者台帳を作成する。
- ⑥ 警戒区域内に居住する住民のうち、避難していない者がいることが確認された場合は、戸別訪問等により安否を確認するとともに、速やかな避難を促すものとする。
- ⑦ 自主防災組織等と連携し、避難生活に必要な食料及び飲料水、並びに生活必需品等を必要に応じて配布する。
- ⑧ 避難生活が数日以上に及ぶと見込まれる場合は、避難住民の中からリーダーを選定し、自主運営組織を立ち上げ、避難生活に係るルールや役割分担等を定めるとともに、自治会等が中心となり自主管理・運営に努めるものとする。

別表6（資料編5－2）

1 土石流危険渓流

図面番号	渓 流 名	災害の種類	住所(自治会名)	備 考
土01	押常学校沢川	土石流	押常	土砂災害警戒区域等指定箇所
土02	川上牧場の沢川	土石流	美蘭別	土砂災害警戒区域等指定箇所
土03	西久保牧場の沢川	土石流	美蘭別	土砂災害警戒区域等指定箇所
土04	チエトイの沢川	土石流	チエトイ1	土砂災害警戒区域等指定箇所
土05	三沢の沢川	土石流	美栄	土砂災害警戒区域等指定箇所
土06	錦川	土石流	錦町	土砂災害警戒区域等指定箇所
土07	山手町沢川	土石流	山手町	土砂災害警戒区域等指定箇所
土08	法華寺の沢川	土石流	山手町	土砂災害警戒区域等指定箇所
土09	本別駅裏沢川	土石流	山手町	土砂災害警戒区域等指定箇所
土10	朝日町沢川	土石流	朝日町	土砂災害警戒区域等指定箇所
土11	ペンケ向陽川	土石流	向陽町	土砂災害警戒区域等指定箇所
土12	パンケ向陽川	土石流	向陽町	土砂災害警戒区域等指定箇所
土13	柏木川	土石流	柏木町、緑町	土砂災害警戒区域等指定箇所
土14	東本別二の沢川	土石流	東本別	土砂災害警戒区域等指定箇所
土15	東本別三の沢川	土石流	東本別	土砂災害警戒区域等指定箇所
土16	東本別の沢川	土石流	東町	土砂災害警戒区域等指定箇所

2 急傾斜地崩壊危険箇所

図面番号	箇 所 名	災害の種類	住所(自治会名)	備 考
急01	美里別	急傾斜地の崩壊	美里別東中	土砂災害警戒区域等指定箇所
急02	山手町1	急傾斜地の崩壊	山手町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急03	山手町2	急傾斜地の崩壊	山手町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急04	弥生町1	急傾斜地の崩壊	弥生町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急05	山手町3	急傾斜地の崩壊	山手町、朝日町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急06	朝日町1	急傾斜地の崩壊	朝日町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急07	朝日町2	急傾斜地の崩壊	朝日町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急08	東町1	急傾斜地の崩壊	東町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急09	向陽町	急傾斜地の崩壊	向陽町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急10	錦町1	急傾斜地の崩壊	錦町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急11	西美里別1	急傾斜地の崩壊	負飯1	土砂災害警戒区域等指定箇所
急12	上仙美里2	急傾斜地の崩壊	上仙美里	土砂災害警戒区域等指定箇所
急13	東仙美里	急傾斜地の崩壊	東仙美里	土砂災害警戒区域等指定箇所
急14	フラツナイ	急傾斜地の崩壊	上本別	土砂災害警戒区域等指定箇所
急15	上本別	急傾斜地の崩壊	上本別	土砂災害警戒区域等指定箇所
急16	錦町2	急傾斜地の崩壊	錦町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急17	朝日町3	急傾斜地の崩壊	朝日町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急18	チエトイ1	急傾斜地の崩壊	チエトイ1	土砂災害警戒区域等指定箇所
急19	チエトイ2	急傾斜地の崩壊	チエトイ1	土砂災害警戒区域等指定箇所
急20	チエトイ3	急傾斜地の崩壊	チエトイ1	土砂災害警戒区域等指定箇所
急21	チエトイ4	急傾斜地の崩壊	チエトイ1	土砂災害警戒区域等指定箇所
急22	上仙美里1	急傾斜地の崩壊	美栄	土砂災害警戒区域等指定箇所
急23	美里別東下	急傾斜地の崩壊	美里別東下1	土砂災害警戒区域等指定箇所
急24	西美里別2	急傾斜地の崩壊	美里別東中	土砂災害警戒区域等指定箇所
急25	弥生町2	急傾斜地の崩壊	弥生町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急26	弥生町3	急傾斜地の崩壊	弥生町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急27	東町2	急傾斜地の崩壊	東町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急28	朝日町4	急傾斜地の崩壊	朝日町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急29	朝日町5	急傾斜地の崩壊	朝日町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急30	弥生町4	急傾斜地の崩壊	弥生町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急31	向陽町1	急傾斜地の崩壊	向陽町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急32	西美里別3	急傾斜地の崩壊	チエトイ1	土砂災害警戒区域等指定箇所

第6節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項は、本計画に定める。

1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域及び準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造及び準防火構造とし、不燃化対策を講じる。

(1) 防火地域

本町では指定なし

(2) 準防火地域

地区名

地 区 名	町 名	用途地域
本別地区	北1丁目～北5丁目の一部	商業地域、近隣商業地域

第7節 消防計画

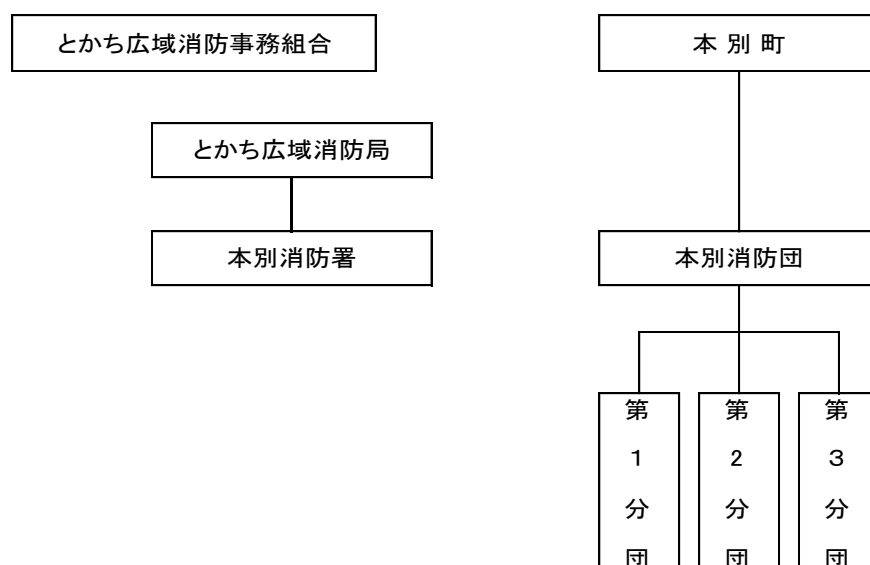
大規模な火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織、運営、活動等の大綱については、この計画で定める。また、具体的な計画については、とちろ広域消防事務組合の各規定により定めるものとする。

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防行政に係る事務事業を円滑かつ迅速に行うためにとちろ広域消防局、消防署及び消防団をもって消防組織とする。

消防組織機構



(2) 非常時の組織機構

非常災害時における消防機関の防除活動、情報収集、災害通報、消防広報等の諸活動については、「とちぎ広域消防局非常時災害警防計画」による。

(3) 非常時の定義

非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- ア 火災警報が発令されたとき
- イ 本別町災害対策本部が設置されたとき
- ウ 震度5弱以上の地震が発生したとき
- エ 気象庁から特別警報が発表されたとき

2 消防力整備計画

この計画は、町の消防力の現状を正しく把握し、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）等に準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強、更新等について定めるものとする。また、大規模及び特殊災害に対応するための高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備促進、先端技術の開発について定めるものとする。

消防職団員数と消防施設等の現況

令和5年1月末日現在

地域名	地域分担	定数	実数	指揮車	広報車	救急車	タンク車	化学車	ポンプ車	小型動力ポンプ積載車	水利施設	
											消火栓	防火水槽
本別	消防署及び第1分団	本団 14名 団員 41名	署員 22名 本団 10名 団員 37名	1台	1台	2台	3台	1台	2台		97基	45基
勇足	消防署及び第2分団	団員 34名	団員 26名				1台			1台	5基	9基
仙美里	消防署及び第3分団	団員 31名	団員 21名				1台			1台	5基	6基
美里別	消防署及び第1分団										1基	1基
北郷	消防署及び第2分団										5基	
農大	消防署及び第3分団											2基
計		団員120名	署員 22名 団員 94名	1台	1台	2台	5台	1台	2台	2台	113基	63基

3 調査計画

大規模な火災等が発生した場合に、消防機関が適正に防御活動を行うことができるよう地理、建物、水利等について、次の区分により調査を行うものとする。

(1) 警防調査

地形、道路、建物、危険物施設等について行う調査

(2) 水利調査

消火栓、防火水槽、井戸等の消防水利について行う調査

4 災害予防

災害を未然に防止するため、予防査察、消防用設備等、防火管理体制及び住民の自主的予防の徹底した指導を図り、防火思想の普及に努めるものとする。

(1) 予防査察

予防査察については、多数の者が出入りする防火対象物及び災害時要配慮者世帯を含めた一般住宅の防火診断等を計画的に実施して、予防対策の万全な指導を図るものとする。

(2) 防火思想の普及

ア 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、講演会の開催、防火チラシ、ポスターの防火資料配布等防火思想の普及徹底に努めるものとする。

イ 民間防火組織による普及

自治会、職域自衛消防組織等の指導促進を図り、さらに危険物安全協会及び防火管理者連絡協議会等を通じ、積極的に防火思想の普及拡大に努めるものとする。

ウ 防火組織の育成、指導

各自治会に対し、講習会等の開催を行うとともに、通報、消火、避難の指導等を実施し、防火組織の育成及び強化に努めるものとする。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵及びその他取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会を通じ防火及び防災思想の向上とその対策を推進するものとする。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条に基づく建築物同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図るため局予防課との調整が必要。

5 警報発令伝達

気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、とかち広域消防事務組合長が火災警報等の処置を行うものとする。

6 警防対策

(1) 非常参集

非直職員は、非常招集の命を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、それぞれの所属署所に参集し、業務の指示を受けるものとする。ただし、交通遮断及びその他の特別の事由により所属署所に参集することができないときは、最寄り署所へ参集し所属長に報告、その指示に従うものとする。また、参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故の規模により消火、救助等の活動が可能かどうか判断し、適切な処置をとるものとする。

(2) 消防通信連絡体制

災害等における情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、本別消防署連絡員と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶、輻輳したときは、無線通信の活用、又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。

(3) 消防部隊の体制

消防部隊の出動は、事前に定められた各種出動計画に基づき出動する。

(4) 火災防御対策

ア 初動時の処置

- ① 町内の火災の早期発見にあたり、状況に応じて管轄区域内の警戒を実施し、災害状況の収集にあたる。
- ② 大きな被害が予想される場合、本部、警察等から主要道路、橋梁等の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認、確保を行う。

イ 火災防御活動

- ① 延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所、避難経路確保の防御を行うものとする。
- ② 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し防御にあたるものとする。
- ③ 大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災を鎮火した後、消防部隊を集中して防御を行うものとする。
- ④ 大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建築密集地区への延焼防止を優先するとともに、延焼防止線の設定を行うものとする。

7 消防応援出動

- (1) 緊急消防援助隊要綱に基づく応援
- (2) 北海道広域消防相互応援協定に基づく応援

8 教育訓練

消防職員及び消防団員は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の拡充強化とともに、職員及び団員の資質と能力の向上を図り、学術及び技能の修得、体力及び気力の練成並びに規律を保持し、もって能率的な防災活動を遂行でき得るよう、教育訓練を計画的に実施するものとする。

第8節 物資の確保及び防災資機材の整備に関する計画

災害時において、町民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材の整備については、本計画に定める。

なお、町が備蓄する食料及び防災資機材の具体的な品目及び数量については、「本別町食料・防災資機材備蓄計画」に定め、概ね5年毎に見直しを行い、また感染症流行時においては必要な資機材を追加するものとする。

1 食料その他の物資の確保・備蓄

- (1) 町は、災害時に避難所等で必要となる食材、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

また、町は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

- (2) 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民に対して最低3日分（推奨1週間）の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等（トイレットペーパー）等の備蓄に努めるよう啓発を図るものとする。
- (3) 町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努めるものとする。

2 食料その他物資の備蓄保管場所

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| (1) 本別中央小学校 | (10) 防災資機材備蓄コンテナNo. 4 (ふれあい交流館) |
| (2) 美里別西上地区農作業準備休憩施設 | (11) 勇足小学校 |
| (3) 老人ホーム | (12) 勇足中学校 |
| (4) 本別町国民健康保険病院 | (13) 仙美里コミュニティセンター |
| (5) 本別中央公民館 | (14) 仙美里地区公民館 |
| (6) 旧子育て支援センター | (15) アメニティ本別 |
| (7) 防災資機材備蓄コンテナNo. 1 (新町集会場) | (16) 東町児童館 |
| (8) 防災資機材備蓄コンテナNo. 2 (ふれあい交流館) | (17) 弥生町文教会館 |
| (9) 防災資機材備蓄コンテナNo. 3 (ふれあい交流館) | |

3 防災資機材等の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪、寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努めるものとする。また、各課（部局）の防災資機材調査を行い、防災資機材の保有状況の把握に努める。

4 食料等調達計画

災害時にあたって、食料品等の備蓄品について不足を生じる場合は、町内における食料関係機関及び保有業者と協定を結び食料品等の確保に努める。

第9節 避難体制整備計画

災害の発生時には、行政、防災関係機関及び住民が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要になる。このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、災害時要配慮者、帰宅困難者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した緊急避難場所及び避難所の確保等を図る。また、避難の長期化や感染症流行時には必要に応じて、感染症対策、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に、さらには災害時要配慮者に配慮するものとする。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図るものとする。

1 指定緊急避難場所の標識の設置

町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な緊急避難場所及び避難路の整備を図るとともに、指定緊急避難場所及び避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。また、標識を設置の際には災害時要配慮者等の利用に配慮する。

2 緊急避難場所並びに避難所の確保及び管理

町は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した者を収容するための避難所等をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。災害から緊急的に逃れるための一時避難場所及び被災者が一定期間滞在する避難施設の区分で確保する。

(1) 緊急避難場所の確保

ア 指定緊急避難場所（一時避難場所）

指定緊急避難場所とは、災害時に危険を一時的に回避する場所で、公園、公共施設の広場や学校のグラウンド等を設定し、町が自治会との協議等で指定する。

指定緊急避難場所は、「第5章第4節避難対策計画」別表8による。

イ 指定避難所（避難施設）

指定避難所とは、被害を受けた者や被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館等に収容し、保護するところをいう。原則として耐震性の高い構造の公共施設（学校、公民館等）を選定し確保するが、大雨、洪水及び土砂災害等により、公共施設の避難所への避難が困難な場合も想定し、協定等により民間施設も選定し確保する。

指定避難所は、「第5章第4節避難対策計画」別表9による。

また、町は避難所を開設した場合には関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を北海道に報告する。

ウ 福祉避難所（福祉避難施設）

指定避難所のうち、災害時要配慮者への保健福祉サービスの提供ができる施設（民間施設を含む）については、福祉避難所として指定する。

福祉避難所は、「第5章第4節避難対策計画」別表9による。

（2）避難所等の選定条件

- ア 救援及び救護活動を実施することが可能であること
- イ 給水、給食等の救助活動が可能であること
- ウ 浸水等の被害の恐れがないこと（大雨、洪水及び土砂災害等による避難の場合）
- エ 地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質であること
- オ 耐震構造で倒壊及び損壊などのおそれがないこと（地震等による避難の場合）
- カ 多目的トイレの設置やバリアフリー化されていること（福祉避難所）
- キ その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること

（3）指定避難所の管理

- ア 指定避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと
- イ 指定避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ定めておくこと
- ウ 休日、夜間等における指定避難所の開設に支障がないようにしておくこと

3 指定緊急避難場所指定避難所についての住民及び施設管理者等への周知

緊急避難場所及び避難所の指定を行うにあたり、町は住民及び学校や民間施設などの施設管理者等に対し、次の事項の周知徹底を図る。

（1）指定緊急避難場所等の周知

町は、次の事項について、地域住民及び施設管理者等に対する周知徹底に努める。

- ア 指定緊急避難場所等の名称及び所在地
- イ 避難対象世帯、施設等の地区割
- ウ 指定緊急避難場所等への経路及び手段
- エ 避難時の携帯品等注意すべき事項

（2）避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識
避難経路並びに家族の集合場所及び連絡方法（学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法）など
- イ 避難時における知識
安全の確保、移動手段及び携行品など
- ウ 避難後の心得

4 避難計画

町は、住民特に災害時要配慮者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

また、避難指示、高齢者等避難について、河川管理者、気象庁（釧路地方気象台及び帯広測候所）等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性並びに収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準及び伝達方法を明確にするとともに、緊急避難場所及び避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、これら避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表した防災ガイドマップを作成し、住民に配布するものとする。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

（１）町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、災害時要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から、情報伝達体制の整備、災害時要配慮者に関する情報の把握及び共有、避難支援計画の策定等避難誘導体制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 緊急避難場所及び避難所への経路及び誘導方法（観光入り込み客対策を含む。）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

① 給水及び給食措置

② 毛布及び寝具等の支給

③ 衣料及び日用必需品の支給

④ 負傷者に対する応急救護

カ 緊急避難場所及び避難所の管理に関する事項

① 住民の避難状況の把握

② 避難中の秩序保持

③ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知及び伝達

④ 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

① 防災行政無線による周知

② 携帯電話端末への緊急速報メールによる周知

③ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

④ 避難誘導者による現地広報

⑤ インターネット等を利用した広報

⑥ 住民組織を通じた広報

避難指示等の発令基準			
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	発令者 発表者
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり命を守るための最善の行動をする。	緊急安全確保	本別町
警戒レベル 4	・指定避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難指示	本別町
警戒レベル 3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	本別町
警戒レベル 2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報など	気象庁
警戒レベル 1	防災気象情報の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報	気象庁

(2) 防災上重要な施設等の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難の場所
- イ 経路
- ウ 移送の方法
- エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

(3) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援及び災害者対策の基本となるが、発災直後の避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定されるため、避難所における入居者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備に努める。なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

また、被災者を把握するための避難者台帳(名簿)を迅速に作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管する。

第10節 災害時要配慮者対策計画

災害発生時における災害時要配慮者の安全の確保に関する計画は、次に定める。

1 安全対策

町民は、災害が発生した場合、災害情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命と財産の安全を確保するための適切な行動をとらなくてはならない。

しかし、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、在住外国人等は自力で十分な行動がとれない。そのため、日頃から自治会や民生委員等と連携をはかり、災害時要配慮者のプライバシーには十分配慮しながら、特に障がい者のみの世帯及び独居老人等の生活状況の実態把握に努める。また、大規模災害時には、通信途絶に伴い電話等の活用が不可能になることから災害時要配慮者の保護、安全確認について地域住民及び福祉ボランティア団体等の協力援助体制のあり方とその役割を明確にするよう努める。

2 乳幼児対策

(1) 幼児、保護者、保育職員に対する防災教育

防災訓練や防災講座、防災パンフレット等により幼児、保護者、保育職員の防災意識の向上を図る。

(2) 地域ぐるみの避難援助体制づくり

家庭や保育施設における避難体制を迅速にするため、地域の防災訓練等を通じて自治会や保育施設を有する事業所等、地域ぐるみの乳幼児避難援助体制の確保に努める。

(3) 施設の安全確保

保育所の施設については、耐震化を図るとともに、施設内の電気器具や窓ガラスや備品等に対する安全対策に努める。

3 高齢者及び障がい者対策

(1) 防災意識の普及・啓発

高齢者及び障がい者並びにその介護者に対して、災害時に適切な行動がとれるように、啓発パンフレット配付等による防災教育を徹底するとともに、防災に関する相談や助言を積極的に行う。

(2) 家屋の室内の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者や障がい者にとっては、災害に備えて家屋や居室内の安全を確保することは極めて重要である。このため、居室内の家具の転倒防止器具等の取り付けの奨励や安全対策に努める。

4 援助活動

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

ア 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を行う者は次のとおりとする。

- ① 自治会（自主防災組織）
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 本別町社会福祉協議会
- ④ 本別消防署

また上記①～④の団体にはあらかじめ名簿情報を提供できるものとする。災害時には本人の同意がなくても名簿情報を提供できる。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する者の範囲は次のとおりとする。

- ① 高齢者（65歳以上の支援を希望する者のうち、自治会、民生委員等の意見を聴取し、町長が必要と認めた者）
- ② 障がい者（支援を希望する者のうち、自治会、民生委員等の意見を聴取し、町長が必要と認めた者）
- ③ 乳幼児（保護者が支援を希望する者）
- ④ 外国人（支援を希望する者）
- ⑤ その他支援の必要を認めた者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、氏名、生年月日、性別、世帯区分、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由及び必要な支援内容、その他必要と認める事項を掲載するものとし、その入手方法は次のとおりとする。

- ① 住民基本台帳
- ② 要介護認定者台帳
- ③ 障害者手帳交付台帳
- ④ その他名簿作成に必要な事項については、当該情報等を所有している自治会及び関係機関等からの情報等

エ 庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、適切な管理に努める。

オ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、年1回以上の定期更新のほか、転入出や転居又は入退院や死亡など避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報の変更を確認した場合は随時更新を行い、避難支援関係者の求めに応じて適宜配布するものとする。

カ 個人情報漏えいを防止するための措置

名簿の提供を受けた避難支援等関係者が適正な情報管理を図り、個人情報の漏洩を防止するための事項は次のとおりとする。

- ① 名簿は個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うこと
- ② 名簿の配布に伴い知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。名簿を返還又は廃棄した後においても同様とする。
- ③ 名簿の管理責任者を定め適切な管理を行うこと
- ④ 災害対策基本法に定めがない事項については、本別町個人情報保護条例の規定に従うこと

キ その他避難行動要支援者名簿作成のため必要な事項

その他避難行動要支援者への避難支援を行うために必要な事項は、地域防災計画及び個別計画に定めるものとする。

(2) 個別避難計画の作成

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

ア 町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

イ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(2) 避難行動要支援者への情報伝達

町は、避難支援等関係者と協力し災害発生後直ちに、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、居宅に取り残された者の早期発見に努める。

(3) 避難所等への移送

町は、災害時要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、避難所（福祉避難所）への移動、病院への移送及び社会福祉施設等への緊急入所の措置を講ずる。

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、災害時要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、住宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援依頼

町は、救助活動や災害時要配慮者の状況を把握し、適宜、道又は隣接市町村等へ応援を要請する。

5 外国人に対する対策

(1) 防災意識の普及・啓発

町内に在住する外国人に対する防災意識の普及・啓発を図るために、外国人向け防災パンフレットを配付するとともに、地域防災訓練への参加や防災教育等の指導を行う。

6 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等の災害時要配慮者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水及び医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にする。特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整備する。

(4) 防災教育及び防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。また、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設は、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

7 病院入院患者等の対策

(1) 関係機関が実施する対策

日本赤十字社北海道支部、北海道医師会、十勝医師会等は、北海道の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うように指導する。

(2) 医療機関が実施する対策

医療機関は、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、防災対策を作成するものとする。また、施設及び設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制、避難指導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機（器）材等の備蓄等防災体制の強化を図るものとする。

8 観光客・体験実習生対策

(1) 観光客・体験実習生の安全対策の推進

関係団体及び関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策に努める。

(2) 観光客・体験実習生への防災情報の提供

町は、避難場所等の標識の適切な配置、並びにコンビニエンスストア、道の駅及び宿泊施設等多くの人が集まる場所での情報提供の充実など、地域に不慣れな観光客に対する情報提供体制等の充実を図る。

第 11 節 自主防災組織の育成等に関する計画

大規模な災害発生時には、町内地域各所で家屋の倒壊や住民の避難行動での混乱、同時多発的火災の発生等、さまざまな状況が予想される。

このような状況において被害の軽減を図るためには、自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護及び避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に、行政機関による災害時要配慮者の安全確認及び保護は、緊急性を考慮すると自ずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。

これらを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、自治会等の組織を生かした自主防災組織の整備及び育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 組織の規模

自主防災組織は、地域住民が災害時の応急活動あるいは避難行動等を行う場合に相互連携、相互協力が組織的かつ円滑に行われる規模で設定する必要がある。この場合、住民の日常の生活の繁がり、平常時の防災活動の実施、災害時の住民あるいは避難行動を考慮し、自治会を一つの基礎的単位とする。

2 組織編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要である。

なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班（自治会福祉部等の構成）が協力し、災害時要配慮者の安全確保及び避難誘導等に対応するように努める。

3 組織の活動

（１）平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 地域・家庭の安全点検
- ウ 災害時要配慮者の掌握
- エ 防災訓練の実施又は町等が実施する防災訓練の参加協力
- オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等の実

（２）災害時の活動

- ア 住民の被害状況等の把握、被災者の応急対応及び避難情報の伝達
- イ 町及び本部又は防災機関への連絡・要請活動
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 住民の避難誘導
- オ 避難所での救護・協力

（３）災害時要配慮者の避難支援

町内多数の災害時の安全確認と避難誘導。

（４）避難の実施

町長等から高齢者等避難、避難指示が出された場合には、町民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導するものとする。

なお、災害時要配慮者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。

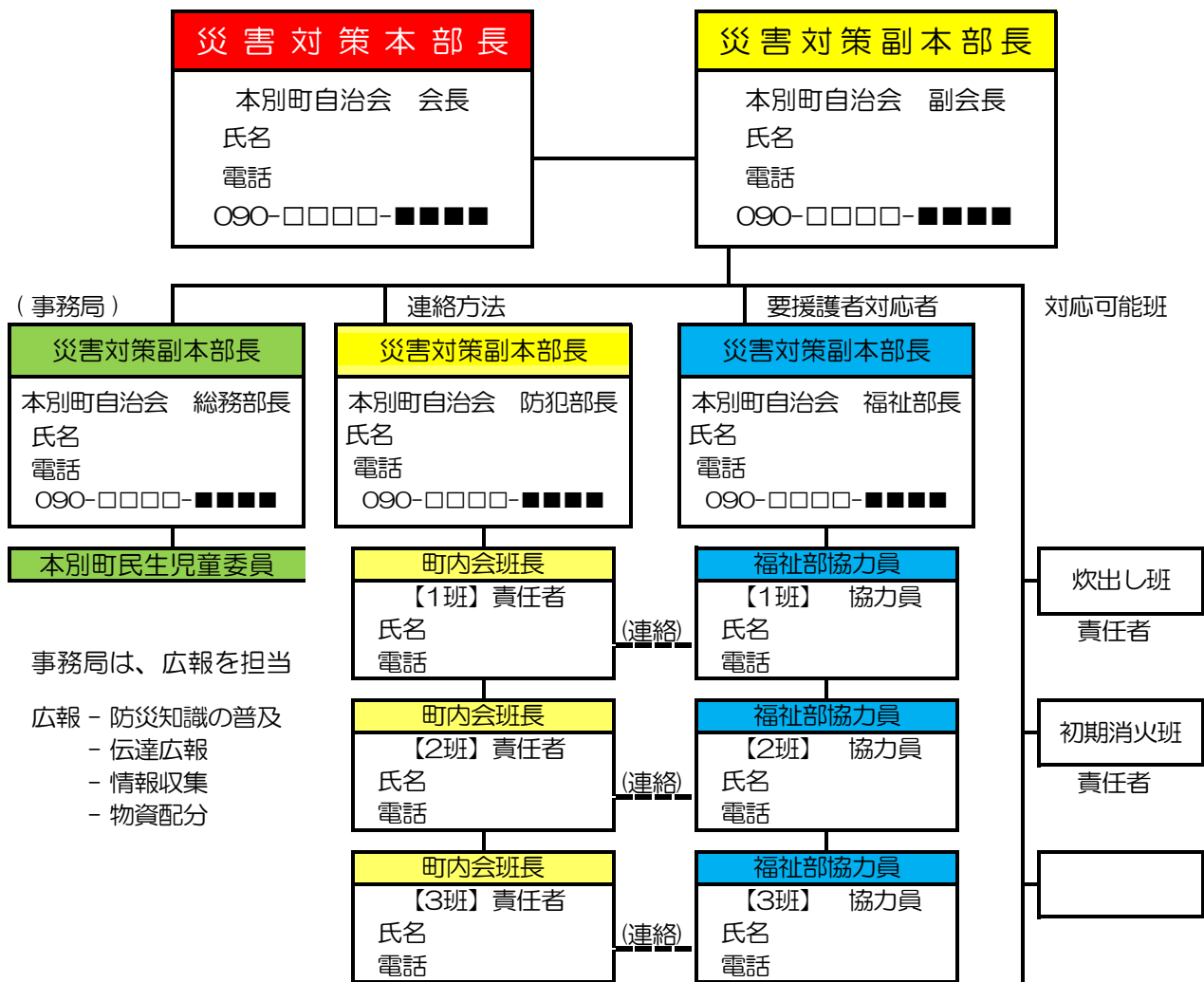
（５）給食、救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うために、町が行う給水及び救援物資の配布活動等と密接に連携するものとする。

4 防災資機材等の整備

自主防災組織が災害時に応急活動や避難行動等を円滑に行うために必要な資機材等について、調査把握し整備に向けての検討を行う。

本別町自治会自主防災組織図（例）



◆◆自主防災組織担当の役割◆◆

- 町内会長 ～ 全体の総括・連絡調整
 - ①：安否確認などを役場に連絡する。
 - ②：緊急出動要請などを消防に連絡する。
 - ③：自主防災各担当者との連携調整をする。
- 副会長 ～ 災害を前提とした日頃の各種防災訓練を考え、実施する
 - ①：防災訓練
 - ②：救出・救助訓練
 - ③：避難路安全確認・避難誘導訓練
- 会計部長 ～ 地域の中での日頃の活動を行う
 - 総務部長
 - 福祉部長
 - ①：日頃の見守り活動
 - ②：安否確認(介護を要する高齢者、身体障害者、知的障害者、病弱者など助けが必要な人)
 - ③：安全確認(避難経路など)
- 各班班長 ～ 日頃の活動を通して要援護者などとのコミュニケーションを図る
 - 福祉部協力員
 - ①：町内会費や広報配布活動を通じて安否確認を実施する
 - ②：日頃の見守り活動
 - ③：災害拡大防止の呼びかけと家屋周辺の点検
 - ④：避難・被災後の活動地域の把握と確認
 - ⑤：飲料水や生活物資などの運搬や配布への協力

第12節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、積雪・寒冷期における災害の軽減を図る対策は本計画に定める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的かつ長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関が行う緊急輸送等の災害応急対策が円滑に実施されなければならないので、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路(株)及び町の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

- ① 道路管理者は、国道、道道、高速自動車道路及び町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- ② 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- ① 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- ② 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪作等防雪施設の整備を促進する。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、屋根荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、雪下ろしの指導に努める。

(2) 積雪期における避難場所及び避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における避難場所及び避難路の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

町は、避難所における寒冷時の防災用品の整備について調査検討を行い備蓄に努める。

また、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬機関でも利用可能なトイレの確保に努める

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止及び災害の拡大を防止するための災害応急対策計画を次のとおり定める。

第1節 災害情報通信計画及び情報伝達計画

災害予防対策及び応急対策の実施のために必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、この計画に定める。

1 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備

- (1) 防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

- (2) 町及び防災関係機関は、災害時要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害時要配慮者等情報の入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

また、平時より情報収集・伝達体制について訓練等を通じ、実効性の確保に努めるものとする。

2 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となることから、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議及び通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

- (1) 防災会議の災害情報等収集及び連絡

防災会議構成機関は、災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、「災害情報連絡系統図」等により、防災会議会長に報告するものとする。

- (2) 町の災害情報等収集及び連絡

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局長に報告するものとする。

イ 町長は、気象警報、注意報及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

- (3) 普通電話による通信（非常通話、緊急通話）

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

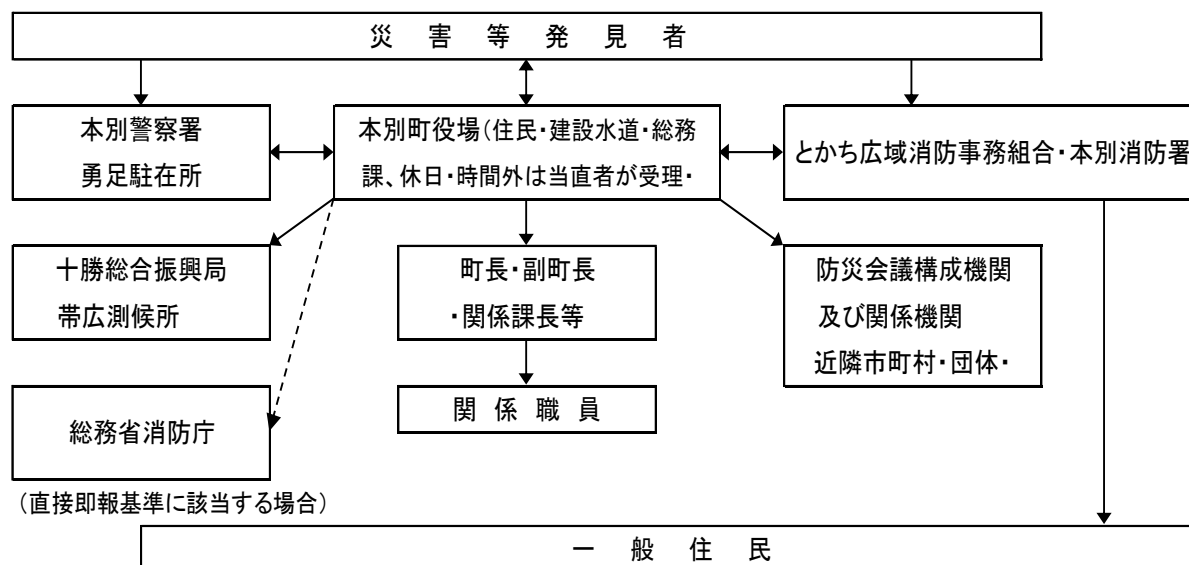
- (4) 電報による通信

災害時において緊急を要するため電報を発信する場合は、電報取扱局（115番）に「非常電報」である旨を告げ、電報発信紙の欄外余白に「非常」と朱書きして差し出すものとする。

(5) 専用通信施設及び各機関の無線施設による通信普通電話が使用不能の場合は、下記の通信施設を利用するものとする。

設置機関	施設の種類	通 信 範 囲
本別町	北海道総合行政情報ネットワーク（北海道防災無線）	全道各市町村及び道庁、（総合）振興局並びに道出先機関相互
	本別町防災行政無線	町内一円 （農村部、関係機関団体、町議会議員、自治会長、町職員管理職、消防職団員等）
	本別町陸上移動無線	町内一円（庁舎、車両センター、搭載車）
本別消防署	消防無線	町内一円及び近隣市町村（搭載車）
	携帯衛星電話	全国
本別警察署	警察電話（有線）	全国警察機関相互
	警察無線	本別警察署、釧路方面本部、北海道警察本部相互
	移動無線	釧路方面本部区域内

災害情報連絡系統図



3 異常発見時における措置

災害時における情報の報告、収集及び伝達を迅速かつ的確に行うため被害の報告及び受領並びにこれら連絡先については、本計画の定めるところによる。

(1) 発見者の通報

災害の発生及び発生のおそれのある異常な現象（激しい降雨、降雪、異常水位、地すべり、雪崩、火災、爆発物等）を発見した者は、速やかに役場、警察署、消防署に通報するものとする。

(2) 地区別情報等連絡責任者

災害情報等の迅速な伝達を行うため、地区別情報等連絡責任者を次のとおり定めるものとする。

ア 地区別情報等連絡責任者は自治会長とする。

イ 地区別情報等連絡責任者の任務

- ① 住民等から情報を受けたときは、町長に正確に伝達すること
- ② 町長の行う災害情報の収集及び伝達について、周知協力すること
- ③ 町長の行う応急対策について協力すること
- ④ 町長の行う被害状況調査その他について協力すること

(3) 町長への通報

異常現象の通報を受けた機関は、その状況について直ちに確認し、その旨を町長（総務課長）に通報するものとする。

(4) 町長の各機関への通報

町長は、災害の発生等、異常現象の通報を受けたときは、直ちにこれを確認し、必要に応じ帯広測候所（基本法第54条4項）及び関係機関へ通報するものとする。

(5) 住民に対する周知徹底

住民に対する周知徹底は、「第3章第4節気象業務に関する計画」別表3の気象警報等伝達系統図に従っておこなう。

4 災害等の内容及び通報の時期

(1) 災害対策本部の設置

ア 本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び防災関係機関へ連絡する。

イ 防災関係機関は、前事項の連絡を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要

発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置

災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し

被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告

被害状況が確定したとき

(3) 町の通報

ア 町は、119番通報殺到時の報告は、消防局がその状況等を道及び国に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

5 被害状況等の報告

災害情報等の報告は、基本法の規定により、災害が発生してから応急措置が完了するまでの総括的な報告とする。ただし、本部が設置されない場合における災害情報等の報告は本計画に準じて行うものとする。

(1) 報告責任者

災害情報等の受領周知責任者（総務課長）は、各種情報を収集するほか、関係官公署と相互に情報交換を実施し、その把握した状況については、速やかに十勝総合振興局を通じて北海道知事又は国（消防庁経由）に報告するものとする。

(2) 災害情報等の報告の種別

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報を収集し、応急対策を講ずるとともに次に定めるところにより災害情報等を十勝総合振興局に報告するものとする。

なお当該災害等が直接即報基準に該当する場合は、「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

ア 報告の対象

- ① 人的被害、住家被害が発生したもの
- ② 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ③ 災害に対し、国及び道の財政援助を要すると思われるもの
- ④ 災害が当初軽微であっても今後拡大し発展のおそれがある場合、又は広域的な災害で本町が軽微であっても、十勝総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告の要があると認めるもの
- ⑥ その他特に指示があった災害

イ 報告の種類及び内容

① 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、様式1により速やかに報告すること。
この場合、災害経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

② 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関関係の維持管理する施設等（住家は除く）については除くものとする。

a 速報

被害発生後直ちに様式2により件数のみ報告するものとする。

b 中間報告

被害状況が判明次第、様式2により報告すること。なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告し、被害の時期等特に指示があった場合は、その指示による。

c 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に様式2により報告すること

ウ 報告の方法

- ① 災害情報等（速報及び中間報告）は、電話又は無線により迅速に行うものとする。
- ② 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

(3) 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表7のとおりとする。

様式 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報							
報告日時		月 日 時現在		発受信日時		月 日 時 分	
発信機関 (総合振興局・市町村名等)				受信機関 (総合振興局・市町村名等)			
発信者 (職・氏名)				受信者 (職・氏名)			
発生場所							
発生日時		月 日 時 分		災害の原因			
の気 状 象 況 等	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 そ の 他						
関 係 の フ ラ イ ン	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他						
(1)災害対策本部 等の設置状況		(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名称) (設置日時) 月 日 時 分設置					
(2)災害救助法の 適用状況		地区名		被害棟数		り災世帯	
						り災人数	
		(救助実施内容)					
応 急 措 置 の 状 況	(3)避難の 状況	地 区 名	避難場所		人 数	日 時	
		自 主 避 難					
		避 難 勧 告					
		避 難 指 示					
	(4)自衛隊派 遣要請の状況						
	(5)その他派 遣の状況						
	(6)応急対策 出動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名				
		消防職員	名				
		消防団員	名				
その他(住民)		名					
	計	名					
その他		(今後の見通し等)					

(各課・部局→住民課→十勝総合振興局)

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること

様式2

被害状況報告(速報 中間 最終)

										月 日 時現在						
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因									
災害発生場所																
発信	機関(市町村)名						受信	機関(市町村)名								
	職・氏名							職・氏名								
	発信日時			月 日 時 分				発信日時								
項 目				件数等		被害金額(千円)		項 目				件数等		被害金額(千円)		
① 人的被害	死 者		人			※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道 工 事	河 川		箇所				
	行方不明		人							海 岸		箇所				
	重 傷		人							砂防設備		箇所				
	軽 傷		人							地すべり		箇所				
	計		人							急傾斜地		箇所				
全 壊		棟			道 路		箇所									
半 壊		棟			橋 梁		箇所									
		世帯			小 計		箇所									
		人			⑥ 水産被害	市 工 事	河 川		箇所							
		世帯					道 路		箇所							
		人					橋 梁		箇所							
一部破損		棟				小 計		箇所								
		世帯				港 湾		箇所								
		人				漁 港		箇所								
床上浸水		棟				下水道		箇所								
		世帯				公 園		箇所								
		人				崖くずれ		箇所								
床下浸水		棟				計										
		世帯			漁 船	沈没流出		隻								
		人				破 損		隻								
計		棟				計		隻								
		世帯				漁 港 施 設		箇所								
		人				共同利用施設		箇所								
		人				その他施設		箇所								
③ 非住家被害	全壊	公共建物		棟			漁 具 (網)		件							
		その他		棟			水 産 製 品		件							
	半壊	公共建物		棟			そ の 他		件							
		その他		棟			計									
	計		公共建物		棟											
		その他		棟												
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等		ha			⑦ 林業被害	道 有 林	林 地		箇所				
			浸冠水		ha					治山施設		箇所				
		畑	流失・埋没等		ha					林 道		箇所				
			浸冠水		ha					林産物		箇所				
				ha			その他			箇所						
	農作物	田	ha			小 計			箇所							
		畑	ha			一 般 民 有 林	林 地		箇所							
	農業用施設		箇所				治山施設		箇所							
	共同利用施設		箇所				林 道		箇所							
	営農施設		箇所				林産物		箇所							
	畜産被害		箇所				その他		箇所							
	その他		箇所			小 計		箇所								
	計						計									

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		設 福 ⑫ 被 祉 社 害 施 会	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所						
		火葬場	箇所						
	計	箇所							
⑨ 商工被害	商 業	件			⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	工 業	件				鉄道施設	箇所		
	その他	件				被害船舶(漁船除く)	隻		
	計	件				空 港	箇所		
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所				水 道	戸		
	中学校	箇所				電 話	回線		
	高 校	箇所				電 気	戸		
	その他又教施設	箇所				ガ ス	戸		
	計	箇所				ブロック堀等	箇所		
	公共施設被害市町村数	団体				都市施設	箇所		
	り災世帯数	世帯			計				
	り災者数	人			被 害 総 額				
	消防職員出動延人数	人			火災発生	建 物	件		
						危険物	件		
						その他	件		
					消防団員出動延人数	人			
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局)								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難の指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

被害状況(中間 最終)報告集計表

災害・事故名				平成 月 日 時現在							
総合振興局											
項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死 者		人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道工事	河 川	箇所			
	行方不明		人				海 岸	箇所			
	重 傷		人				砂防設備	箇所			
	軽 傷		人				地すべり	箇所			
	計		人				急傾斜地	箇所			
② 住家被害	全 壊		棟				市町村工事	道 路	箇所		
			世帯					橋 梁	箇所		
			人			小 計		箇所			
	半 壊		棟		河 川	箇所					
			世帯		道 路	箇所					
			人		橋 梁	箇所					
	一部破損		棟		小 計	箇所					
			世帯		港 湾	箇所					
			人		漁 港	箇所					
	床上浸水		棟		下水道	箇所					
			世帯		公 園	箇所					
			人		崖くずれ	箇所					
	床下浸水		棟		計						
			世帯		漁 船	沈没流出	隻				
			人		破 損	隻					
計		棟	計	隻							
		世帯	漁 港 施 設	箇所							
		人	共同利用施設	箇所							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	その他施設	箇所					
		その他	棟		漁 具 (網)	件					
	半壊	公共建物	棟		水 産 製 品	件					
		その他	棟		そ の 他	件					
	計	公共建物	棟		計						
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道有林	林 地	箇所			
			浸冠水	ha			治山施設	箇所			
		畑	流失・埋没等	ha			林 道	箇所			
			浸冠水	ha			林産物	箇所			
	農作物	田	ha	その他			箇所				
		畑	ha	小 計			箇所				
	農業用施設		箇所	一般民有林		林 地	箇所				
	共同利用施設		箇所			治山施設	箇所				
	営農施設		箇所			林 道	箇所				
	畜産被害		箇所			林産物	箇所				
	その他		箇所			その他	箇所				
	計					小 計	箇所				
				計		箇所					

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		設 福 ⑫ 被 祉 社 害 施 会	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所						
		火葬場	箇所						
	計	箇所							
⑨ 商工被害	商 業	件			⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	工 業	件				鉄道施設	箇所		
	その他	件				被害船舶(漁船除く)	隻		
	計	件				空 港	箇所		
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所				水 道	戸		
	中学校	箇所				電 話	回線		
	高 校	箇所				電 気	戸		
	その他又教施設	箇所				ガ ス	戸		
	計	箇所				ブロック堀等	箇所		
	公共施設被害市町村数	団体				都市施設	箇所		
	り災世帯数	世帯			計				
	り災者数	人			被 害 総 額				
	消防職員出動延人数	人			火災発生	建 物	件		
						危険物	件		
						その他	件		
					消防団員出動延人数	人			
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局)								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難の指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 7

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。 (1)当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2)A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明重傷、軽傷についても同じ。) (3)氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。 (1)死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のある者。 (1)死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のある者。 (1)死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1)物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2)商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3)住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつづけている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1)同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。 (1)被害額の算出は、その家屋(量、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(量、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のものである。 (1)被害額の算出は、その家屋(量、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったものである。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋(量、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないものである。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害は、耕土の流失、埋没、沈下、隆起又はき裂により耕作に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とはその田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2)埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3)被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当時間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2)倒伏とは、風のため相当時間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
④ 農業被害	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道、都市下水路。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・けがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする
	港湾施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
⑦ 林業被害	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生 被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商 工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額を積算すること。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う) (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	船舶被害 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック堀等	倒壊したブロック堀又は石堀の箇所数をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

6 予報（注意報を含む）、警報、情報等の収集伝達計画

(1) 気象情報の伝達系統及び方法

気象情報は、次の予警報伝達系統図（本部職員動員伝達系統）に基づき電気通信事業法及び東日本電信電話株式会社の契約約款に基づく「非常扱い」及び「緊急扱い」の電話、電報、無線、ファクシミリ、その他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

ア 帯広測候所からファクシミリにより通報された予報（注意報を含む。）、警報、情報等は、関係部署から伝達する。

イ 予報（注意報を含む。）、警報、情報等は、通常の勤務時間中は総務課長が受理統括する。

ウ 勤務時間外は日直者及び警備員が受理する。

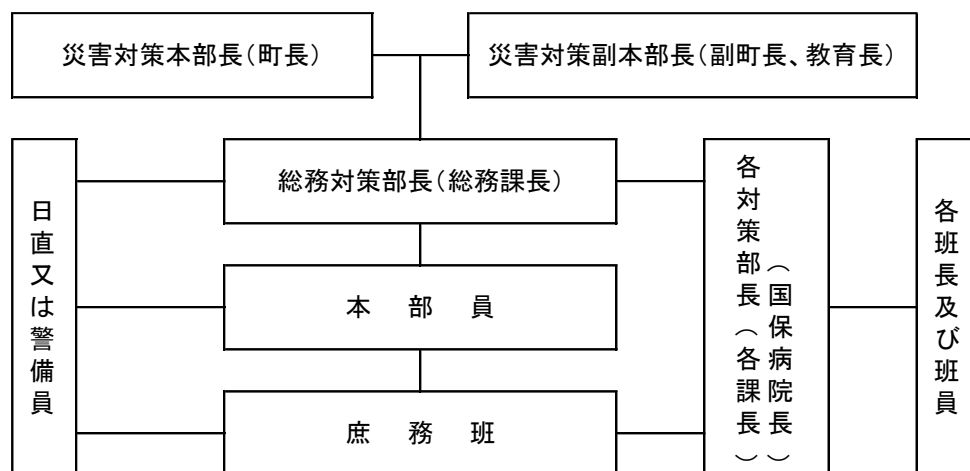
エ 予報（注意報を含む。）、警報、情報等を受理した場合、警報又は災害へ繋がると予想される注意報については、受理者である総務課長は、速やかに関係課長等に連絡するものとする。

オ 連絡を受けた関係課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、必要に応じて関係機関、団体、学校等に対して、予報（注意報を含む。）、警報、情報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

カ 日直者又は警備員が、予報（注意報を含む。）、警報、情報等を受理した場合、次に掲げる予報（注意報を含む。）、警報、情報等については速やかに総務課長に報告し、災害へ繋がると予想される場合は、関係課長等に連絡するものとする。受理した予報（注意報を含む。）、警報、情報等の通報文は当直明けの際、防災担当に引き継ぐものとする。

- ① 気象警報～暴風、暴風雪、大雨、洪水及び大雪
- ② 前号の各予警報に伴う被害情報
- ③ その他～特に重要と認められる各種注意報

本部職員動員伝達系統（防災行政無線又は口頭伝達）



7 動員計画

災害応急対策に必要な要員を早急に招集し、応急対策を確実に行うための要員の伝達系統を定める。

(1) 平常執務時の伝達系統

ア 災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により総務対策部長は、各対策部に対し配備体制を指令するものとする。なお、本部が設置されない場合にあっては、町として非常配備体制を必要としたときは、これに準ずるものとする。

イ 各対策部長は、指令に基づき直ちに所属職員に連絡し指揮監督を行い、災害情報等の収集、伝達、その他各所掌の分担表に基づき、応急措置を実施する体制を確立するものとする。

(2) 休日又は退庁後の伝達系統

ア 退庁後における各部員の連絡方法

総務対策部長は、防災行政無線により各部長等を招集するものとし、各部長は、部員を直ちに動員できるよう職員非常招集連絡系統表を作成しておくものとする。

イ 日直者又は警備員による非常伝達

日直者又は警備員は、情報を収受した場合は直ちに総務対策部長（総務課長）に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部長等に連絡するとともに、関係職員に対しても早急に連絡をとり、万全を期すよう配慮するものとする。

(3) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外又は休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、もしくは発生のおそれがある情報を察知したときは、職員相互に連絡の上、又は自己の判断により非常登庁をしなければならない。

(4) 消防署及び消防団の動員

ア 消防署に対する動員の伝達（要請）は、総務対策部が行い、消防団に対する動員の伝達（要請）は、総務対策部の要請により消防署が行う。

イ 署員及び団員に対する伝達方法は、それぞれの組織を通じて口頭又は電話及びサイレン等による。

(5) 他機関に対する出動及び応援要請

ア 北海道及び他市町村（関係機関も含む）等に対する要請

北海道及び他市町村等に、応援協力を要請する必要があるときは、直ちに災害対策会議を開き協議のうえ本部長が決定し、総務対策部長が協力要請を行うものとする。

イ 自衛隊に対する災害派遣要請

災害激甚のため自衛隊の災害派遣を必要とするときは、北海道地域防災計画に基づき、北海道知事（十勝総合振興局）を通じて要請を依頼するものとする。

第2節 災害広報計画

災害時において、災害の規模、今後の動向及び被害状況等の情報等を正確かつ迅速に提供し、人心及び社会秩序の安定を確保するための広報活動は、本計画に定める。

1 実施責任者

災害情報等の広報は、町長（総務対策部）が行う。

2 災害情報等の収集

実施責任者は、各部や防災関係機関とも緊密な連絡をとり、災害の状況等報告資料を収集し、必要に応じ報道機関その他直接に災害の現場を取材し、各種情報を収集するものとする。

3 報道機関に対する情報発表の方法及び内容

総務対策部は、次に掲げる事項等の広報資料を取りまとめ、報道機関に発表するとともに、日頃から協力方について理解を得ておくものとする。

- (1) 災害の種別及び災害発生の日時
- (2) 災害の発生場所又は被害激甚地域
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する避難指示の状況
- (6) 一般住民と避難住民に対する注意事項と協力について
- (7) 被害調査及び発表の時限
- (8) 災害救助法適用の有無
- (9) 災害対策本部の設置または廃止

4 住民に対する広報の方法

- (1) 住民に対する広報は、次の方法により行うものとする。

なお、災害時要配慮者への伝達に十分配慮する。

- ア 新聞、テレビ、ラジオ、電話の利用
- イ 町広報紙、チラシ等の印刷物
- ウ 広報車の利用
- エ 防災行政無線
- オ インターネットホームページ

(2) 広報事項

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

5 各機関に対する連絡

必要がある場合は、町内の公共機関、団体、工場等に災害情報を提供するものとする。

6 広報写真等の収集

報告、記録等に要する写真は、総務対策部及び各対策部の被害調査員が撮影した写真のほか民間から収集したものについても活用する。

7 被災者相談所の開設

災害の規模に応じ、適宜関係機関と協議連携して被災住民の安定を図るため、相談所を開設して援助、協力するものとする。

第3節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は関係法令及び本計画の定めるところにより、町長、消防署長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要に応じて、道、他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- (1) 北海道知事（基本法第70条…都道府県の応急措置）
- (2) 警察官等（基本法第63条第2項…市町村長及び職員が現場にいないとき、又は要求のあったとき市町村長の職務を行うことができる。）
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条…指定行政機関の長等の応急措置）
- (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長（基本法第80条…指定公共機関等の応急措置）
- (5) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条…市町村の応急措置）
- (6) 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防署長）等（水防法第24条及び第28条）
- (7) 消防長又は消防署長等（消防法第29条）

2 町の実施する応急措置

(1) 警戒区域の設定

町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、人命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項（市町村長の警戒区域設定権等）の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項（応急公用負担等）の規定に基づき、本町区域内の他人の土地及び工作物並びにその他の物件を使用し若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第82条（損失補償等）及び基本法施行令第24条（応急公用負担の手続）の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 土地及び工作物並びに物件の占用等に対する通知

町長は、他人の土地、建物及びその他の工作物、又は土石、竹木及びその他の物件（以下「土地建物等」という。）を使用し若しくは収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、所有者及びその他当該土地建物等について権原を有する者（以下「占有者等」という。）に次に掲げる事項を通知しなければならない。また当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、次に掲げる事項を「本別町公告式条例」を準用して役場掲示板に掲示する等の措置をしなければならない。

- ① 名称又は種類
- ② 形状及び数量
- ③ 所在した場所
- ④ 処分の期間又は期日
- ⑤ その他必要な事項

イ 損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 障害物の除去

町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項（応急公用負担等）の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去及びその他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは当該工作物等を保管しなければならない。

なお、保管したときは基本法第64条第3項（返還のための公示）及び第6項（所有権の帰属）の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 町長は、当該工作物等の占有者等に対し当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により公告しなければならない。

① 工作物等を保管した場合の公示事項

- a 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- b 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- c その工作物等の保管を始めた日時及び保管場所
- d その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

② 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示は、次に定める方法によるほか、「本別町公告式条例」を準用して行う。

- a 公示は保管を始めた日から起算して14日間、役場の掲示板に掲示する。
- b 公示の期間が満了してもなおその工作物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報紙又は新聞紙に掲載する。
- c これら方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を役場総務課に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

イ 町長は、保管した工作物等が滅失し若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要する時は、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

① 保管した工作物等の売却は、競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、随意契約により売却することができる。

- a 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれがある工作物等
- b 競争入札に付しても入札者がいない工作物等
- c その他競争入札に付することが適当でないと認める工作物等

② 競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期間日の前日から起算して少なくとも5日前までに、工作物等の名称又は種類、形状、数量及びその他必要な事項を公示しなければならない。

③ 競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつそれらの者に工作物等の名称又は種類、形状、数量及びその他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

④ 随意契約とするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

ウ 工作物等の保管、売却及び公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

エ 公示の日から起算して6ヵ月を経過しても、なお保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、本別町に帰属する。

（4）他の市町村長に対する応援の要求等（基本法第67条）

ア 町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めることができる。

この場合において、応援を求められた市町村等は正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

イ 当該応援に従事する者が実施する応急措置は、当該応援を求めた市町村の指揮の下に行動する。

（5）道知事に対する応援の要求等（基本法第68条第1項）

町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、道知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

（6）住民等に対する緊急従事指示等

ア 町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条第1項）

イ 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）

ウ 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の10）

オ 町長は、前4号（ア～エ）の応急措置等の業務に協力援助した住民が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例」に準じ、町がその補償を行う。

3 災害救助法適用の場合

救助法適用の場合は、「第5章第36節災害救助法の適用計画」による。

第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、並びに保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次に定める。その際、災害時要配慮者についても十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。

1 避難実施責任者

避難のための立退き勧告、又は指示を行う責任者は、基本法その他の法律により、次のように定める。

実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害
高齢者等避難	町長		災害全般
避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命令を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条 災害対策基本法第60条 災害対策基本法第72条	洪水 地すべり 災害全般 災害全般
	警察官	警察官職務執行法第4条 災害対策基本法第61条	災害全般 災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
避難場所の開設、収容	町長		災害全般

- (1) 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を、町長に代わって行う。

2 高齢者等避難又は避難指示の基準

(1) 高齢者等避難、避難指示の時期及び発令基準

区 分		発令時の状況	発 令 基 準	住民に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	【水害】 ①近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いと判断したとき ②はん濫注意水位を超え、河川氾濫のおそれがある場合 ③上流の地域で被害が発生した場合で、下流地域にも被害が予想される場合 ④はん濫警戒情報が発表されたとき 【土砂災害】 ①大雨警報(土砂災害)が発表されたとき 【その他】 ①本部長が必要と認めたとき	・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする ・高齢者、障がい者等の(災害時)要配慮者は、立ち退き避難する
警戒レベル4	避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【水害】 ①近隣での浸水が拡大したとき ②排出先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合 ③破堤につながるような漏水等を発見したとき ④はん濫危険水位を超え、河川氾濫のおそれがある場合 ⑤はん濫危険情報が発表されたとき 【土砂災害】 ①土砂災害警戒情報が発表されたとき ②土砂災害の前兆現象(湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき 【地震災害】 ①火災が随所に発生し、炎上拡大の危険がある場合 ②避難経路を絶たれる危険がある場合 ③爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある場合 ④酸素欠乏又は有毒ガス、危険物等が多量に流出し、広域にわたり人的被害が予測される場合 ⑤地盤沈下、余震による建物の倒壊等により人的被害が予想される場合 ⑥水道、ガス及び電気等のライフライン施設の被害著しく、被災施設での避難生活が困難な場合 【その他】 ①本部長が必要と認めたとき	・立ち退き避難する
警戒レベル4	避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	【水害】 ①近隣で浸水が床上に及んだとき ②排出先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止及び水門閉鎖のとき ③破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき ④はん濫危険情報が発表されたとき 【土砂災害】 ①土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき 【地震災害】 ①上記の避難指示基準で、特に危険が切迫していると判断したとき 【その他】 ①本部長が必要と認めたとき	・直ちに立ち退き避難する ただし、立ち退き避難によりかえって危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での安全確保をする
警戒レベル5	緊急安全確保	・災害が発生した状況	【水害】 ①堤防が決壊したとき ②はん濫発生情報が発表されたとき 【土砂災害】 ①土砂災害が発生したとき 【その他】 ①その他、災害が発生したとき	・命を守るための最善の行動をする

(2) 道に対する報告

高齢者等避難、避難指示を町長が発令した場合は、総務対策部長はその状況、避難対象地区、発令日時、避難先を記録するとともに、直ちに十勝総合振興局長に対しその旨を報告する。

(3) 水防管理者の行う措置

ア 指示（水防法第29条）

水防管理者は、河川の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

イ 通知

水防管理者が避難のための立ち退きを指示した場合、本別警察署長にその旨を通知する。

(4) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

ア 洪水による危険の指示

水防管理者の指示に同じ。

イ 地すべりによる危険の指示

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

(5) 警察官の行う措置

ア 避難の指示及び避難誘導

二災害等の危険場所等を把握するため、本別警察署は調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所などについては、災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示及び誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示及び誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

① 住民の生命及び身体の安全を最優先とした避難誘導に努める。

② 災害対策本部等と緊密な連絡体制を保持する。

③ 町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要求のあったときは、警察官は基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者及びその他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。ただし、この避難の指示に従わないものに対する直接強制は認められない。

④ 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。

⑤ 避難指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

⑥ 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し避難誘導を行う。

⑦ 避難誘導にあたって、災害時要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

イ 報告及び通知

警察官がアの③及び④の措置を講じた場合には、その旨を町長に通知する。通知を受けた町長は、十勝総合振興局を通じて知事に報告する。

(6) 自衛官

ア 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

- ① 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- ② 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- ③ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- ④ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- ⑤ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

イ 報告及び通知

自衛官がアの措置を実施した場合には、その旨を町長に通知する。通知を受けた町長は、十勝総合振興局を通じて知事に報告する。

(7) 関係機関等への連絡、通報

町長が避難指示又は高齢者等避難を発令したとき、若しくは警察官から立退き指示等の避難措置を行った旨の通報を受けたとき、総務対策部長は、次により必要に応じて関係機関に対して連絡するものとする。

ア 道の出先機関、警察署又は駐在所に連絡して協力を得る。

イ 本節に定める指定緊急避難場所及び指定避難所の責任者に連絡して協力を求める。

ウ 状況によっては、地域住民が避難のため隣接市町村の施設を利用することもあり、避難の誘導、経路等の協力を求める場合があるので、必要に応じ隣接市町村に対して必要事項を連絡する。

(8) 住民

災害時に安全な場所にいる場合は避難の必要はなく、自身の場所と災害リスク等の情報を適切に判断し、避難の必要がある場合には、安全な場所の親戚・知人宅への避難も選択肢に入れ、避難情報への理解の促進に努めるものとする。

3 高齢者等避難又は避難指示の周知

(1) 伝達方法

ア 原則として防災行政無線及び携帯電話端末への緊急速報メール、並びに町広報車及び消防広報車（必要に応じてその他の車両を活用）の巡回により行う。

イ 自治会長への連絡（防災行政無線、電話）

ウ 事業所等の伝達検討（防災行政無線の導入を含めて検討）

(2) 指示伝達事項

避難指示の内容として地域住民に伝達する事項は次のように定める。

ア 発令日時

イ 避難の理由

ウ 避難対象地域

エ 避難先（避難場所）

オ 避難経路（わかりやすく）

カ 避難の際の注意事項

4 避難方法（避難誘導）

- (1) 緊急避難場所又は避難所への避難誘導について、総務対策部は福祉対策部、消防職員・団員、及び警察官と密接な連携をとり、また自治会等の協力を得ながら安全かつ円滑な避難、立退きの誘導及び指導を行う。その際、自力避難の困難な災害時要配慮者に関しては、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、町職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。

(2) 移送

避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者が自力で避難、立退きが不可能な場合、又は入院患者、施設収容児童等集団移送させる必要がある場合においては、町で車両等によりこれを移送する。なお、この移送が困難と認めた時は、知事に対して応援要請を行うものとする。

5 避難所の設置

(1) 指定緊急避難場所の設置（一時避難場所）

地震による家屋等の倒壊、火災の発生、延焼拡大という状態から緊急的に逃れるため、住民が迅速、安全、容易に避難できる場所として、公園、グラウンド等の空地进行を緊急避難場所として指定する。

指定緊急避難場所は別表 8 のとおりとする。

(2) 指定避難所（避難施設）

家屋の倒壊、火災等によって住居を失い、又は浸水等によって居住することが不可能と認められる者等が一定期間滞在する施設として、避難所を開設する。避難所は原則として、災害に対し安全と考えられる公共施設を指定する。ただし、大雨、洪水及び土砂災害等により、公共施設の避難所への避難が困難な場合等は、所有者の同意を得て民間施設を指定する。

指定避難所は別表 9 のとおりとする。

(3) 福祉避難所（福祉避難施設）

指定避難所のうち福祉避難所については、災害時要配慮者への保健福祉サービスの提供ができるよう民間施設を含めて協議選定し確保する。福祉避難所の選定にあたっては、多目的トイレの設置やバリアフリー化されている施設を選定する。

福祉避難所は別表 9 のとおりとする。

(4) 避難所の開設及び管理

ア 町は、災害発生時に必要に応じ、大雨、洪水及び土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。なお、土砂災害警戒区域に災害時要配慮者が在住し、その内、特に配慮が必要な者がいる場合は必要に応じて福祉避難所を開設する。

イ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

ウ 車中泊による避難者の疾病予防対策や冬機関の寒さ対策など健康への配慮を行うことや避難所における食事（食物アレルギー・避難生活の長期化した際のメニューの多様化・栄養バランス）への配慮を行う。

エ 町は、避難所における感染症対策のため、必要な場合にはホテルや旅館等の活用を平時から検討するように努めるものとする。

(5) 仮避難所及び代替施設の指定

指定避難所が災害により使用不能となった場合は、天幕の設営、代替施設の指定等避難住民のため、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(6) 避難所の収容基準

避難所の収容基準は、概ね次のとおりとする。

○ 収容基準 3 m²当り 1 人

※感染症対策を施した場合は基本 4 m²にする

6 避難所の運営

(1) 運営の協力

避難所における情報の伝達、食料及び水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織が主体となり自主的な運営を行うとともに、必要に応じ、他市町村やボランティア団体等に協力を求めるものとする。

(2) 避難情報の把握

避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せずに食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告するものとする。

(3) 衛生・健康管理

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ゴミ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 避難所での性暴力・DVの防止

町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(5) 感染症対策

町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

(6) 感染者への対応

避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

(4) 女性の参画

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(5) 避難生活の早期解消

ア 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて仮住居等への移動を避難者に促すものとする。また、要配慮者等の避難の長期化に備え、宿泊施設の活用に関する協定の締結等を検討する。

イ 災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

8 広域避難

(1) 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことが出来るものとする。

(2) 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

① 町は、他の都道府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に該当他の都府県との協議を求めるものとする。

② 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、①によらず、知事に報告した上で自らの他の市町村に協議することが出来るものとする。

(4) 避難者の受け入れ

町は、指定緊急避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることが出来る施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関の連携

道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

8 警戒区域の設定

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

(1) 実施責任者

ア 町長及び町職員（基本法第63条）

イ 消防職員、消防（水防）団長及び消防（水防）団員（水防法第21条）

ウ 消防職員及び消防団員（消防法第28条）

エ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合又は町長の要請があったとき）

オ 災害派遣を命ぜられた自衛官（基本法第63条第3項 町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る）

(2) 実施方法

ア 警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 住民の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のための巡回を実施する。

別表8 (資料編5-3)

指定緊急避難場所 (人口集中地区のみ)

番号	避難場所	所在地	面積(㎡)	避難可能な災害の種類					避難対象地域
				洪水	土砂災害	地震	大規模火災	内水氾濫	
1	町民憩いの広場	北2丁目	7,200		○	○	○	○	北1、2、3丁目、南1、2丁目
2	中央公園	北5丁目	1,100	○	○	○	○	○	北4、北5、北6丁目
3	清流公園	北5丁目	12,000		○	○	○	○	北4、北5丁目、清流町
4	南保育所園庭	南4丁目	900		○	○	○	○	南3、南4丁目
5	ふれあい交流館駐車場	向陽町	2,000	○	○	○	○	○	向陽町、柏木町
6	北公園	北8丁目	1,400	○	○	○	○	○	北7、北8丁目
7	南公園	南4丁目	2,000		○	○	○	○	南4丁目
8	向陽公園	向陽町	1,700	○	○	○	○	○	東町、朝日町
9	新町公園	新町	1,200	○	○	○	○	○	新町
10	みどり公園	緑町	1,000	○	○	○	○	○	緑町、柳町、坂下町
11	子育て支援センター園庭	新町	2,100		○	○	○	○	新町
12	錦町児童公園	錦町	900	○	○	○	○	○	錦町
13	本別生活館園庭	柏木町	1,100	○	○	○	○	○	柏木町
14	南1丁目ちびっこ広場	南1丁目	390		○	○	○	○	南1、南2丁目
15	栄公園	栄町	1,200		○	○	○	○	栄町
16	共栄緑地公園	共栄	1,100	○	○	○	○	○	共栄
17	銀河アリーナ前広場	山手町	1,200	○	○	○	○	○	山手町、朝日町
18	本別中央小学校グラウンド西側	弥生町	2,000	○	○	○	○	○	弥生町
19	勇足小学校グラウンド西側	勇足元町	2,000	○	○	○	○	○	勇足元町
20	仙美里小学校グラウンド東側	仙美里元町	2,000	○	○	○	○	○	仙美里元町
21	道の駅広場	北3丁目	3,498	○	○	○	○	○	朝日町、北4丁目
22	旧本別営林署苗畑用地	南3丁目	18,247		○	○	○	○	南2、3丁目
23	光仙寺駐車場	栄町	2,600		○	○	○	○	栄町
24	上本別生活館駐車場	上本別	1,700	○	○	○	○	○	上本別
25	義経の館駐車場	東町	3,000	○	○	○	○	○	東町

別表 9 (資料編 5 - 3)

指 定 避 難 所 (施設)

番号	施 設 名	所在地	避難所の種類		収容人数	管理者	備 考
			一般避難所	福祉避難所			
1	中央公民館	北1丁目	○		291	教育長	S54築、非常用発電機設置
2	老人福祉センター	北1丁目	○	○	92	町 長	S54築
3	本別町体育館	北2丁目	○		316	教育長	S45築
4	健康管理センター	北6丁目	○	○	133	町 長	H2築
5	ふれあい交流館	向陽町	○	○	80	町 長	H11改築
6	柔剣道場	弥生町	○		160	教育長	S49築
7	本別中央小学校	弥生町	○		353	学校長	S43築、体育館S54築
8	本別中学校	弥生町	○		420	学校長	H6築、体育館S54築、非常用発電機設置
9	本別高等学校	弥生町	○		335	学校長	H6築、非常用発電機設置
10	児童発達支援センター	北5丁目	○		260	町 長	S58築
11	世代交流館	南4丁目	○		40	町 長	H11築
12	こども園ほんべつ	南3丁目	○		180	鋼路カトリック学園	H29築
13	北地区交流センター	北8丁目	○		50	町 長	H8築
14	栄町児童館	栄町	○		55	町 長	S58築
15	本別生活館	柏木町	○		46	町 長	S40築
16	勇足小学校	勇足元町	○		200	学校長	S55築、体育館S56築
17	勇足中学校	勇足元町	○		250	学校長	S59築、体育館H8築、非常用発電機設置
18	勇足地区公民館	勇足元町	○	○	144	教育長	S56築
19	勇足保育所	勇足元町	○		53	町 長	H23築
20	仙美里小学校	仙美里元町	○		200	学校長	S54築、体育館S56築
21	旧仙美里中学校	仙美里元町	○		210	町 長	S62築、体育館S63築、非常用発電機設置
22	仙美里地区公民館	仙美里元町	○	○	85	教育長	S55築
23	農業大学校	仙美里ヶ丘	○		427	学校長	
24	美里別地区公民館	美里別東上	○		100	教育長	S54築
25	西美里別地区農作業準備休憩施設	負簾 1	○		44	町 長	H19築
26	押帯地区集会場	押帯	○		51	町 長	H13築
27	上押帯地区農作業準備休憩施設	上押帯	○		49	町 長	H11築
28	美帯地区農作業準備休憩施設	美蘭別	○		30	町 長	H18築
29	美里別中地区集会場	美里別西中	○		68	町 長	H20築
30	新明台地区集会場	新生	○		49	町 長	H11築
31	銀河アリーナ	山手町	○		500	教育長	H4築
32	道の駅 (多目的ホール)	北3丁目	○		54	町 長	H3築
33	南地区集会場	南2丁目	○		40	町 長	S57築 H12増築
34	新町集会場	新町	○		25	町 長	S57築
35	共栄集会場	共栄	○		35	町 長	H2築
36	上本別生活館	上本別	○		45	町 長	H18築
37	美里別西上地区農作業準備休憩施設	美里別西上	○		50	町 長	H14築
38	義経の館	東町	○		90	町 長	H2築
39	総合ケアセンター	西美里別		○	75	町 長	H11築
40	勇足生きがい館	勇足元町		○	30	町 長	H13築
41	あいの里交流センター	北6丁目		○	70	社会福祉協議会	H23築
42	清流の里	北6丁目		○	70	社会福祉協議会	H23築
43	ゆうあいの里	勇足元町		○	45	社会福祉協議会	H18築
44	陽だまりの里	仙美里元町		○	60	社会福祉協議会	H18築
45	アメニティ本別	西美里別		○	170	刀圭会	H12築
46	地域共生ホーム「きらり」	緑町		○	20	高瀬建設	H20築

第5節 救助救出計画

災害によって生命及び身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、本計画に定める。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動にあたっては各機関相互の情報交換及び担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。また、住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 救助救出実施責任者

町長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、警察官及び消防機関の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、本部のみで救助救出の実施が困難の場合は、「第5章第30節自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、十勝総合振興局長に自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 救助救出を必要とする者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態、おおむね次に該当する者とする。

- （1）火災の際、火中に取り残された者
- （2）台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった者
- （3）水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された者
- （4）山崩れ、地すべり等により生理めとなった者又は自動車等の大事故の当事者

3 発見者の通報

救助・救出を要する者を発見した者又は死傷者を伴う災害を発見した者は、直ちに本別町役場、警察署又は消防署等へ通報するものとする。

4 救助救出要員等

本部設置中の救助・救出活動は、町及び消防機関が警察及び地域住民と協力して作業にあたるとともに、救護された住民の名簿を作成して本部へ報告するものとする。

5 負傷者等の措置

救助・救出された者が負傷等のため緊急に手当を施す必要があるときは、医療対策部等により所要の措置を施したうえで、直ちに医療機関等に搬送するものとする。

6 関係機関への応援要請

- （1）特に多数の死傷者がある場合において、本部及び消防機関のみでは救助・救出が困難な場合は、医師会、警察に協力を依頼するとともに、必要に応じて防災ヘリコプターの要請及び自衛隊の派遣要請の依頼をする。
- （2）救助・救出に要する機材及び舟艇その他特殊機械類を必要とするときは、防災関係機関に応援を要請する。

7 現地対策本部の設置

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第3章第2節本別町災害対策本部」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置するものとする。

第6節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒及び警備に関する本別警察署が行う防災業務は、北海道地域防災計画によるほか、この計画に定める。

1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害の警報の伝達及び災害情報を収集し、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害の警報の伝達に関する事項

- (1) 警察が行う災害に関する警報の伝達等は、次により行う。町からの関係機関及び住民への連絡は、「第5章第1節災害情報通信計画及び情報伝達計画」に定める。
- (2) 警察官は基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報する。

3 事前措置に関する事項

- (1) 町長（担当：総務隊対策部）が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求め、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により警察署長に対して行う。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別及び人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ その他派遣についての必要事項
- (2) 町長の要請により行う事前措置
警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。この場合は、町長が該当措置の事後処理を行う。

4 避難に関する事項

警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により避難のための立退指示を行う場合は、「第5章第4節避難対策計画」に定める避難先を示す。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜措置を講ずる。この場合において、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行う。

5 応急措置に関する事項

- (1) 警戒区域設定権等
警察署長は、警察官が基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。
- (2) 応急公用負担等
警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき、応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

6 救助救出に関する事項

警察署長は、町長と協力して被災者の救出並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護又は死体の検分に努めるとともに状況に応じて、町長の行う死体の搜索等災害活動に協力する。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集する。

8 災害時における広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して警備措置上必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し、避難措置、犯罪の予防、交通の規制並びにその他の警察活動の広報を行う。

9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域、その他必要と認める地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画について、町長と打合せを行う。

10 災害時における交通規制に関する事項

「第5章第7節交通応急対策計画」による。

第7節 交通応急対策計画

災害時における道路交通等の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画に定める。

1 実施機関

- (1) 北海道公安委員会（本別警察署）
- (2) 北海道開発局（帯広開発建設部）
- (3) 北海道
- (4) 本別町及び本別消防署
- (5) 自衛隊

2 交通応急対策の実施

- (1) 北海道公安委員会（本別警察署）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るために必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

- (2) 北海道開発局（帯広開発建設部）

国の管理している路線に係る道路の構造の保全と通行の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、通行の確保を図る。

(3) 北海道

- ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連携を密にしながら、交通の確保に努める。
- ウ 緊急通行車両のガソリン等について、町の要請に基づき斡旋及び調達を行う。

(4) 本別町及び本別消防署

- ア 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
また、町が管理している消防用緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。
- イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が消防用緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛隊

- 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長及び警察官等がその場にいない時に次の措置をとることができる。
- ア 自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること
 - イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去を命ずること
 - ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること

3 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び公安委員会（本別警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び公安委員会（本別警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び公安委員会が、交通規制により通行の禁止制限を行った場合には関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送及びその他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、規制後直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続き

ア 車両の確認

十勝総合振興局長又は本別警察署は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、十勝総合振興局又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「第5章第8節輸送計画」に基づいて「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

① 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- a 警報の発表及び伝達並びに避難指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

② 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等などにより常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

ア 確認手続き

① 公安委員会（本別警察署）は、車両の使用者等の申し出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

② 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

③ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「標章」及び「規制対象除外車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両

① 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断及び治療のため現に使用中の車両

② 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

③ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

④ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること

a 道路維持作業用自動車

b 通学通園バス

c 郵便物の収集又は配達のために使用する車両

d 電報の配達のために使用する車両

e 廃棄物の収集に使用する車両

f 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

g その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

第8節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、あるいは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うための計画は、次に定める。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

災害時における輸送は、町長（建設水道対策部）が実施するものとする。救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

2 輸送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のため必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他本部が行う輸送

3 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通状況を判断して適切な方法により行うものとする。また、災害発生時、速やかに災害応急措置が行えるよう、輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握に努める。

(1) 道路輸送

災害により、道路交通が不能になった場合の他は、車両により迅速確実に輸送を行うものとする。

ア 町有車両の確保

災害時における町の車両通行は、町有車両をもって行う。

イ 町有以外の車両の確保

災害規模等により、町有車両のみでは輸送実施が困難なときは、必要車両を確保するため、他の機関に応援を要請し、又は民間車両を確保するものとする。

ウ 燃料の調達

災害時における燃料の調達は、帯広地方石油業協同組合、同本別支部又は同支部会員業者に対し、優先給油を要請し、又は斡旋を求めるものとする。また、その調達が困難な場合は、道に斡旋及び調達の要請を行うものとする。

エ 輸送車両等（町有）の状況

令和5年1月末現在

種 別	台 数	種 別	台 数
バ ス	1 1 台	軽自動車	2 3 台
乗用車	2 4 台	小型トラック	2 台
ライトバン	8 台	R V 車	8 台

(2) 空中輸送

災害により交通が途絶し、緊急に輸送の必要が生じたときは、町長は、知事に対し北海道防災消防ヘリコプターの緊急運行又は十勝総合振興局を通じて、自衛隊所管の航空機の派遣を依頼するものとする。

ア 物資投下可能地点は避難所として指定する各小中学校の校庭とし、投下場所はその都度決定する。

イ ヘリコプター離着陸可能地点は、原則として次のとおりとする。

所在地	施設名	広さ (㎡)	著名地点からの方向及び距離
利別川河敷	多目的広場	85×150	利別川本別大橋から北 100m
利別川河敷	芝生広場	100×120	利別川本別大橋から南 300m
勇足元町	勇足中学校グラウンド	65× 75	旧勇足駅から北西へ約 400m
仙美里元町	仙美里中学校グラウンド	92× 97	旧仙美里駅から北西へ約 500m
共栄	利別川本別水防拠点	20× 23	利別川愛のかけはしから南西へ約 750m

4 費用の限度及び期間

救助法の基準による

5 緊急輸送業務に従事する車両の表示

基本法第 76 条に基づき一般車両の交通が規制された場合には、町及び防災関係機関は、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として、知事又は公安委員会に申し出て、標章及び緊急輸送車両番号確認証明書の交付を受けるものとする。

(1) 標章

(2) 緊急輸送車両番号確認証明書

6 輸送状況の記録

輸送は実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 輸送記録簿（様式3）

様式3

輸 送 記 録 簿											本別町		
輸 送 月 日	目 的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕					燃 料 費	実 支 出 額	備 考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概 要			
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
計													

- 注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」に車両番号を記入すること
 3 借上車両による場合は有償無償を問わず記入すること
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること

第9節 食料供給計画

災害時における被災者及び応急作業従事者に対する食料の確保と供給の万全を期すための計画は、次に定める。

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する食料の供給は、町長（福祉対策部）が行う。

なお、救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

2 応急配給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が被災して炊事のできない者
- (3) 被災して縁故先に避難した者のうち、食事のできない状態にある者
- (4) 災害地において応急作業に従事している者

3 応急配給品目

配給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、インスタントラーメン食品等とする。

4 応急配給の数量

1人当りの配給数量は、次のとおりとする。乾パン、麦製品の精米換算率は100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

- (1) 被災者に対する給食は、1食当り精米換算 200 グラムの範囲内。
- (2) 被災によって配給機関が通常配給できない時の配給は、1日当り精米換算 400 グラムの範囲内。
- (3) 災害救助又は応急復旧作業に従事する者に対する給食は、1食当り精米換算 300 グラムの範囲内。

5 食料の調達供給方法

(1) 米穀

被災者等に対して応急供給の必要があると認めた場合は、町内米穀業者等から購入することとするが、応急用米穀等を町内で調達できないときは、その確保について総合振興局長を通じて知事に要請するものとする。

(2) 生パン

町内のパン製造業者に事前に連絡し、製造を依頼して調達する。

(3) 副食、調味料

副食、調味料（しょう油、みそ、塩、缶詰等）については、必要に応じて町内の業者から調達する。但し、町において調達が困難な場合又は必要量を満たし得ない場合にあっては、十勝総合振興局を経由してその斡旋を知事に要請するものとする。

(4) 乳児食の調達

乳児に対する給食は、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて町内取扱業者から購入し、支給するものとする。

(5) 非常食の備蓄

食料調達までの応急用として必要な非常食を備蓄する。

6 米飯の炊き出し

炊き出し施設は、原則として学校給食センターを利用するものとするが、不足する場合又は同施設が被災等で使用不能の場合は、炊飯等が可能な他の公共施設のほか飲食店、旅館、仕出し業者を利用するものとする。

炊き出し協力団体として、「第3章第3節住民組織等の活用」に規定する団体の協力を求める。

7 食料の輸送

食料の輸送は「第5章第8節輸送計画」の定めるところによる。

8 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

9 炊き出し給与状況の記録

(1) 炊き出し給与状況（様式4）

炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

様式 4

炊 き 出 し 給 与 状 況

炊出し場 の 名 称	月 日			合 計			実支出額 (円)	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜		
計								

注)「備考」欄は、給食内容を記入すること

10 備蓄調達

(1) 食料の調達は原則として、町内業者からの調達によるが、災害時の初期応急対策に対応できる一定の数量を、町において備蓄するものとする。

また、住民に対して3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図るものとする。

第10節 給水計画

災害により水道施設その他給水設備等が被災し、住民が飲料水を取得することが困難となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して、住民の生活を守るため行う応急給水は、本計画に定める。

1 実施責任者

応急給水は、地域住民の協力を得て町長（建設水道対策部）が行う。救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が実施する。

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を、災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう住民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は自然水（川の水等）、プール、受水槽又は防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は、災害時に供給できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地の給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車等を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

(4) 災害協定による飲料水の確保

北海道コカ・コーラボトリング株式会社との災害協定に基づき、平時には防災情報や地域情報を配信することにより住民の防災意識の向上を図るとともに、災害時には自動販売機内の飲料水等の無料提供を行う災害対応型自動販売機を設置する。

災害対応型自動販売機設置先

本別町役場庁舎（1階ロビー）	本別町北2丁目4番地1
本別町体育館	本別町北2丁目4番地2
本別町中央公民館	本別町北1丁目4番地27

2 給水の方法

(1) 飲料水の供給

ア 地震、災害等により配水管が破損し給水不能となった場合、他の上水道、簡易水道、営農用水道等を利用して消防機関の協力を得て、給水タンク等による運搬給水を行い飲料水の確保を図るものとする。

イ 飲料水以外の水を使用する場合は、道（本別地域保健支所）の指導により早急に給水を行うものとする。

ウ 個人又は共同の井戸水等について、水脈の変化等により給水不能となったときは、道（本別地域保健支所）の協力を得て他に水源を決定し、消毒を行ってから供給するものとする。

(2) 供給の方法

供給は、災害の状況に応じ適宜な方法により行うものとするが、次の点に留意するものとする。

ア 災害の発生あるいは災害を予知した場合、建設水道対策部は各部と協力して被災地域内の人口、家畜等により所要水量を算定、応急給水計画を迅速に樹立しなければならない。

イ 建設水道対策部は、配水計画に基づき配水に必要な器具及び車両等を、消防機関及びその他関係機関と協力して確保するものとする。

3 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧等は、在庫資材、発注資材をもって、共用栓、消火栓、医療用施設等の民生安定と緊急を要するものから優先的に行うものとする。

4 応援要請

自ら飲料水等を確保することができない場合、あるいは配水車両、器具の確保が困難な場合は、日本水道協会北海道支部又は自衛隊に協力を依頼し、飲料水の供給確保を図るものとする。

5 給水輸送可能車両

(令和5年1月末日現在)

車 両 名	台 数	容 量	車両管理機関
消防車	1台	10,000ℓ/台	本別消防署
消防車	1台	2,500ℓ/台	本別消防署
消防車	1台	2,500ℓ/台	第1分団
消防車	1台	5,000ℓ/台	第2分団
消防車	1台	5,000ℓ/台	第3分団
給水タンク	1台	3,600ℓ/台	本別町教育委員会

6 費用限度及び期間

救助法の基準による。

7 給水の記録

給水を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 飲料水の供給簿（様式5）

様式5

飲料水の供給簿

本別町

供給 月日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具							実支 出額	備考	
		名称	借 上			修 繕 月 日					燃料費
			数量	所有者	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概 要			
	人			円		円		円	円		
計											

注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入する。

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

第11節 上下水道施設対策計画

上下水道施設は、町民が生活するうえで最も重要なライフラインの一つであり、災害時においてもその機能の確保に努める必要がある。

このため、上下水道施設の応急対策計画は、本計画に定める。

1 非常体制

(1) 建設水道対策部の設置

町は、災害又は施設の異常等により上下水道施設に被害が発生し、給排水に関し町民生活等に大きな影響を及ぼすような事態が発生又は発生が予想される場合、「建設水道対策部」を設置する。

(2) 動員体制の確立

本部が設置された場合、速やかな応急対策を実施するため、現場調査指示及び状況に応じた職員の動員など災害事故対策のための初動体制を確立する。

2 上水道施設

災害における水道施設の復旧及び飲料水の確保に対処するため、建設水道対策部給水班・工務班は各水道対策マニュアルにより必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報関連体制を確立し、被害の軽減と速やかな復旧対策に努める。

(1) 復旧対策方針

復旧の手順は、原則として水源から順次給水に至るまでの水の流れて従って、被害箇所を復旧するよう計画する。また、断水区域を最小限とするようなバルブ操作を行いながら復旧をすすめ順次断水区域の解消に努める。

(2) 復旧対策内容

ア 取水、導水、浄水施設の復旧を最優先とし、次に増圧ポンプ施設、配水管路の復旧を行う。

配水管路の被害が大きく広範囲に断水している場合は幹線管路を修理復旧した後、避難所や医療施設に通じる管路を優先的に復旧するものとする。

イ 復旧作業が速やかに実施できるよう必要な関係機関及び民間企業等の協力を得て迅速・効率的に行う。

ウ 通信が途絶し、情報が入りづらい場合についてはパトロールにより、施設の点検を行ない、被害状況の把握に努め、被害の拡大を防止する。

3 下水道施設

下水道施設の被害に対し、雨水及び汚水の排水を確保するため、建設水道対策部下水道班は必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報関連体制を確立し、被害の軽減と速やかな復旧対策に努める。

(1) 復旧対策方針

ア 管渠

汚泥、雨水の流下に支障のないよう、ポンプや仮設水路など迅速に応急措置を講ずるとともに、下水道施設による交通危険箇所等の二次災害の防止に努める。

イ 処理場及びマンホールポンプ所

停電のため、処理場・マンホールポンプ所の機能が停止した場合は、自家発電機によってポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないようにする。

(2) 復旧対策内容

ア 排水機能の支障や二次災害の発生を考慮し、幹線管渠の流下状況、軟弱地盤地帯の管渠の調査、マンホール及びマンホールポンプ所等の工作物の調査を速やかに行う。

イ 下水道施設の復旧は、必要な関係機関及び民間企業等の協力を得て出来るだけ速やかに復旧する。

4 広報活動

上下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況、復旧見込み及び応急給排水等について、防災無線や広報車による巡回広報を実施し、住民の生活給排水に関する不安解消に努めるものとする。

第 12 節 衣料、生活必需品等物資供給計画

被災者に配付する衣料、生活必需品等の確保と供給を迅速確実に行うため、特に災害時において不安と混乱が生じないよう調達の方法及び配分等は、次に定める。

1 実施責任者

必需品物資等の確保及び供給は、町長（福祉対策部）が行う。救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は町長が行う。

2 給与又は貸与の対象者

災害により住居等が、全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な家財が破損、滅失し正常な生活に支障を来す者に行うものとする。

3 給与又は貸与の方法

(1) 物資の購入及び配分計画

福祉対策部は、世帯構成別の被害状況を迅速に把握し、必要な救護物資の確保を図るとともに、実情に合うよう適正な配分計画を立て、これにより給与又は貸与するものとする。

(2) 物資の調達

物資の調達は、産業対策部が原則として町内の各衣料品店及び日用品取扱店において調達するものとし、調達が困難な場合は、道に依頼して調達するものとする。

(3) 救援物資の集積場所

調達した物資又は各関係機関からの救援物資の調達場所は、被害の程度に応じ、本部長の指示により福祉対策部長が定める。

(4) 貸与の期間

貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害期間が長期にわたるときは、この期間を延長することができる。

(5) 給（貸）与の費用

給（貸）与の費用は、救助法が適用された場合に準じるものとする。

4 給与又は貸与物資の種類

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 外衣（作業服、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着
- (4) 身廻り品（タオル、靴等）
- (5) 炊事道具（鍋、包丁、バケツ等）
- (6) 食器（茶わん、はし、皿等）
- (7) 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、木炭、灯油等）
- (9) その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

5 災害時要配慮者への配慮

生活必需品の確保に努め、供給に際しては、災害時要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をするものとする。

6 物資の給与状況の記録

物資を給与した場合は、次により記録しておかなければならない。なお救助法による救助物資とその他義援物資とは明確に区別して処理する。

(1) 物資の給与状況（様式6）

様式6

物 資 の 給 与 状 況

本別町

住宅被害 程度区分	世帯主 氏 名	基礎とな った世帯 構成員	給与月日	給与物資の品名				実支出額	備 考
				布団	毛布	〇〇	□□		
		人						円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)・流失又は半壊(焼)・床上浸水の別を記入すること。
2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
3 「給与物資の品名」欄に、数量を記入すること。

第13節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料の供給については、本計画に定める。

1 実施責任者

町は、町が管理している車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

2 石油類燃料の確保

- (1) 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 町内において調達が不能になったときは、道に協力を要請するものとする。
- (3) その他石油類燃料を迅速に調達するための方法は「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」（帯広地方石油業協同組合及び帯広地方石油業協同組合本別支部）に定めるところによる。

第14節 電力施設災害応急計画及び電力需給ひっ迫発生連絡について

災害により電力施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合、北電㈱足寄営業所は人命及び住民生活の安全確保のため、電力施設に有効な予防対策及び2次災害発生の防止対策、並びに速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持することとする。

また、原子力発電所の再起動等の問題で、ピーク電力の不足と電力コスト上昇を極力回避するための「エネルギー需給安定行動計画」などの、「エネルギー需要安定化策」による計画停電や、需要ひっ迫により停電及び節電が予想されるため、連絡体制等を整備する。

1 非常活動体制

北電㈱足寄営業所は、災害発生時に電力施設を防護し電力供給を確保するため、非常活動体制の整備を図るものとする。

(1) 災害対策隊の設置

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ適切な予防及び復旧対策を講ずるため、「非常災害対策処置マニュアル（足寄営業所班）」に基づき非常対策隊を設置する。
- イ 非常災害対策隊を設置したときは、町及び他関係行政機関に速やかに通知するものとする。
- ウ 非常災害対策隊は、気象情報、活動体制、被害復旧の状況、復旧順位並びに報道及び広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

(2) 非常活動体制区分

区 分	発 令 の 基 準
警戒体制	非常災害が生ずるおそれのある場合
非常体制	相当の被害の発生が予想される場合又は発生した場合

(3) 応急復旧要員の動員

- ア 応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、活動体制発令後、速やかに対応できるよう体制を確立する。
- イ 社外者（工事会社）の応援体制を確立しておく。
- ウ 他地域からの復旧要員の応援を依頼した場合、収容場所等受入体制については、町災害対策本部の協力を得るなど万全を期するものとする。

2 応急復旧対策

(1) 復旧順位

ア 北電(株)足寄営業所が行う電力施設の復旧順位は、原則として対策の中核である官公署、医療施設、公共機関、収容避難場所に供給する施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の大きいものから対策を講ずるものとする。

イ 被害状況により早期復旧が見込まれない地区における重要施設に対しては、適切な処置により仮送電する。

3 広報活動

(1) 北電(株)足寄営業所は、災害時における住民の不安解消及び事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項を周知する。

ア 垂れ下がり電線による感電防止

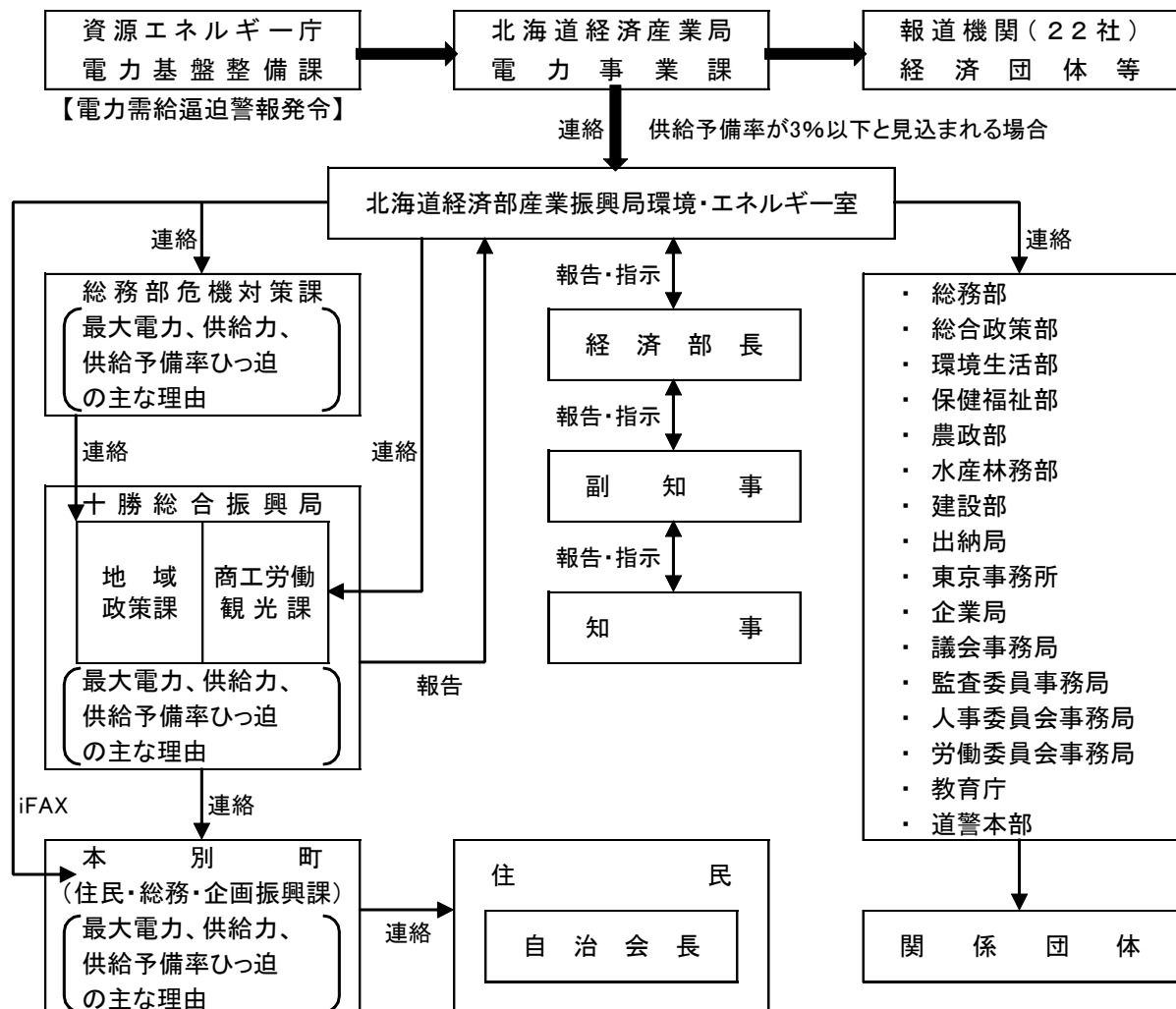
イ 浸水家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意

ウ 電力施設の被害状況

エ 復旧の見込み

(2) 被害及び事故の状況により、各防災関係機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

4 電力需給ひっ迫発生連絡対応フローチャート



5 緊急停電に対する対応について

(1) 情報収集

ア 北海道電力(株)帯広支店お客様センター 電話(代表) 0155-24-5161 F A X 0155-25-3293

ホットライン携帯090-3778-9454

イ 町民からの通報(地域把握)

(2) 役場施設担当課への連絡

総務課防災担当は北海道電力等からの連絡を基に役場関連施設への連絡をする。

ア 教育委員会(学校等)

イ 老人ホーム

ウ 病院・ケアセンター・健康管理センター

エ 健康・こども課(保育所等)

オ 保健福祉課(生活館等)

カ 建設水道課上下水道担当

キ 未来創造課商工労働観光担当

ク その他関係課

(3) 応急対策

ア 医療・福祉対策

医療機関、福祉施設における患者、入所者等の対応状況の確認、また、在宅で人口呼吸器等の医療機器を使用している患者等の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施する。

イ 避難対策

町は、長期にわたり停電が予想される場合には、次の対策を実施する。

- ① 電源、暖房、毛布、食料などを備えた避難施設の開設(自主避難)
- ② 防災行政無線、広報車、緊急速報メール等による避難施設情報等の周知
- ③ 自治体(自主防災組織)、消防団等と協力し、災害時要配慮者に対する声かけ
- ④ 道、近隣市町村、協定先等への応援要請(防災資機材等の確保)
- ⑤ 北電への早期復旧の要請及び発電機車などの緊急的な電力供給の要請
- ⑥ 協定に基づき、自家発電設備、可搬式発電機等の燃料の優先確保

(4) 平時の備え

ア 災害対策本部機能の確保

- ① 自家発電設備の確認(稼働範囲、稼働時間、燃料の補充体制等)
- ② 通信機能の確認(道防災行政無線、停電時に通話可能な一般電話等)

イ 家庭内備蓄の促進(自助)

防災関係機関と連携し、被害防止に取り組むとともに、住民自らができる取組みとして、停電に備えた家庭内備蓄を促進する。

第15節 ガス施設災害応急計画

災害により各家庭のL P ガス施設に被害を生じ又は発生するおそれがある場合、人命及び町民生活の安全確保のため、(社)北海道エルピーガス協会十勝支部本別分会(以下「本別分会」という。)は有効な予防措置及び2次災害発生の防止対策など速やかな応急復旧対策を講ずるものとする。

1 非常体制

本別分会は、地震などの災害が発生した場合、災害の迅速且つ適切な措置を講ずるため、緊急連絡網に基づき緊急出動体制をとる。

2 災害時の点検

本別分会は、緊急災害時において住民の生命及び財産を守るため、拠点施設としての公共的施設（防災関係機関、収容避難所等）を最優先に点検するものとする。

3 応急・復旧活動支援

本別分会は、「災害等の発生時における本別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」に定めるところにより、次に掲げる応急・復旧活動支援を行うものとする。

- (1) 被害場所におけるＬＰガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被害場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのＬＰガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) 大規模火災現場におけるＬＰガス設備の撤去等の安全対策
- (5) その他本別町が必要とする要請事項

4 広報活動移設

(1) 災害時の広報

ア 波及的災害事故防止を図るため、町広報車のほか、本別警察署、本別消防署及び報道機関の協力など、あらゆる手段を講じて、住民への広報を実施する。

イ 広報内容

- ① ガス漏れ注意
- ② ガス漏れ発見時の通報
- ③ 復旧作業の見通し、作業のスケジュール及び作業への協力要請

第16節 通信施設災害対策計画

東日本電信電話(株)北海道支店は、地震、火災、風水害等に強い設備作り、通信伝送路の複数ルート化や24時間365日のネットワーク監視及び制御等を行い、災害等の不測の事態が発生しても通信サービスが途絶えないよう備えるものとする。

災害が発生した場合には、全国から被災地に集中する電話を制御し、110番・119番等の緊急通信や重要通信を守るとともに、避難所には市町村と連携し無料の特設公衆電話を設置し通信を確保する。また、災害対策機器の活用や全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保によりサービスの早期回復に努めるものとする。

1 NTT東日本の災害対策

(1) 通信ネットワークの信頼性向上

ア 主要な伝送路の多ルート化や中継交換機の分散設置により通信途絶を極力回避する。

イ 通信ビルや鉄塔は、震度7クラスの地震に耐えられるように設計している他、火災、風水害など、対災性を強化する。

ウ 突然の停電時に備えて予備電源を設置する。

(2) 重要通信の確保

ア 災害発生後、安否確認等の殺到による電話の輻輳（災害発生時等の安否確認、問合せ等の集中により、通話・通信がしにくくなる現象）時には、警察、消防、災害救助機関等の重要通信を優先的に疎通させるため、一般通話を規制することがある。

イ 町からの要望により、避難所へ無料の特設公衆電話を設置する。

ウ 輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(3) サービスの早期復旧

災害により設備が被災した時には、災害対策機器の活用や全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保によりサービスの早期回復に努める。

(4) 広報活動

ア 災害の発生が予測される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信が疎通できないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ、ラジオ新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接当該被災地に周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関との協力体制によりテレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。

第 17 節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における応急的な医療及び助産の実施は本計画に定める。

1 実施責任者

町長（医療対策部）が主体となり、関係機関の協力を得て被災者に対する医療、助産を実施する。救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は町長が行うとともに、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

2 医療及び助産の対象者

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあるが、災害のために医療の途を失った者及び災害発生の日前後 1 週間以内に分娩したもの（予定者も含む）で災害のため助産の途を失った者とする。

(2) 対象者の把握

対象者の把握は所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に行い本部長に報告するものとする。報告を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保、手配等に必要な措置を講ずるよう関係部班に指示する。

3 医療及び助産の実施

(1) 医療班・救護班の編成

医療対策部は、町国民健康保険病院及び健康管理センターの関係職員をもって組織し、医療救護にあたる。町長は、災害の規模により、必要が生じた場合は、十勝医師会長に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。また、災害急性期においては、必要に応じて知事に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を依頼するものとする。

(2) 救護活動の協力要請

町長は、災害の種類及び程度により必要があると認めるときは、次の機関に協力を要請し救護の万全を期するものとする。

ア 十勝総合振興局保健環境部

イ 近隣市町村

ウ 自衛隊（知事（十勝総合振興局）に要請を依頼）

エ 知事（十勝総合振興局）

(3) 医療品・医療用資機材等の調達

医療、助産の実施に必要な医療品及び衛生資材等の確保は、医療対策部において町内医薬品等の取扱業者からの調達によるものとするが、町内での調達が困難な場合は町長が知事に対して斡旋及び提供を要請するものとする。

4 応急救護所の設置

応急救護所は、町国民健康保険病院内に設置することを原則とするが、災害の発生地域及び規模等を勘案し、町内医療機関の協力を得てその都度公設もしくは私設の医療機関を活用して定めるものとする。

5 患者移送等

患者及び医薬品等の移送については、消防署及び国保病院配置の救急車及び町有車両の他、状況により町内車両所有者の協力を得てあたるものとする。

6 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

7 医療班の活動状況の記録

医療班の活動状況等について、次により記録しておかなければならない。

(1) 医療班活動状況（様式7）

(2) 病院診療所医療実施状況（様式8）

(3) 助産台帳（様式9）

様式7

医 療 班 活 動 状 況

〇〇医療班

班長: 医師 氏名

印

年月日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
		人		人	円	
計						

注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること

様式8

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

本別町

診療 機関名	患者 氏 名	診療 期 間	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額	備 考
				入 院	退 院	入 院	退 院		
		年月日				点	点	円	
計 機関	人								

注)「診療区分」欄は該当欄に〇印を記入すること

様式9

助産台帳

本別町

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間 月 日～ 月 日	金 額 円	備 考
計					

第18節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、本計画に定める。

1 実施責任者

被災地の防疫は、町長（福祉対策部及び産業対策部）が行う。

被害が甚大で町のみで防疫が不可能又は困難なときは、知事の応援を得て実施する。

2 防疫班の編成

福祉対策部長及び産業対策部長は、防疫活動を円滑かつ能率的に実施するための防疫班（保健衛生班・農林班）を編成するものとする。

3 防疫の処置

町長は、次の事項について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号 以下「感染症予防法」という。）に基づき、必要があると認める場合及び知事の指示命令があった場合は、範囲及び期間を定めて行うものとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症予防法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）
- (3) 感染症の病原体に汚染された物件に関する指示（感染症予防法第29条第2項）
- (4) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症予防法第31条第2項）
- (5) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項及び第9条）

4 防疫の種別と実施方法

(1) 防疫班の消毒活動

ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちにクレゾール水、石灰水等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれのある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

イ 避難場所のトイレ、その他の不潔場所の消毒は、クレゾール水、ホルマリン水等を用い1日1回以上実施する。

(2) 各世帯における家屋等の消毒

ア 汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心にクレゾール水等で拭き、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布するよう指導する。

イ トイレは、クレゾール水をもって拭きするか散布し便槽は、か性石灰末、石灰乳を投入攪拌する。

(3) 感染症患者等に対する処置

町長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに本別地域保健支所に連絡し適切な処置を行うものとする。

(4) 収容避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設について、次のとおり防疫指導等を実施するものとする。

ア 検病調査等

避難者に対しては、少なくとも1日1回検病検査を実施するものとし、調査の結果、検便等による健康診断を行う必要がある場合は、健康診断を受診させるものとする。

イ 清潔方法及び消毒方法

避難者に衣服等の日光消毒等を行うよう指導するとともに、必要があるときは、クレゾール等による消毒を行い、トイレ、炊事場、洗たく場の消毒ほか、クレゾール、石けん液等を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて指導を徹底させるものとする。

ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させるものとする。また、配膳時の衛生保持、残廃物、ちゅう芥等の衛生的処理についても指導を徹底させるものとする。

エ 飲料水の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに使用の都度消毒させるものとする。

5 防疫資機材の調達

災害時において、町が保有する防疫用資機材等が不足した場合においては、本別地域保健支所及び近隣市町村から借用するものとする。

6 家畜・畜舎等の防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生するウイルスにより汚染され感染症が集団的に発生する恐れがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分してクレゾール系オルソ剤（パンゾール等）及び生石灰等の薬品により消毒を実施する。

また家畜の防疫については、十勝家畜保健衛生所、十勝農業共済組合北部事業所本別家畜診療所、本別町家畜自衛防疫組合等と協力し実施するものとする。なお、具体的な対策は十勝家畜保健衛生所長の指示によって行う。

第19節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り及び死亡獣畜の処理等の清掃業務は本計画に定める。

1 実施責任者

(1) ゴミ及びし尿

ア 被災地における清掃は町長が実施するものとする。

イ 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求めて実施するものとする。

(2) 死亡獣畜

ア 死亡獣畜の処理は所有者が行うものとする。

イ 所有者が判明しないとき又は所有者が実施することが困難な場合は町が実施する。

2 清掃班の編成

必要に応じ、清掃作業を効果的に実施するため、福祉対策部長及び産業対策部長は清掃班を編成し、収集作業及び処理を行う。

3 清掃の方法

(1) ゴミの収集処理

ア 被災地の住民の協力を要請し、食物の残廃物を優先的に収集し、感染症の源となる汚物から順に処理するものとする。

イ 災害の状況により、本町清掃能力をもって完全に収集することが困難な場合は一般車両の出動を要請し、被災地のゴミの収集に万全を期するものとする。

(2) し尿処理方法

し尿処理運搬車をもって行き、環境衛生上支障のないよう十分配慮し、地域の状況に応じた措置を講ずるものとし、作業にあたっては混乱のないよう実施する。

(3) 死亡獣畜の処理方法

ア 死亡獣畜の処理は、移動できるものについては、死亡獣畜取扱場において埋却又は焼却等の方法で処理する。

イ 移動できないものについては、本別地域保健支所の指導を受けて臨機の措置を講ずる。

ウ 埋却が適当でないと判断される場合は焼却するものとする。なお、埋却する場合は、1 m以上の覆土をするものとする。

第20節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定める。

1 実施責任者

(1) 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

(2) 町長は、被災地の逸走犬等の保護及び収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて応援を求めるものとする。

2 飼養動物の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号 以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。

(2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

(3) 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする

第 21 節 文教対策計画

学校施設の被災により、通常の教育に支障を来した場合の応急教育は、本計画に定める。

1 実施責任者

(1) 町立小中学校の応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、町及び教育委員会が行うものとする。

救助法の適用を受けた場合の小中学生に対する学用品の給与については町長が知事の委任を受けて支給する。

(2) 道立高校における教育の確保については、道及び道教育委員会が行うものとする。

(3) 学校ごとの災害発生に伴う応急処置については、学校長が具体的な応急対策をたてて行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 授業開始後の措置

災害が予知され又は発生したとき学校長は、教育委員会と協議して必要に応じて休校措置をとるものとし、児童生徒の下校については、帰宅途中の注意事項を十分徹底させるとともに、低学年にあっては教師が地区別に付き添うなどの措置をとるものとする。

イ 登校前の措置

登校前の休校措置を決定したときは、直ちにその旨を電話、防災行政無線、児童組織、PTA等により確実に徹底させなければならない。

(2) 学校施設の確保

授業実施のため校舎施設等の確保は、災害の規模程度により概ね次の方法によるものとする。

ア 校舎の一部が利用できない場合

利用可能な特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業の方法をとる。

イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

町内社会福祉施設等公共施設の利用又はその他の建築物を借り上げるものとするが、特定の地区が全体的に被災を受けた場合には、残存した公共施設等を利用する。

なお、利用する施設がないときは、応急仮校舎の建築を検討する。

(3) 教育の要領

災害の状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努める。

なお、特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 授業の場所が公民館等の学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の保健等に留意すること。

イ 学用品の損失状況を考慮し、学習の内容程度が児童生徒の過度の負担にならないようにすること。

ウ 通学路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導すること。

エ 学校が避難所にあてられた場合には、児童生徒の管理に注意するとともに、授業の効率低下を来さないように留意すること。

3 学用品の調達並びに支給

(1) 調達方法

ア 教科書の調達

学校長は、被災児童生徒の学年別使用教科書ごとにその数量を取りまとめ教育委員会に報告し、教育委員会は直ちに道に報告するとともに、教科書供給店と連絡してその確保を図るものとする。

イ 教科書以外の学用品の調達

教科書以外の学用品については、学校ごとにその必要数量を取りまとめて調達する。

(2) 支給対象者

被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書及び学用品を滅失又は棄損した者に対して支給する。

4 学校給食対策

(1) 給食施設が被災したときは、できる限り応急修理を行い給食の継続を図るものとする。

(2) 給食用主要物資が被災したときは、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他物資については応急調達に努めるものとする。

5 被災教職員、児童生徒の健康管理

災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒について伝染病予防接種や健康診断を行うものとする。

6 教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施する。この場合学校長が当該被害学校の教職員のみで実施が困難と認めるとき、教育委員会は十勝教育局、道教育委員会と連絡を密にして、近隣学校の教職員を動員配置し教育に支障を来さないようにする。

7 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理を行うものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にし、毎日1回の消毒を実施する。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間を隔絶する。
- (3) 避難所としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行う。

8 文化財保護対策

文化財（有形文化財、無形文化財、民俗資料、記念物）は、その所有者並びに管理者が常に保全、保護にあたり災害が発生したときは、その被害状況に応じ適切な措置を講ずるものとする。

9 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

10 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、次により記録しなければならない。

- (1) 学用品の給与状況（様式10）

様式10

学用品の給与状況

本別町

学校名	学年	児 童 (生徒)名	親 権 者 名	給 与 年月日	給 与 品 の 内 訳						実 支 出 額	備 考
					教 科 書			その他学用品				
					国 語	算 数	〇 〇	鉛 筆	ノ ー ト	□ □		
											円	
計	小学校	人										
	中学校	人										

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

給与責任者(学校長)

氏 名

印

注)1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

第 22 節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策は本計画に定める。

1 実施責任者

住宅対策は町長が行うものとする。救助法が適用された場合の避難所の設置や応急仮設住宅の供与は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は町長が行う。

2 実施の方法

(1) 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため公共施設等を利用し、避難所を開設するものである。

(2) 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

災害のため住宅が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要により応急仮設住宅を建設する。

ア 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を確保できないものとする

イ 建設予定場所

原則として町有地とする。ただし、これによりがたい時は、適当な公有地及び私有地とする。

ウ 建築・木材業者

原則として町の指名登録業者を指名する。

エ 規模、構造、存続期間

① 応急仮設住宅の標準規模は、一戸につき 29.7 m²（9 坪）を基準とする。

② 構造は原則として軽量鉄骨組立方式による 2～6 戸の連続建てもしくは共同建てとする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

③ 応急仮設住宅の存続期間は、その建設工事を完了した後、3 ヶ月以内であるが特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長することができる。

オ 着工時期

救助法適用の場合は、災害の発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。なお、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

カ 供与

入居者の選考にあたっては、現に自らの資力で住宅を得ることができない者を対象とし、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査のうえ決定する。

キ 救助法が適用され、道が設置する応急仮設住宅の管理については、町はこれに協力する。救助法が適用されない場合に、町が設置するものについては町が管理する。

ク 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

(4) 住宅の応急修理

ア 対象者

- ① 住宅が半壊又は半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の方法

応急仮設住宅の建築に準ずる。

ウ 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限とする。

3 費用の限度及び期間

救助法の適用基準及び関係法令の定めるところによる。

4 応急仮設住宅等の供与記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 応急仮設住宅台帳（様式 11）
- (2) 住宅応急修理記録簿（様式 12）

5 資材の斡旋及び調達

建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。

様式 11

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

本別町

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家族数	所在地	構 造 区 分	面 積	敷 地 区 分	着 工 年月日	竣 工 年月日	入 居 年月日	実 支 出 額	備 考
		人								円	
計	世帯										

注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成して添付すること

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること

5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること

6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと

世 帯 主	修理箇所概要	完了年月日	実支出額	摘 要
計	世帯			

第23節 被災宅地安全対策計画及び被災建築物安全対策計画

本町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は大雨等の災害により、宅地及び建築物が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、2次災害を軽減、防止し、住民の安全を図る対策は、本計画に定める。

1 危険度判定の要請

町長は、被災宅地の危険度判定士及び被災建築物の応急危険度判定士を活用し、被災宅地・建築物の危険度判定を実施する。

なお、町長は、災害対策本部内で被災宅地及び被災建築物の調査を行い、危険度判定及び応急危険度判定の実施を決定した場合、知事に危険度判定及び応急危険度判定の支援要請を行う。

また、被災建築物からの石綿の飛散による二次災害を防ぐため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の所有者等に対する指導をするものとする。

2 判定対象宅地及び建築物

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地（農地及び採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地と宅地に建築された建築物を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は次により被災地の危険度判定、被災建築物の応急危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」「被災建築物の調査・応急危険度判定マニュアル」に基づき、宅地及び建築物ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地・建築物の被害程度に応じ、「危険宅地・建築物」「要注意宅地・建築物」「調査済宅地・建築物」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地・建築物の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地・危険建築物	赤のステッカーを表示する
要注意宅地・要注意建築物	黄のステッカーを表示する
調査済宅地・調査済建築物	青のステッカーを表示する

第 24 節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

災害により行方不明となった者の搜索及び死体の収容処理並びに埋葬の実施については、本計画に定める。

1 実施責任者

災害による行方不明者の搜索及び死体の収容処理並びに埋葬は、町長（福祉対策部）が責任主体となり、警察及び関係機関が各々の立場において協力し、実施する。

救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は町長が行うこととするが、死体処理のうち洗浄等の処理及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあるもの。

(2) 搜索の実施

福祉対策部長は、その状況により警察、地域住民等の協力を得て、搜索班を編成し、防災行政無線活用等、実情に応じた方法で行う。

(3) 搜索の方法及び期間

行方不明者の人相、着衣、特徴、写真、所持品等の情報入手に努め、関係機関等の相互連絡を緊密に行い、人道上の立場から解決するまで搜索を行うものとする。

(4) 行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者を発見したときは、家族、親類等に速やかに連絡するとともに、関係機関に通知するものとする。

(5) 町だけで搜索が困難な場合

町だけで搜索が困難な場合、隣接市町村に対し搜索の応援を要請する。

3 死体の処理収容方法

(1) 実施の方法

死体の処理計画及び実施は福祉対策部が担当し、収容処理班を編成する。

なお、死体の収容にあたっては必要に応じ医師の派遣を要請し、状況により地域住民の協力を求め実施するものとする。

(2) 処理の対象

災害により死亡し、又は死体で発見された者で災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者。

(3) 変死体の届出

変死体を発見した場合は、直ちに警察に届け出て検視後に処理するものとする。

(4) 関係者への連絡

死体の身元が判明している場合は、早急に遺族又は親族に連絡し、遺体の引渡しを行うものとする。

(5) 死体の処置

ア 死体の処置

死体の識別のため遺体の撮影等を行い、身元確認のための措置を講ずるものとする。

イ 死体の収容

死体の識別、身元調査等に長時間を要するとき、又は死体数が多く短時間で処理できない場合は、死体を特定の場所に安置するものとする。

4 死体の埋葬

災害時に死亡した者で、身元不明者等、応急的な埋葬が必要と本部長が認めたときは、仮埋葬を行うものとする。

- (1) 死体は、検視後警察から引継ぎを受けたものを埋葬するものとする。
- (2) 身元不明の死体は、警察、その他関係機関に連絡し、調査にあたりとともに土葬として処置するものとする。
- (3) 身元確認の死体は、火葬に付し骨つぼ等を遺族に引き渡すものとする。

5 費用の限度及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

6 死体の搜索等の記録

死体搜索、死体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 死体搜索状況（様式 13）
- (2) 死体処理台帳（様式 14）
- (3) 埋葬台帳（様式 15）

様式 13

死 体 搜 索 状 況

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者名等		

注) 搜索用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること

様式 14

死 体 処 理 台 帳

本別町

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			死体の 一 時 保 存	検案料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 との関係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺(付属品 を含む)	埋葬又は 火 葬 費	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- 注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること
 2 市町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにすること
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること

第 25 節 障害物除去計画

災害による破損家屋、工作物、土砂等が堆積し、交通路の確保及び生活に著しい支障がある場合、障害物を迅速に除去するための応急措置については、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は町長（建設水道対策部）が行う。

救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は町長が行う。

- (2) 道路、河川、その他公共施設に障害を及ぼすおそれがある場合は、道路法、河川法、その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者が行うものとする。

2 除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとしその概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命と財産等を保護するために早急に障害物の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 除去の方法

- (1) 障害物除去の担当は、建設水道対策部が中心となり消防団及び地域住民の協力を得て行うものとする。なお、状況により自衛隊及び土木建設業者等の応援を求め迅速に障害物の除去を行うものとする。
- (2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。
- (3) 除去した障害物は、各実施機関において被災地周辺の遊休地を利用して集積するものとする。
- (4) 障害物除去の機械器具の確保

除去は原則として機械力とし、土木用重機械類は町有のほか、町有以外の機械類所有者にその出動を要請し、協力を求めるものとする。

4 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

5 障害物除去の状況の記録

障害物を除去した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 障害物除去の状況 (様式16)

様式16

障 害 物 除 去 の 状 況

本別町

住 宅 被 害 程 度 区 分		氏 名	除去に要した 期 間	実 支 出 額	除去に要すべ き状態の概要	備 考
			月 日～月 日			
計	半壊(焼) 床上浸水	世帯 世帯				

第26節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急対策は、本計画に定める。

1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を防止し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、被災状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、国・道・関係機関・自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（2）に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるように協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第27節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画に定める。

1 実施責任者

町長（産業対策部）とする。

2 実施方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって十勝総合振興局長を通じて道農政部長に応急飼料の斡旋を要請することができるものとし、道は必要に応じ、農林水産省生産局に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

（1）飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質及び数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

（2）転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

3 家畜用水の確保

災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努めるものとする。

第28節 労務供給計画

災害時における災害応急対策の実施に、職員の労力だけでは十分な効果をあげることが困難な場合、災害対策の円滑な推進を図るための労務者の確保については、本計画に定める。

1 実施責任者

- （1）町長（総務対策部）とする。
- （2）救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行う。

2 民間団体への協力要請

（1）動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをする。

(2) 動員の要請

本部の各班において奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し総務対策部を通じて要請する。

- ア 動員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業場所
- エ 就労予定期間
- オ 所要人員
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

(3) 住民組織等の要請先及び活動

- ア 住民組織等の要請先
自治会、自主防災組織等

- イ 住民組織等の活動内容

住民組織等の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- ① 避難所に収容された被災者の世話
- ② 被災者への炊き出し
- ③ 救援物資の整理、配送及び支給
- ④ 被災者への飲料水の供給
- ⑤ 被災者への医療及び助産の協力
- ⑥ 避難所の清掃
- ⑦ 町の依頼による被害状況調査
- ⑧ その他災害応急措置の応援

3 労務者の雇上げ

活動要員の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げる。

(1) 労務者の雇上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導のための労務者
- イ 医療及び助産のための移送労務者
- ウ 被災者救出用機械、器具及び資材の操作のための労務者
- エ 飲料水の運搬、機材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- オ 救援物資支給のための労務者
- カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

(2) 職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして公共職業安定所長に求人の申込みをする。

- ア 職種別所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間、資金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

4 救助法の適用と実施

救助法の基準による（「第5章第36節災害救助法の適用計画」）。

第29節 ヘリコプター等活用計画

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の緊急搬送、緊急物資の輸送、人員搬送等の緊急の応急対策のための、ヘリコプター等の広域的かつ機動的な活用については、本計画に定める。

1 基本方針

町は、町内において災害が発生し、迅速かつ的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めにより、広域的及び機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

2 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、本部長（町長）が行うものとする。ただし、緊急の際で、本部長が不在等の場合は、本部長の職務代理者が行う。

3 実施方法

（1）要請の要件

本部長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当する場合は、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ア 町の消防力によって災害防止が著しく困難な場合

イ 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められた場合

（2）要請方法

本部長からの知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

ア 災害の種類

イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

ウ 災害現場の気象状況

エ 災害現場の最高責任者の職・氏名及び災害現場への連絡方法

オ 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他必要な事項

（3）町の受入体制等

ア 道と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水及び危険防止のための適切な措置を行う

イ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて機長等との連絡にあたる

ウ ヘリポートの開設については、「第5章第8節輸送計画」による

4 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運行する。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急及び救助活動
 - ア 疾病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助及び救出
- (3) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他
 - ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第30節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊災害派遣要請については、本計画に定める。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要がある場合に行うものとし、概ね次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき
- (2) 災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- (3) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- (5) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき

2 災害派遣要請の要領等

(1) 派遣依頼方法

派遣要請を要求する場合は、次の事項を明らかにした文書（様式17）をもって知事（十勝総合振興局）に依頼する。この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話で依頼し、その後速やかに文書を知事（十勝総合振興局）に提出する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 担当対策部班及び依頼先

派遣要請の依頼は総務対策部が行い、連絡及び関係書類の提出先は、十勝総合振興局地域政策部地域政策課主査（防災）とする。

- (3) 町長は、人命救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 受入準備の確立

十勝総合振興局から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所の準備をする。

イ 作業計画の樹立

担当は、応援を求める作業の内容、所要人員、器材の確保、その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に作業ができるように準備しておく。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとる。

イ 道への報告

総務対策部は、到着後及び必要に応じて、次の事項を十勝総合振興局地域政策部地域政策課主査(防災)に報告する。

- ① 災害派遣部隊の官職、氏名
- ② 隊員数
- ③ 到着日時
- ④ 従事している作業の内容及び進捗状況
- ⑤ その他参考となる事項

4 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは速やかに文書(様式18)をもって知事(十勝総合振興局長)に対し、その旨を報告するものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

5 経費負担等

(1) 次の費用は派遣部隊の受入側(町)において負担するものとする。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ くみ取り料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定める。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

様式 17

本 総 号
令和 年 月 日
様
本別町長 印

自衛隊の派遣について

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請願います。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

様式 18

本 総 号
令和 年 月 日
様
本別町長 印

自衛隊の撤収について

さきに派遣要請した自衛隊の出動に対し、下記のとおり撤収願います。

記

- 1 派遣箇所
- 2 撤収日時 平成 年 月 日
- 3 撤収理由

第31節 広域応援計画

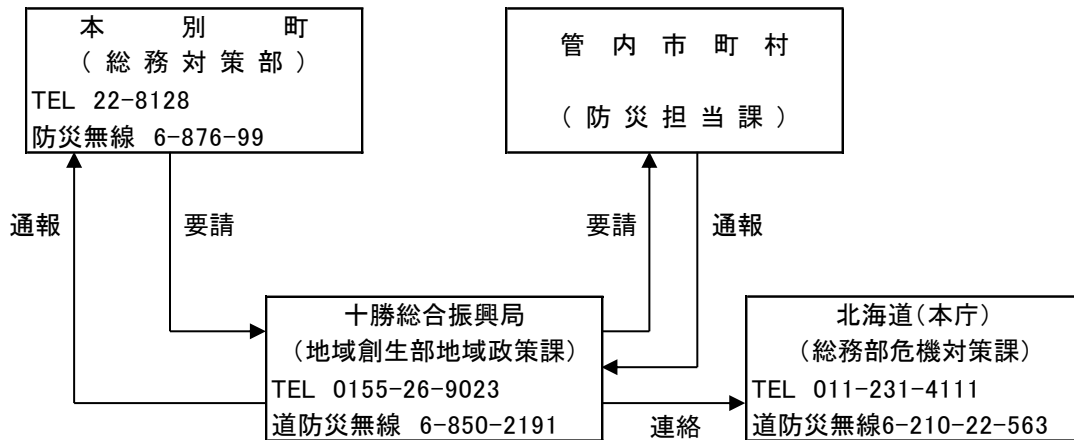
大規模災害が発生した場合、町単独では十分な応急及び復旧活動を実施することが困難と判断した場合、道及び他市町村への応援要請については、本計画に定める。なお、応援要請にあたっては、受入体制に不備が生じないよう十分配慮する。また、他の市町村が被災した場合には、被災地被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

1 「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく要請

基本法第67条第1項及び第68条第1項の規定、並びに道及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために締結した「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（平成20年）に基づき、応援を要請する。

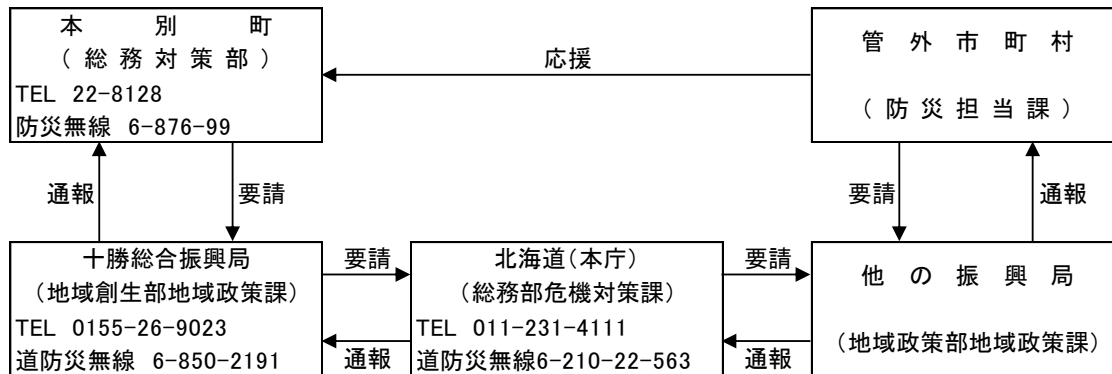
(1) 応援要請の区分及び連絡系統図

第1要請(同一振興局の市町村への要請)



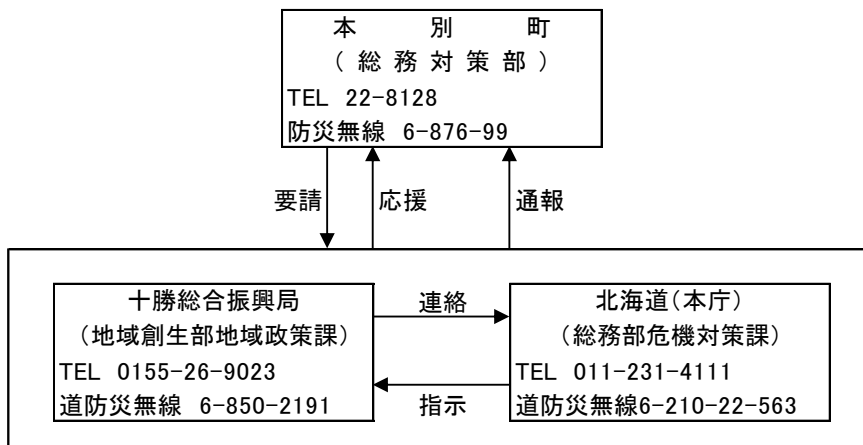
注) 十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

第2要請(他振興局の市町村への要請)



注) 十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間、又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

第3要請(要請市町村が北海道知事に対して行う応援要請)



(2) 応援の種類

要請により受けられる応援の種類については、次のとおりである。

- ア 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供、並びに斡旋
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供、並びに斡旋
- ウ 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- エ 災害応急活動に必要な職員の派遣
- オ 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- カ その他特に要請のあった事項

2 「北海道広域消防相互応援協定」に基づく要請

- (1) 消防機関は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施出来ない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じて道に対して広域航空応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防救助隊による応援を要請するよう依頼する。

- (2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援受入体制を確立していく。
- (3) 消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第32節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要に応じ、基本法第29条の規定により知事又は町長等が、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は同法第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関等の職員の派遣の斡旋を求める場合については、本計画に定める。

1 要請権者

- (1) 知事
- (2) 町長
- (3) 町の委員会又は委員（あらかじめ町長に協議）

2 要請手続等

- (1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

- (2) 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ、決定するものとする。

(4) 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

(5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の基準額を次のとおり定める。

派遣を受けた都道府県または市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第33節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための本別町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体等との連携については、本計画の定めるところによる。

1 行政とボランティアの役割

ボランティアの自主性と主体性を尊重しながら、行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時から連携・協力関係の確立に努めるものとする。

2 ボランティア団体等の協力

町及び防災関係団体等は、本別町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受けるものとする。

なお、災害時において、町は災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、令和2年度に締結した「本別町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」及び「本別町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、本別町社会福祉協議会と協議のうえ、適

切な時期に災害ボランティアセンターを設置し、本別町社会福祉協議会がその運営に携わるものとする。

町、道及び防災関係団体等は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

3 ボランティアの受入れ

町、本別町社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制を確保するよう努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう必要な支援に努める。

4 ボランティアの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

5 ボランティア活動の環境整備

町及び本別町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、災害時においては、町及び本別町社会福祉協議会はボランティア活動が迅速かつ的確に行われるよう、災害ボランティアセンターの円滑な運営に努めるものとする。

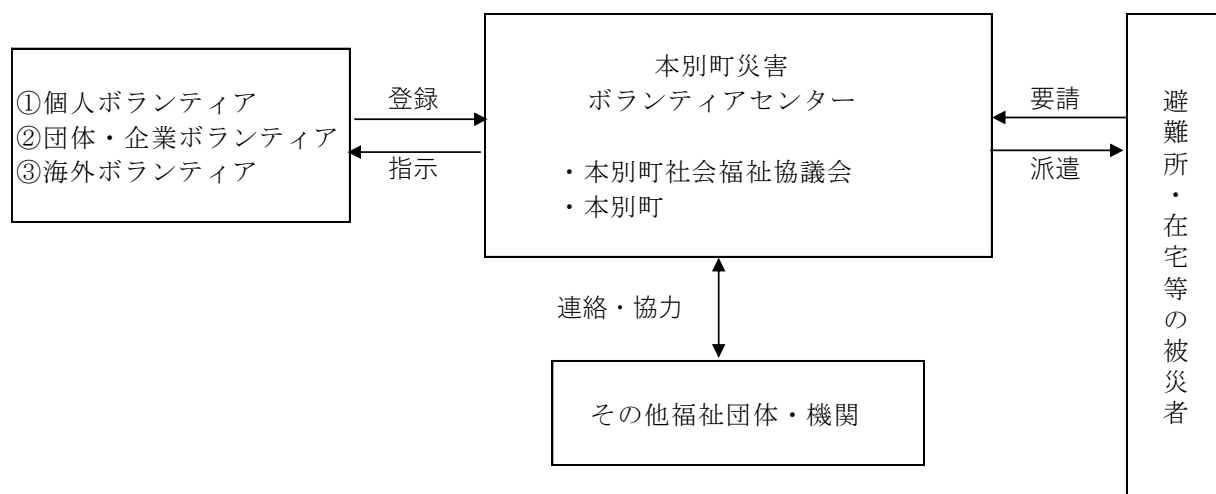
6 町外からのボランティア団体・NPOの受入窓口

- (1) 町外からのボランティアの受入窓口は、文教対策部（社会教育班）とする。
- (2) 受入窓口は、以下について受入状況の把握を行うとともに、活動内容、人数、期間等を考慮のうえボランティアの派遣先を決定する。
 - ア 団体名、所属、所在地、連絡先等
 - イ 責任者、リーダー名、構成人数、滞在中の連絡先、連絡方法等
 - ウ 参加者の氏名、性別、年齢、血液型、家族等の連絡先等
 - エ 専門分野、有資格者、支援内容、活動経験等
 - オ 装備品、携行品等の内容、数量等
 - カ 滞在予定（可能）期間
 - キ その他必要事項
- (3) ボランティアの参加者については、町の負担において保険に加入するものとする。
- (4) 受入れたボランティアの活動中の食事、宿泊先、生活必需品等については、厚生対策部（厚生班）において確保する。

7 ボランティア活動の管理、統率

- (1) 受入手続き終了後のボランティアの活動については、派遣を受けた部（班）において管理、統括するものとし、活動地への誘導、連絡調整、その他ボランティア活動の円滑化を図る措置を行う。
- (2) 派遣後の活動状況を把握し、災害対策本部に報告する。
- (3) 活動が終了したときは、次の事項を記載した報告書を災害対策本部に提出する。
 - ア 派遣先と活動内容
 - イ 活動人員と期間
 - ウ 活動の成果
 - エ その他特記事項

〈受け入れ体系図〉



第34節 災害義援金等募集配分計画

大規模な災害が発生した場合、町、道、日本赤十字社北海道支部、道社会福祉協議会、道共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するための計画は、本計画に定める。

1 義援金品の募集

(1) 義援金の募集

町は、道、日本赤十字社北海道支部、道社会福祉協議会、道共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて、報道機関を通じて広報活動を実施する。

(2) 義援物資の募集

義援物資については、道、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するものと希望しないものを十分に把握するとともに被災地の需要状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量、送り先、募集期間等を定めて、報道機関を通じて広報活動を実施する。

また、現地の需要状況を勘案し、募集する義援物資のリストの改定に努める。

2 義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 義援金の引継ぎ及び配分

寄託された義援金は北海道災害義援金募集配分委員会（以下「委員会」という。）に確実に引き継ぐ。委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、町を通じて適正に配分する。

(2) 義援物資の引継ぎ配分

義援物資については、町が引継ぎ、町は、自治会長、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。なお、配分に当たっては、災害時要配慮者に十分配慮する。

3 義援金品の管理

町は、義援金を委員会に寄託するまでの間及び委員会から寄託され被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないように適正に管理する。また、寄託された義援物資についても、被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第35節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するため応急金融は、次に定める。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子・寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害復興住宅資金
- 5 農林漁業セーフティネット資金
- 6 天災融資法による融資
- 7 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 8 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 9 造林資金
- 10 樹苗養成施設資金
- 11 林道資金
- 12 農業漁業施設資金（主務大臣指定施設）林産業施設資金（災害復旧）

- 13 共同利用施設資金
- 14 林業経営維持資金
- 15 備荒資金直接融資資金
- 16 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- 17 勤労者福祉資金
- 18 「被災者生活再建支援法」に基づく支援
(大要については、資料編4－6)

第36節 災害救助法の適用計画

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画に定める。

1 実施責任

- (1) 北海道知事は、一定規模以上の災害に際しての救助活動について、市町村に対し救助法を適用し、応急救助活動を実施する。
- (2) 本別町
町長は、知事が行う応急救急活動を補助するものであるが、救助法第30条第1項に基づき委任された救助については、自らの判断と責任において実施する。

2 災害救助法の適用基準

本町における救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

市町村の人口 被害区分	市町村単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000世帯以上の 住家が滅失した場合
	住宅滅失世帯数	住宅滅失世帯数	
5,000人未満	30	15	市町村の被害状況が特に 救助を必要とする状態にある と認められるとき
5,000人以上 15,000人未満	40	20	
15,000人以上 30,000人未満	50	25	
30,000人以上 50,000人未満	60	30	
50,000人以上 100,000人未満	80	40	
100,000人以上 300,000人未満	100	50	
300,000人以上	150	75	

1 住宅被害の判定基準

・滅失：全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。

・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

2 世帯の判定

(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即して判断する。

3 災害救助法の適用手続き

(1) 本別町

ア 町長は、本町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、直ちにその旨を十勝総合振興局長に報告しなければならない。

イ 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 十勝総合振興局

十勝総合振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨町長に通知する。

4 救助の実施

(1) 救助の実施

知事は、本町に救助法を適用した場合は、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。なお、委任を受けた救助については、町長が行うものとする。

(救助の種類と実施期間)

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年 以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（ただし、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他の生活必需品の供与または貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急処理	1ヶ月以内	市町村
学用品の供与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
死体の搜索	10日以内	市町村
死体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべての災害発生日から起算し、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収容、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならない。

(3) 要救助者に係る情報収集

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする

5 災害対策基本法と災害救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震災害対策計画

第1節 地震災害予防計画

地震による災害の発生及び、拡大の防止対策は、本計画に定める。

1 北海道における地震の想定

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と1993年釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、本別町に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。

(1) 海溝型地震

ア 千島海溝南部・日本海溝北部

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部、十勝沖、根室沖、色丹島沖及び択捉島沖の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がだされ、中央防災会議から強震動と津波に関する評価が示されている。なお千島海溝におけるM(マグニチュード:以下同様)8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

① 三陸沖北部

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9(1968年十勝沖地震)、1994年M7.6(三陸はるか沖地震)の地震が発生しており、この領域はM8クラス地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

② 十勝沖

十勝沖では、1952年M8.2、1968年M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8ク

ラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後 30 年以内の地震発生確率は 10%程度とされている。

③ 根室沖

根室沖では、1894 年M7.9、1973 年M7.4 の地震が発生している。津波の高さの分布から、1894 年の地震は釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域では M7～8 クラスの地震が発生すると考えられ、1973 年根室沖地震が比較的規模が小さかったこと、1973 年から約 30 年経過していること、2003 年十勝沖地震では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973 年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、10 年以内の地震発生確率は 30%程度とされている。

④ 色丹島沖

色丹島沖では、1893 年M7.7、1969 年M7.8 とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8 クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後 30 年以内の地震発生確率は 50%程度とされている。

⑤ 択捉島沖

択捉島沖の領域では、1918 年M8.0、1963 年M8.1 とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8 クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後 30 年以内の地震発生確率は 60～70%程度とされている。

イ 500 年間隔地震(十勝沖から根室沖にかけて)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約 6,500 年間に 10 数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約 500 年間隔の津波堆積物に対応した地震(「500 年間隔地震」)についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によればM8.6 の超巨大地震が想定されている。直近のものは 17 世紀初めに発生しており、既に約 400 年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

ウ プレート内のやや浅い地震

陸側プレートの下に沈みこんだ海洋プレートが、深さ 100 kmほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の 1993 年M7.5 や北海道東方沖M8.2 の地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くやや浅い領域の地震として

① 釧路沖

② 厚岸直下

③ 日高中部 を想定する。

(2) 内陸型地震

ア 活断層帯

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表している 11 の活断層帯のうち、本別町に被害を及ぼすと考えられるものは以下の断層帯である。

① 十勝平野断層帯

十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と、大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8 程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2 程度の地震が想定される。30 年以内の地震発生確率は主部が最大 0.2%、光地園断層が最大 0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

イ 既往の内陸地震

① 弟子屈地域

弟子屈地域では、横ずれ断層型の地震が頻繁に発生している。主なものでも 1938 年M6.0、1959 年M6.2、1959 年M6.1 及び 1967 年M6.5 の地震があり被害を出している。

2 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震災害を予防し、その拡大を防止するために、職員に対して、地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに一般住民に対して地震防災知識の広報、普及を図り防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

(1) 町職員に対する教育

町は、職員に対して地震防災に関する体制、制度、対策等について、講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の配布等による教育活動を実施する。

ア 教育内容

- ① 地震に関する一般的な知識
- ② 地震に対する防災対策
- ③ 町職員に課せられた役割
- ④ 地震が発生した場合の行動基準
- ⑤ 災害対策本部における各部局等の防災活動の業務及び処理方法
- ⑥ 地震対策の課題（組織、制度、対策、施設整備）

(2) 住民等に対する教育・広報

町は防災関係機関と協力して、住民等に対し地震に関する必要な防災教育・広報を実施するものとする。

ア 防災教育・広報内容

- ① 地震に対する心得
- ② 地震に関する一般知識
- ③ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- ④ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- ⑤ 正確な災害情報入手の方法
- ⑥ 出火の防止及び初期消火の心得
- ⑦ 自動車運転時の心得
- ⑧ 救助・救護に関する事項
- ⑨ 避難場所、避難方法等避難対策に関する事項
- ⑩ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- ⑪ 災害時要配慮者への配慮
- ⑫ 防災関係機関が行う地震防災対策

(3) 児童、生徒等に対する教育

町教育委員会は、児童、生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導するものとする。各学校は児童、生徒等に対して地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動の習得を推進する。

ア 防災教育の実施方針

防災教育は、教科、学級活動及び学校行事等、教育活動全体を通じ、次の教育内容を基に、各学年に即した教育を実施するものとする。

イ 教育内容

- ① 地震に関する基礎的な知識
- ② 地震のもたらす被害
- ③ 基本的行動に関する指導
- ④ 地震に対する心構えに関する指導

3 自主防災組織の育成に関する計画

地震災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主組織の設置、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動の実施、災害時要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

(2) 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛防災組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、防災体制の整備、強化に努める。

4 地震防災訓練計画

町は、大規模な地震に対する防災体制の確立と災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災関係機関及び自主防災組織と相互に協調し、防災に関する知識及び技能の向上並びに体制の強化を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

(1) 防災訓練の種類

ア 北海道防災会議との協調訓練

① 防災総合訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模地震等を想定した訓練を実施する。

② 災害通信連絡訓練

地震災害情報の収集、伝達及び報告の訓練を実施する。

イ 町独自で行う訓練

町及び防災関係機関は、全道における防災総合訓練、災害通信訓練に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

- ① 情報通信訓練
- ② 広報訓練
- ③ 指揮統制訓練
- ④ 火災防御訓練
- ⑤ 緊急輸送訓練
- ⑥ 公共施設復旧訓練
- ⑦ 避難訓練

- ⑧ 救出救護訓練
- ⑨ 警備・交通規制訓練
- ⑩ 炊き出し、給水訓練
- ⑪ 災害偵察訓練

5 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

(1) 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町、消防機関及び関係機関は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、とかち広域消防事務組合火災予防条例に基づく火気の取扱い等の指導を強化する。

(2) 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町、消防機関及び関係機関は地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と消防体制の確立を図る。

ア 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消火用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方や管理方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

イ 病院、集会施設等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防設備等の設置を促進するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

(3) 予防査察の強化指導

消防機関は消防法に規定する立入検査を、対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除につとめ予防対策の万全な指導を図る。

(4) 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、大規模建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、消防施設及び消防水利の整備充実を促進するとともに、消防技術の向上を図る。

(5) 消防計画の整備強化

消防機関は、防災活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点をおく。

ア 消防力等の整備

イ 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査

ウ 消防職員及び消防団員の教育訓練

エ 査察その他の予防指導

オ その他火災を予防するための措置

6 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

(1) 建築物の防災対策

ア 木造建築物の防火対策の推進

町は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物につい

て延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

イ 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月施行）以前に建築された既存建築物の 耐震診断及び耐震改修を促進するため、パンフレット等を活用して耐震化の必要性について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制の整備に努める。

また、町は「本別町耐震改修促進計画」に基づき指導、助言等を行う。

ウ 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備し、人的被害などの二次被害の防止に努めるものとする。

7 上下水道施設災害予防計画

地震災害等から、町民のライフラインの一つである上下水道施設を未然に防御するための計画は、次のとおりである。

(1) 上水道施設の耐震化

ア 管路の新設又は更新を行う場合は、耐震性の高い構造・材質の管路を採用する。

イ 石綿セメント管等の耐震性の低い管路は、できるだけ早期に布設替えを行う。

ウ 地震を起因として地盤沈下等が想定される箇所は、ずれやねじれに強い構造を持つ伸縮可とう継手を用いる等の対策を講じる。

(2) 下水道施設の耐震化

ア 既設管路の耐震診断を行い、耐震化対策を講じる。

イ 管路の設計

① 重要な幹線（汚水処理面積が大きい管路等）

地震動レベル 2（過去から将来にわたって当該構造物が受けるであろう最大規模の地震）に対応した耐震性能を確保する。

② その他の幹線

地震動レベル 1（当該管路の耐用年数中に一度以上は受ける可能性が高い中規模の地震）に対応した耐震性能を確保する。

8 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

(1) 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、消防機関及び関係機関は、事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

ア 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化

イ 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化

ウ 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化

エ 事業所等における自主保安体制の確立強化

オ 事業所等における従業員に対する安全教育の指導

カ 事業所間における防災についての協力体制の確立強化

キ 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

(2) 危険物保安対策

ア 消防機関は危険物製造所等に対し随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための措置命令または是正指導を行うものとする。

イ 消防機関は危険物製造所等における従業員に対する保安教育の徹底、並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業所内における強力体制の確立について指導するものとする。

(3) 高圧ガス保安対策

消防機関は、事業所及び販売店に対し立入検査を実施し、防災設備の保安管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立、並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

9 地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

地震に起因する地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

(1) 地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）は、主として降雨、地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地震による地すべり及び崩壊（がけ崩れ）の予測については、技術的にはいまだ困難な状況にある。本町の地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）危険箇所は「第4章第5節土砂災害の予防計画」別表6のとおりである。

(2) 地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり及び急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべり、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が及ぶこととなる。町は道及び防災関係機関と協力して災害防止に必要な諸施策を実施する。

ア 地すべり防止区域の指定、管理、防止工事の施行

地すべり防止区域の指定は、地すべり防止法に基づき主務大臣が知事の意見を聞いて指定し、管理は知事が行う。地すべり防止工事の施行は、知事が町長の意見を聞いて当該地すべり防止区域に係わる地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、主務大臣に提出し、この基本計画に基づいて施行する。

なお、砂防法第2条の規定により指定された土地、及び森林法の規定により、保安林、または保安施設地区に指定された土地に存する地すべり区域においては治山治水緊急措置法に基づく治水事業計画及び治山事業計画により、計画的に実施する。

イ 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険区域の指定及び管理は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき知事が行う。崩壊防止工事のうち、住民に施行させることが困難、または不適当なものについては道が施行する。

10 避難体制整備計画

地震から住民の生命、身体を保護するため、緊急避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次にとおりである。

(1) 指定緊急避難場所の選定条件

ア 要避難地区

本節でいう避難は大地震による家屋の崩壊、火災による広域的な災害に対処する避難であり、主な対象は火災の延焼拡大に伴って避難しなければならない要避難地区と、これ以外の疎散な地域で、火災の状況を自ら判断して任意の行動により人命の安全が確保できる任意避難地区があるが、指定緊急避難場所の選定条件としては、人口、家屋の密集地区における震災時の大火災から人命を確保することが困難と予想される要避難地区を考慮して選定する。本町の要避難地区は本別市街地区、勇足元町及び仙美里元町とする。

イ 要避難地区の緊急避難場所指定

要避難地区の緊急避難場所は集落規模、居住人口を考慮して、地区別に指定する。指定緊急避難場所の名称、所在地、面積、避難対象地域、位置については、「第5章第4節避難対策計画」別表8及び位置図（資料編5－3）に示すとおりである。

(2) 住民及び学校や公民館などの住民が集まる施設等への周知

町は、指定緊急避難場所等の指定・変更・廃止を行った場合には、広報誌、パンフレット等又は自治会等を通じ、名称・所在地、避難対象区域等を住民及び施設等に周知する。

(3) 指定緊急避難場所の見直し

指定緊急避難場所の周辺を随時見直し、安全性や収容人口等を考慮し、緊急避難場所としての適合性を点検するものとする。

また、任意避難地区においても住宅増加等によって、延焼拡大の危険が増大した場合は、新たに設置する。新たに緊急避難場所を選定する場合は、前記条件を考慮するものとする。

11 避難対策計画

地震災害時において住民の生命及び身体の安全を保護するために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりである。

(1) 避難実施責任者及び措置内容

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難の指示、立退き先の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに十勝総合振興局長に報告する（避難解除の場合も同様とする。）。

また、避難の指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。

(2) 避難指示の周知

町長は、避難指示にあたっては、消防署等関係機関の協力を得て、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等によって、当該地域の住民等に対して、特に災害時要配慮者に対しては多様な手段を活用するなどして、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う事も考慮する。

ア 発令日時

イ 避難の理由

ウ 避難対象地域

エ 避難先（避難所）

オ 避難経路

カ 避難の際の注意事項

(3) 避難方法

避難誘導は、町職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたる。避難立退きにあって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な災害時要配慮者に関しては、事前に定めた援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

(4) 避難所の開設

町は、発災時に必要に応じ、火災、土砂災害等の危険性を十分考慮し避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。本町の指定避難所は「第5章第4節 避難対策計画」別表8（資料編5－3）に示すとおりである。

12 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

(1) 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画(BCP)とは、災害発生時に市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要因の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

(2) 業務継続計画(BCP)の策定

ア 本別町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課（部局）の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

イ 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務(事業)継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

(3) 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる役場庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第2節 地震災害応急対策計画

地震による災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合における応急対策は、本計画に定める。

1 組織及び活動

町は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、「第3章第2節災害対策本部」に定めるところにより、災害対策本部を設置し、道、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び区域内の公共団体の協力を得て応急活動を実施するものとする。

2 通信連絡対策

(1) 通信連絡の方法

「第5章第1節災害情報通信計画及び情報伝達計画」に定めるところによる。

(2) 無線局の確保

無線基地局を火災の延焼から極力守るとともに、設置施設の耐震化など無線の安全を確保し、併せて自家発電施設を整備し自給電力を確保する。

(3) 移動無線、携帯無線の活用

各関係機関の持つ移動無線、携帯無線を動員し、有効適切な通信連絡体制を確保するものとする。

(4) 報道機関、無線関係者との協力体制の確立

放送局、各新聞社との情報連絡体制を緊密にするとともに、アマチュア無線局、北海道地方非常無線通信協議会の組織を通じ、通信の万全を図るものとする。

(5) 機動力による連絡体制

自動車等の機動力を動員する連絡体制を確立するものとする。

(6) 放送の優先利用

町長は、基本法第57条に基づき、緊急を要する場合で特別に必要があるときは、放送局に災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を依頼することができる。

(7) 地震情報の種類

ア 地震動警報等

警報・予報の種類	発表名称	内 容 等
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する緊急地震速報
地震動予報	緊急地震速報（予報）	推定最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報

地震動警報について気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）※を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。（※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。）

イ 地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表

その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の地震データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料は次のとおりである。

① 地震解説資料

担当区域で津波警報・注意報が発表されたときや震度 4 以上の地震が観測されたとき等に、防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料

② 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表

3 広報活動

(1) 広報の準備

広報車等の諸準備は、突発時においても直ちに出勤できるよう平常時から点検、整備を行い、又直ちにその職員を確保できる体制をとり、初動広報活動の万全を期するものとする。

(2) 広報内容

- ア 避難場所等について(避難場所、経路等)
- イ 交通通信状況(交通機関運行情報、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況、通話可能区域等)
- ウ 火災状況(発生箇所、避難指示等)
- エ 電気、水道、ガス等公益事業施設状況(被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等)
- オ 医療救護所の開設状況
- カ 給食、給水実施状況(供給日時、場所、種類、数量、対象者等)
- キ 衣料、生活必需品等供給状況(供給日時、場所、種類、数量、対象者等)
- ク 河川、橋梁等土木施設状況(被害状況、復旧状況)
- ケ 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

なお、大地震の後は混乱が生じ人心が不安定となっている状況と考えられるので、情報を広報する際は、住民の不安を助長することのないよう十分注意するものとする。

(3) 広報の方法

あらゆる広報媒体(ラジオ、テレビ、新聞、広報車、広報紙、防災行政無線等)を利用して、迅速かつ適切なる広報を行うものとする。

4 消火対策

(1) 消火活動は、とちろ広域消防局が中心となってい大規模な火災が発生した場合は、

道及び他市町村、関係機関等に消防ポンプ車、消防隊、化学消防車等の派遣要請を行うものとする。

(2) 危険物の保安活動

- ア 町長は、被害が広範囲にわたり引火爆発、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難立退きの指示をするものとする。
- イ 火災防御は、消防局がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤、化学車等が必要になった場合、町長は他の機関に応援を求めるものとする。
- ウ 町長は、流失、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させるものとする。
- エ 町長は、漏油した場所、その他危険区域はロープ等で区画し職員を配備する。

5 避難対策

(1) 避難指示

町長は、地震発生に伴う火災、宅地崩壊及びがけ崩れの発生により、住民に危機が切迫していると認めたとき、危険地帯の住民に対して、速やかに避難先を明示して、立退きを勧告又は指示するものとする。

(2) 周知の方法

- ア 町長は、関係機関と連携のもと、災害の状況に応じ、あらゆる手段を活用して周知するものとする。
- イ 町長は、直ちに広報車を危険区域に出動させ周知するものとする。
- ウ 町長は、場合によっては放送機関に周知のための放送を依頼するものとする。

(3) 周知内容

避難対象地域（地区）、避難先（場所）、避難経路、理由、その他注意事項。

(4) 緊急避難場所の設定基準

震災時における緊急避難場所は、「第5章第4節避難対策計画」で定めるもののほか、町長が特に必要と認める場合は、次の設定基準を勘案して設定するものとする。

- ア 公園、広場等のように相当の広さを有し、かつその場所又は周囲に防災に役立つ樹木、貯水槽等が存在すること。
- イ 周囲に崩壊のおそれがある石垣、建物、その他の建造物あるいは、がけ等がないこと。
- ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在しかつ延焼の媒介となるべき建物あるいは多量の物品のないこと。
- エ 地割れ、崩壊等のない耐震的土質の土地及び、耐震耐火性の建築物で安全性のあること。
- オ 延焼の危険があるとき又は収容人員の安定度を越えたときは、更に他の場所へ移動できること。

(5) 避難方法

ア 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職団員、警察官、その他指示権者の命を受けた者があたるが避難立退きの誘導にあたっては、災害時要配慮者を先に行い、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜の指導を行うものとする。

イ 移送の方法

① 小規模な場合

避難立退きにあたって避難者は、各戸に行くことを原則とする。ただし、避難者が自力で立退き不可能な場合においては、車両により移送を行うものとする。

② 大規模な場合

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処理できないときは道に応援を求めて実施するものとする。

6 救出対策

(1) 住民等による救出、救助活動

被災者の救出は原則として、町及び消防団等により実施するが、地震発生時においては、火災の同時多発、火災の延焼等、又地震の発生状況等から被災地が相当広範囲にわたるものと予想される。このような中、町や消防団等だけで救助を行うことは困難であるため、自主防災組織等、地域住民による自主救助活動を促進するものとする。

(2) 消防職団員及び警察官等による救出、救助活動の実施

町長は、震災により緊急に救出、救助を要する住民があることを察知したときは火災の発生状況等を勘案して警察及び消防機関と協力し、救出、救助を実施する。

7 医療救護対策

地震発生により医療救護が必要と認められる場合は、「第5章第17節医療救護計画」の定めるところにより、医療対策部に出動を指示するとともに、被災状況により十勝医師会に協力を要請する。

8 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生じる。これら各施設の応急復旧についての計画は次のとおり定める。

(1) 上水道

ア 応急措置

町は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際しては、この計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあつた場合は速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給につとめる。その他、飲料水の供給については「第5章第10節給水計画」を準用する。

イ 広報

町は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び見込み等について広報を実施し、住民の不安解消をはかるとともに、応急復旧までの対応について周知をはかる。

(2) 電気

ア 応急措置

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際しては、この計画に基づき直ちに被害状況（停電状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があつた場合は、2次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消につとめる。

イ 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があつた場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消につとめる。

(3) 通信（電話）

ア 応急措置

東日本電信電話(株)（NTT 東日本）北海道支社・帯広支店など通信を管理する機関は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際しては、この計画に基づき施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合、または輻輳等の事態の発生により通信が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、速やかに応急復旧を実施し、通信の疎通の確保につとめる。

イ 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消につとめる。

9 その他の応急対策

その他の応急対策については、「第5章災害応急対策計画」の各節に定めるところによるものとする。

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号 以下「日本海溝特措法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章第5節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第2節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「海溝型地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに本別町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 災害対策本部等の組織及び運営

本部等の組織及び運営は、基本法及び本別町災害対策本部条例の定めるところによるほか、「第3章第2節災害対策本部」に準ずる。

3 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集にあたっては、「第3章第2節8職員災害非常配備体制」及び「9本部対策部の配備要員」に基づいて参集するほか、以下の点に留意する。

- (1) 町長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、的確に対処できるように万全を期するものとする。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。
- (3) その他動員については、「第5章第1節7動員計画」に準ずる。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

町は、地震発生時の情報収集及び伝達は、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、多様な手段の整備に努めるものとする。

特に避難指示等は、災害の状況に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、緊急速報メール、広報車等あらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

(2) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救急、医療活動にあたっては「第5章第5節救助救出計画」、「第17節医療救護計画」及び「第6章第2節6救出対策」、「第7節医療救護対策」に準ずる。

消火活動については「第8章第3節大規模な火事災害対策計画」及び「第4節林野火災予防計画」に準ずる。

(5) 物資調達

町は、発生後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請することができる。その他については「第5章第9節食料供給計画」、「第10節給水計画」、「第12節衣料、生活必需品等物資供給計画」に準ずる。

(6) 輸送活動

輸送活動については、「第5章第8節輸送計画」に定めるとおりとする。

(7) 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、「第5章第18節防疫計画」、「第19節廃棄物等処理計画」及び「第24節行方不明者の搜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」に定めるとおりとする。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保を行う。

イ 町は、道に対して市町村内の居住者、公私の団体及び観光客等に対する応急救護及び地震発生後の被災地救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を道に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

災害応急対策を円滑に実施するために北海道及び他市町村（関係機関も含む）等に応援要請をするものとする。

(1) 町長は大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等災害応急対策を実施できない場合は「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。

(2) 町長及び消防署長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

(3) 町長は必要があるときは、「第5章第30節自衛隊災害派遣要請計画」により知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備はおおむね5カ年を目途として行なうものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 整備すべき施設

(1) 避難地

(2) 避難路

(3) 消防用施設

(4) 緊急輸送を確保するために必要な道路

(5) 通信施設の整備

町その他防災関係機関は、「第5章第1節1 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備」及び「2 情報及び被害状況報告の収集、連絡」に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

ア 町防災行政無線

イ その他の防災関係機関等の無線

(6) 飲料水、食料、電力等の確保のために必要な備蓄倉庫、自家発電設備等

(7) 救急用資機材その他の物資の備蓄倉庫

2 建築物の耐震化

防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造物の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。

第5節 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部局、各課、各機関ごとで行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童、生徒等に対し、次の事項に配慮して学年に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震災害の実態
- (2) 地震の発生のしくみと危険性
- (3) 地震に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震防災の取組み等

4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

町は、自動車運転者がとるべき措置について、教育、広報に努めるものとする。

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大などの社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）に対する防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する応急対策は、本計画に定める。

1 災害応急対策

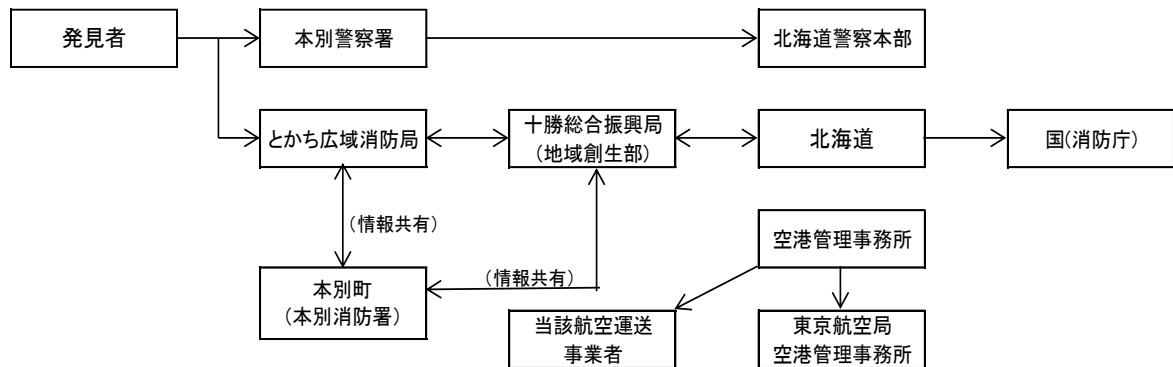
(1) 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

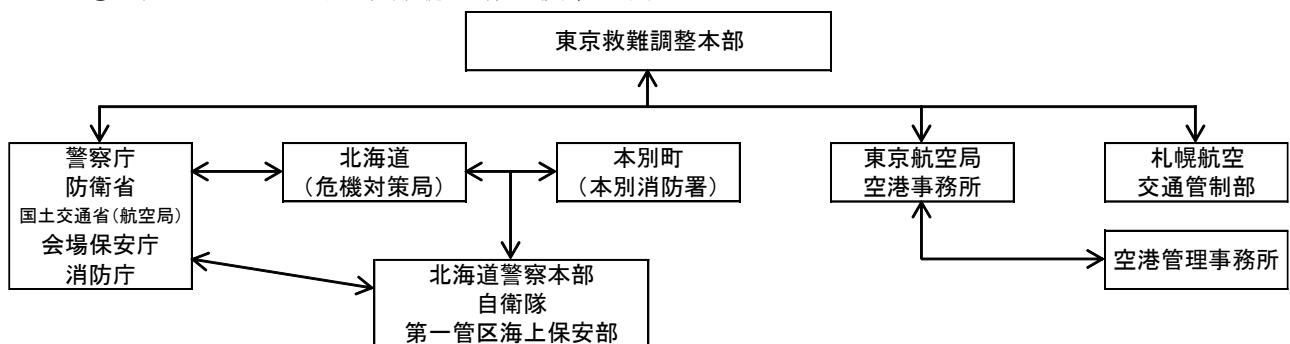
ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

① 発生地点が明確な場合



② 発生地点が不明な場合(航空機の搜索活動)



(注) 救難調整部は、東京空港事務所に設けられる。

イ 実施事項

- ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

航空災害対策の実施に当たり、混乱の防止を図るために被害被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章第2節災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、第一管区海上保安部、北海道、本別町(本別消防署)、本別警察署

イ 実施事項

① 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 空港災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

② 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- a 航空災害の状況
- b 旅客及び乗務員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 航空輸送復旧の見通し
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

① 本別町

町長は、航空災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

② 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれのヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章第5節救助救出計画」の定めによるものとする。

(6) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章第17節医療救護計画」の定めによるものとする。

(7) 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- ① 空港及びその周辺の災害時において、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、初期消火活動を実施するものとする。
- ② 消防機関と連携して化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

イ 本別消防署

- ① 本別消防署は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。
- ② 本別消防署職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(8) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町及び関係機関は、「第5章第24節行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

本別警察署は災害の拡大防止及び交通確保のため、「第5章第6節災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制を行うものとする。

(10) 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、「第5章第18節防疫計画」及び「第5章第19節廃棄物等処理計画」の定めるところによる。

(11) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

(12) 広域応援

道及び本別町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第31節広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都道府県及び国へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 道路管理者

ア 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を防止するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。

オ 道路災害等に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

カ 道路利用者に対して道路災害等の対応等の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

キ 道路災害の原因究明のために総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2) 本別警察署

道路交通の安全のための情報収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生のおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実践するなど必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

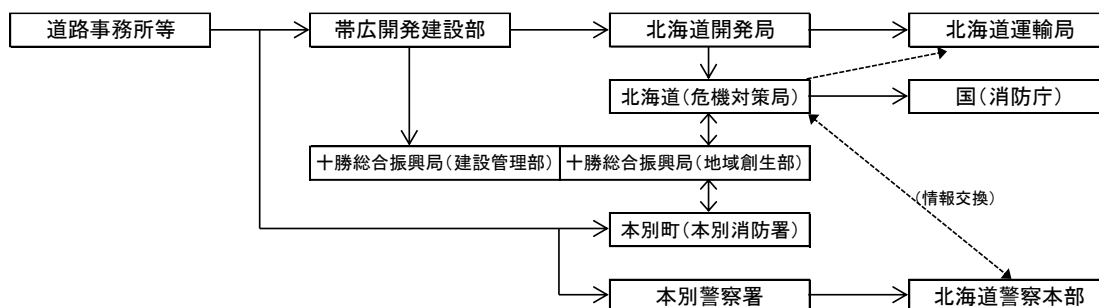
(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

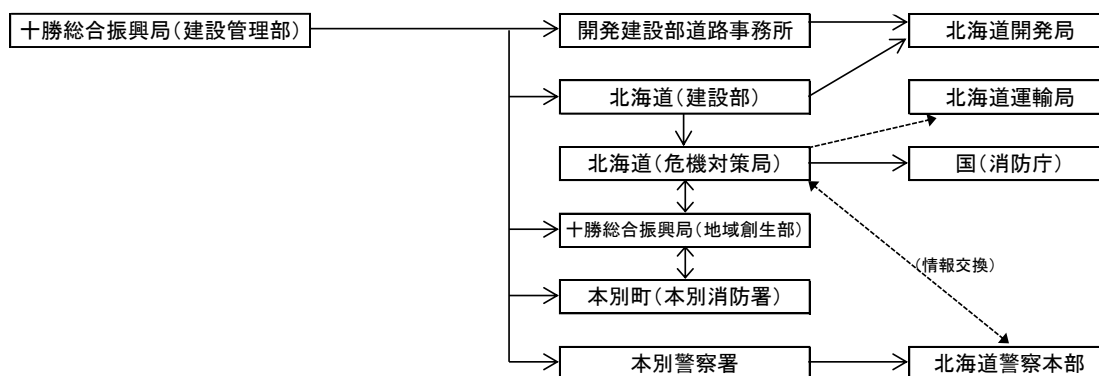
ア 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

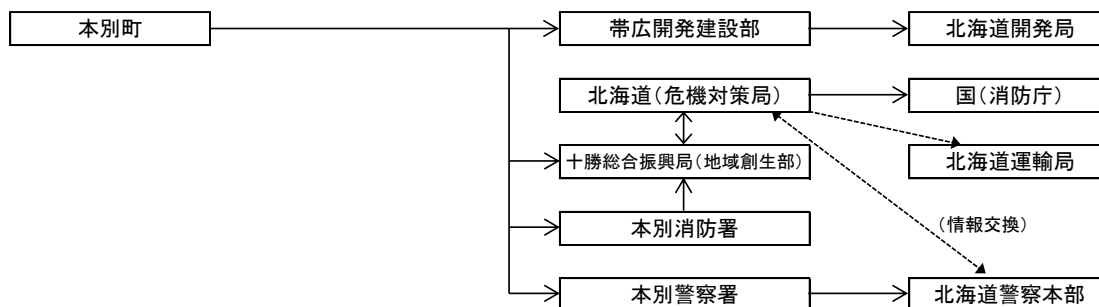
① 国の管理する道路の場合



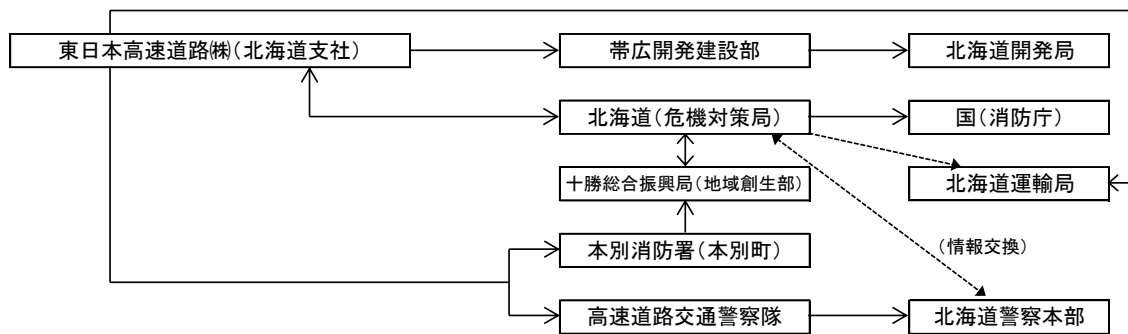
② 道の管理する道路の場合



③ 町の管理する道路の場合



④ 高速自動車国道の場合



イ 実施事項

- ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

道路災害対策の実施に当たり、混乱の防止を図るために被害被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章第2節災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

道路管理者、本別町、本別警察署

イ 実施事項

① 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 道路災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

② 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- a 道路災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

① 本別町

町長は、道路災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

② 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章第5節救助救出計画」の定めによるものとする。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章第17節医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

本別消防署は、道路災害による火災の発生状況を速やかに把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(7) 行方不明者の搜索及び死体の収容等

町及び関係機関は、「第5章第24節行方不明者の搜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

本別警察署は災害の拡大防止及び交通確保のため、「第5章第6節災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第8章第2節危険物等災害対策計画」の定めるところによる。

(10) 自衛隊派遣要請

道路災害時における自衛隊派遣要請については、「第5章第30節自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に依頼する。

(11) 災害復旧

ア 道路管理者は、道路の被害に伴う傷害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早朝の道路交通の確保に努める。

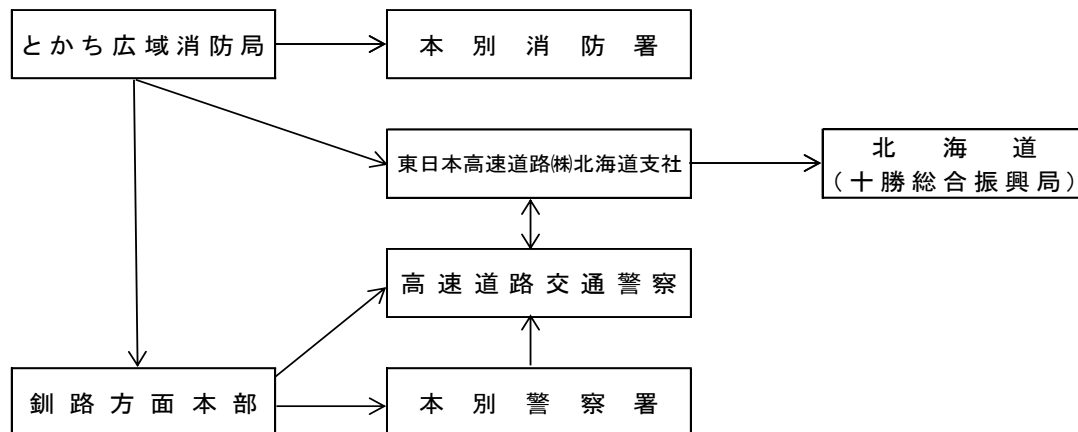
イ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

ウ 道路管理者は、災害復旧にあたり可能な限り復旧予定時期を明確化するように努めるものとする。

3 高速自動車国道事故対策

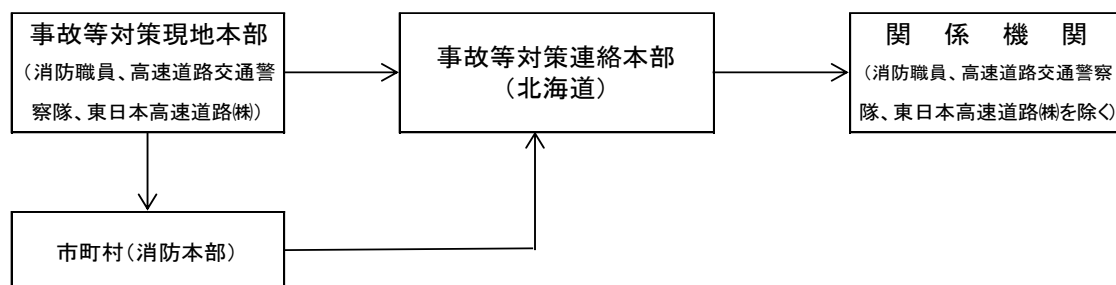
高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等が必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は、次によるものとする。

(1) 事故等の発生通報は次の系統により速やかに行うものとする。



(注) 1 東日本高速道路(株)から消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。
2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

(2) 事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射線物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策等諸活動については、本計画に定める。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物、劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）等によりそれぞれ規定されている。

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

- ① 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- ③ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察署へ通報するものとする。

イ 本別消防署

- ① 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 本別警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

- ① 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規定の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るものとする。

イ 本別警察署

- ① 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。また、必要と認められるときは、北海道又は北海道産業保安監督部に対し、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- ② 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- ③ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

ウ 本別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

- ① 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規定の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

イ 本別警察署

- ① 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するために特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

ウ 本別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者などにより自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

- ① 毒物及び劇物取扱法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任などによる自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を本別地域保健支所、本別警察署又は本別消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずるものとする。

イ 本別警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

ウ 本別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 放射性物質災害予防

ア 事業者

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規定の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

イ 本別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 本別警察署

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- ② 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のための必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

(6) 主要事業所危険物施設

主要事業所危険物施設は別表 11 のとおりである。

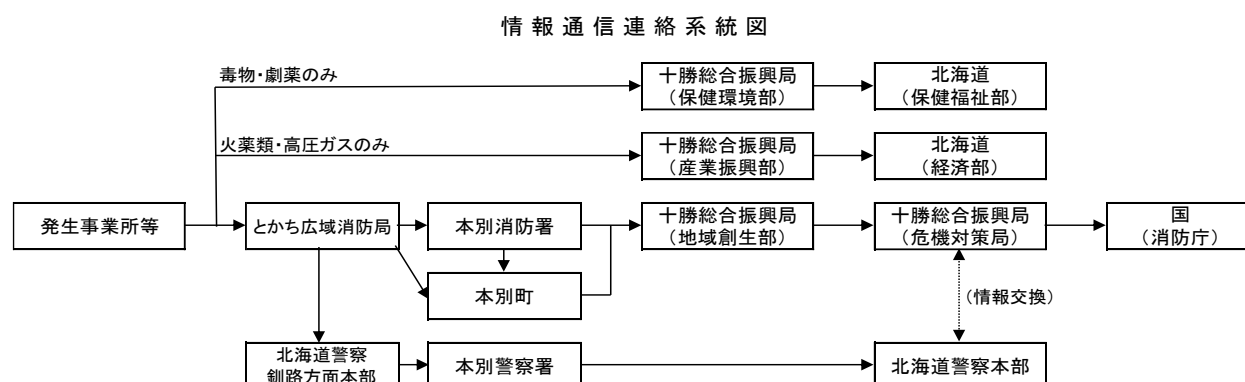
2 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

危険物等火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- ① 関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

危険物等災害対策の実施に当たり、混乱の防止を図るために被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第 5 章第 2 節災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

(3) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(4) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ④ 医療機関等の情報
- ⑤ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑥ その他必要な事項

イ 地域住民への広報

関係機関は、報道機関を通じ又は広報者車の利用等により、次の事項について広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ④ 医療機関等の情報
- ⑤ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

① 本別町

町長は、危険物等災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

② 防災関係機関

関係機関の長は、危険物災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

③ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流失・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 事業者

事業者は、本別消防署の現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑えるなどの消防活動に努めるものとする。

イ 本別消防署

本別消防署の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章第4節避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 救助救出及び医療救護活動

町等関係機関は、「第5章第5節救助救出計画」及び「第17節医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等関係機関は、「第5章第24節行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

本別警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通確保のため、「第5章第6節災害警備計画」の定めるところにより、必要な交通規制をおこなうものとする。

(9) 自衛隊派遣要請

危険物等災害時における自衛隊派遣要請については、「第5章第30節自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に依頼する。

別表 11

主 要 事 業 所 危 険 物 施 設

(令和4年1月末現在)

事業所名	電話番号	所在地	製造所等の別	分類	種類及び許可数量(単位ℓ)		
(株)野田組	22-2329	南4丁目117番地1	給 油 取 扱 所	第4類	第1石油類 20,000	第2石油類 20,000	
			一 般 取 扱 所	第4類	第2石油類 6,000	第2石油類 2,000	第3石油類 3,000
			地下タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 38,000	第2石油類 28,000	第3石油類 28,000
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類・第3石油類 計4,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 3,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 3,750		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類・第3石油類 計4,000		
本別石油(有)	22-2045	北6丁目2番地1,2	給 油 取 扱 所	第4類	第1石油類 14,850	第2石油類 34,650	第3石油類 2,000
		北6丁目1番地3	移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 4,000		
栗林石油(株)帯広支店 本別営業所	22-2431	北6丁目2番地15,16	給 油 取 扱 所	第4類	第1石油類 23,000	第2石油類 37,000	第3石油類 1,950
					第4石油類 1,800		
		北8丁目11番地5	屋 内 貯 蔵 所	第4類	第1石油類 100	第2石油類 900	第3石油類 3,600
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類・第3石油類 計4,000		
			一 般 取 扱 所	第4類	第2石油類 19,200		
(株)本別建設工業	22-2333	南4丁目7番地	給 油 取 扱 所	第4類	第1石油類 9,500	第2石油類 38,000	
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 4,000		
		南4丁目4番地1	移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 4,000		
(有)明光石油	22-2567	北3丁目3番地13	給 油 取 扱 所	第4類	第1石油類 13,300	第2石油類 15,200	
		南4丁目120番地1	移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類・第3石油類 計3,000		
本別町農業協同 組合	22-3111	北5丁目3番地1,2	給 油 取 扱 所	第4類	第1石油類 30,000	第2石油類 10,597	第4石油類 2,700
		南4丁目3番地1	一 般 取 扱 所	第4類	第2石油類 5,280		
		南4丁目3番地4	一 般 取 扱 所	第4類	第2石油類 11,520		
			一 般 取 扱 所	第4類	第2石油類 4,800		
			地下タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 20,000		
			地下タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 9,600		
		南4丁目3番地3他	一 般 取 扱 所	第4類	第2石油類 24,000		
			地下タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 48,000		
			一 般 取 扱 所	第4類	第2石油類 12,000		

事業所名	電話番号	所在地	製造所等の別	分類	種類及び許可数量(単位ℓ)		
本別町農業協同組合	22-3111	北5丁目1番地10	屋 内 貯 蔵 所	第4類	第2石油類 6,118	第3石油類 1,065	
		南4丁目3番地10	一 般 取 扱 所	第4類	第2石油類 5,760		
			一 般 取 扱 所	第4類	第2石油類 1,980		
			地下タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 20,000		
		南4丁目53番地	地下タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 9,600		
(有)伊藤電気商会	22-2227	北5丁目6番地2	給 油 取 扱 所	第4類	第1石油類 9,840	第2石油類 5,760	
		栄町122番地	地下タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 17,000	第3石油類 19,000	
			一 般 取 扱 所	第4類	第2石油類 2,000	第3石油類 6,000	
			一 般 取 扱 所	第4類	第2石油類 9,600		
本別コンクリート工業(株)	22-2223	坂下町18番地	給 油 取 扱 所	第4類	第2石油類 19,000		
			屋外タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 3,440		
北栄商事(有)	22-2188	向陽町3番地1,2	給 油 取 扱 所	第4類	第1石油類 25,000	第2石油類 35,000	第3石油類 2,000
		向陽町3番地4	移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 3,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 3,000		
(有)北海陸運	22-2661	上本別10番地3	給 油 取 扱 所	第4類	第2石油類 30,000		
小川建設工業(株)		美里別663番地	移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 2,000		
(有)マルカミ市原商店	23-2002	勇足元町12番地10,11	給 油 取 扱 所	第4類	第1石油類 9,900	第2石油類 19,800	
		勇足元町12番地10	移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 4,000		
(株)明治本別工場	22-3125	新町1番地	屋外タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 100,000		
			一 般 取 扱 所	第4類	第3石油類 16,540.8		
			屋 内 貯 蔵 所	第4類	特殊引火物 40	第1石油類 200	アルコール類 72
					第2石油類 350	第3石油類 200	第4石油類 1,120
北海道糖業(株) 本別製糖所	23-2123	勇足52番地	屋 内 貯 蔵 所	第4類	第1石油類 600	アルコール類 1,200	第2石油類 800
					第4石油類 3,000		
			地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 9,600		
			屋内タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 7,000		
			屋外タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 1,870,000		
			屋外タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 990,000		
			一 般 取 扱 所	第4類	第3石油類 6,300		
			屋外タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 19,800		
		勇足52番地1	屋外タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 15,000		

事業所名	電話番号	所在地	製造所等の別	分類	種類及び許可数量(単位ℓ)		
北海道糖業(株) 本別製糖所	23-2123	勇足53番地1	一般取扱所	第4類	第3石油類 117,000		
			屋内タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 15,000		
(株)シンレキ 道東営業所	22-5539	美里別34番地6	屋外タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 5,700		
			屋外タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 5,700		
長谷川運輸(株)	22-2242	北6丁目1番地3	移動タンク貯蔵所	第4類	第1石油類・第2石油類 計20,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第1石油類・第2石油類 計20,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第1石油類・第2石油類 計14,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第1石油類・第2石油類 計14,000		
		北6丁目1番地3	移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 3,000		
勇足石油	23-2033	勇足元町4番地13	給油取扱所	第4類	第2石油類 19,800		
本別運送(株)	22-3037	共栄18番地2	給油取扱所	第4類	第2石油類 29,700		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類・第3石油類 計4,000		
(株)富士興	22-2436	南1丁目7番地4,5	給油取扱所	第4類	第1石油類 6,000	第2石油類 14,000	
			一般取扱所	第4類	第2石油類 9,600		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 4,000		
(株)細野商事	22-2406	新町12番地24	一般取扱所	第4類	第2石油類 6,000		
			一般取扱所	第4類	第2石油類 5,700	第3石油類 13,300	
			地下タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 68,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類・第3石油類 計3,000		
		新町12番地25	給油取扱所	第4類	第1石油類 19,200	第2石油類 19,200	
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 3,750		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類・第3石油類 計4,000		
(有)向井燃料商事	22-4079	新町19番地11	移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 3,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 4,000		
		仙美里元町26番地	一般取扱所	第4類	第2石油類 9,500		
(株)千田建設工業	22-4667	新町24番地17	給油取扱所	第4類	第2石油類 9,600		
(有)東北海道トラック	22-2812	上本別8番地6	移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 4,000		
		上本別8番地3	給油取扱所	第4類	第2石油類 19,200		
鎌田建設工業(株)	22-4011	共栄23番地15	給油取扱所	第4類	第2石油類 19,200	第3石油類 1,960	
(有)本別砕石工業	22-5019	上本別17番地12	給油取扱所	第4類	第2石油類 19,200		

事業所名	電話番号	所在地	製造所等の別	分類	種類及び許可数量(単位ℓ)		
(株)稲田建設	24-2067	西美里別514番地5	給油取扱所	第4類	第2石油類 19,200		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 3,000		
ホクレン農業協同組合連合会	22-9577	美里別41番地1,2,5,8の内	地下タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 294,000	第2石油類 294,000	
			一般取扱所	第4類	第2石油類 65,000	第2石油類 30,000	
(株)LNJ道東	22-9577	美里別41番地5	移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 4,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類・第3石油類 計4,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類・第3石油類 計4,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 6,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類・第3石油類 計7,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類・第3石油類 計7,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類・第3石油類 計8,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 8,000		
			移動タンク貯蔵所	第4類	第2石油類・第3石油類 計9,000		
(有)豊成建設	22-4346	仙美里384番地1	給油取扱所	第4類	第2石油類 28,800		
電源開発(株) 上士幌電力所	22-2307	西美里別126	一般取扱所	第4類	第4石油類 18,700		
道東電器部品(株)	22-3705	共栄5番地8	地下タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 2,000		
アメニティ本別	22-9311	西美里別9番地10 他	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 11,000		
前田茂雄	22-2373		屋外タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 4,000		
本別警察署	22-0110	北1丁目4番地20	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 10,000		
本別町役場	22-2141	北2丁目4番地1	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 13,000		
		勇足238番地	屋外タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 3,000		
本別町教育委員会	22-2331	北2丁目4番地2	一般取扱所	第4類	第3石油類 10,000		
中央公民館	22-5111	北1丁目	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 10,000		
歴史民俗資料館	22-2141	北2丁目4番地	地下タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 4,000		
本別町国民健康保険病院	22-2025	西美里別6番地8他	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 20,000		
本別町養護老人ホーム	22-2794	向陽町23番地1	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 5,000		
本別町特別養護老人ホーム	22-2794	向陽町23番地1	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 14,500		
健康管理センター	22-2219	北6丁目11番地	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 3,000		
静山研修センター	22-5501	東町59番地・60番地	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 3,000		
コミュニティセンター	22-5819	北3丁目1番地1	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 3,000		

事業所名	電話番号	所在地	製造所等の別	分類	種類及び許可数量(単位ℓ)		
ふれあい多目的アリーナ	22-4068	山手町5番地87	地下タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 3,000		
本別町浄水場	22-3528	東本別	屋内タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 4,086		
下水道管理センター	22-4045	共栄	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 3,000		
本別中央小学校	22-2039	弥生町22番地	一般取扱所	第4類	第2石油類 9,600		
仙美里小学校	24-2120	仙美里元町80番地	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 6,000		
本別中学校	22-2389	弥生町29,30番地	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 6,000		
		弥生町30番地	地下タンク貯蔵所	第4類	第2石油類 10,000		
勇足中学校	23-2200	勇足133番地	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 5,000		
仙美里プロジェクト	24-2110	仙美里元町151番地1	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 5,000		
発達支援センター	22-2486	北5丁目10番地8	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 3,000		
しごと体験交流館	22-3195	南4丁目1番地	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 3,000		
北海道本別高等学校	22-2052	弥生町49番地	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 1,900		
			地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 7,000		
北海道農業大学校	24-2121	西仙美里25番地1	地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 5,000		
			給油取扱所	第4類	第1石油類 576	第2石油類 1,500	
			地下タンク貯蔵所	第4類	第3石油類 25,000		

(本別消防署資料)

第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建造物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 予防査察の実施

多数の人が出入りする病院、公民館、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(3) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(4) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害時要援護者対策に十分に配慮する。

(5) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(6) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用などにより、消防水利の多様化及び確保に努める。

(7) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(8) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(9) 火災警報

町長は、十勝総合振興局長から火災気象通報をうけたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度72%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7m/s以上のとき）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条に基づく火災警報を発令する。

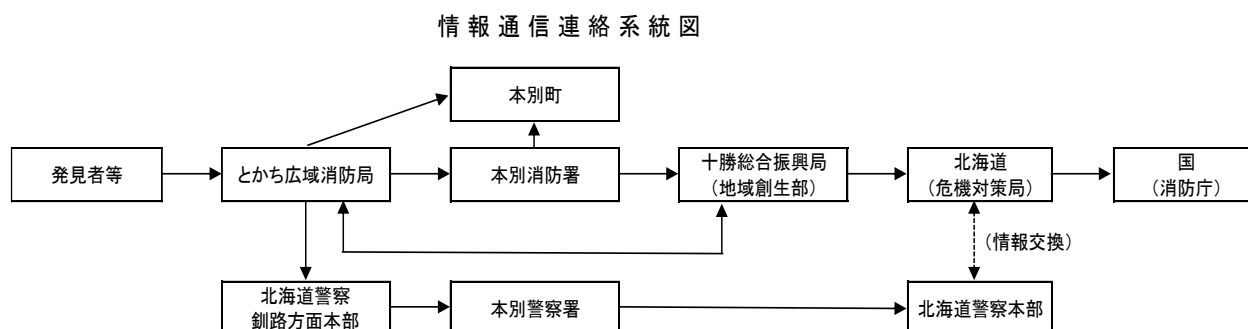
2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章第2節災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施事項

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の実施する応急対策の概要
- e その他必要な事項

② 地域住民への広報

関係機関は、報道機関を通じ又は広報車の利用等により、次の事項について広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の実施する応急対策の概要
- e 避難の必要性等、地域に与える影響
- f その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

① 本別町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応援活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

② 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応援活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 消防活動

本別消防署は、「第4章第7節消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。

(5) 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章4節避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 救助救出及び医療救護活動

町等関係機関は、「第5章第5節救助救出計画」及び「第5章第17節医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等関係機関は、「第5章第23節行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(7) 交通規制

本別警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通確保のため、「第5章第6節災害警備計画」の定めるところにより、必要な交通規制をおこなうものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害時における自衛隊派遣要請については「第5章第30節自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に依頼する。

(9) 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「第9章災害復旧計画」の定めにより、迅速かつ円滑に復旧を推進する。

第5節 林野火災予防消防計画

林野火災については、その発生を未然に防止するとともに、火災の発生に際しては、被害を最小限度に食い止めるため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、本計画に定める。

1 組織

林野火災の予防消防対策を推進するため実施機関等を次のとおり定め、予防の円滑な実施を図るものとする。

(1) 実施機関

本別町林野火災予防消防対策協議会（本別町、十勝総合振興局、森林管理局十勝東部森林管理署、本別消防署、本別消防団、本別警察署、本別町森林組合、道立農業大学校、十勝総合振興局森林室足寄事務所、十勝東部森林管理署本別森林事務所、各自治会）

(2) 協力機関

本別町農業協同組合、本別町観光協会、本別町教育委員会、各林業事務所、各山林事務所、本別町林業グループ、各報道機関

2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象状況が極めて大きな要因となるので、関係機関は気象予警報について迅速な伝達を行い、予防の万全を図る。

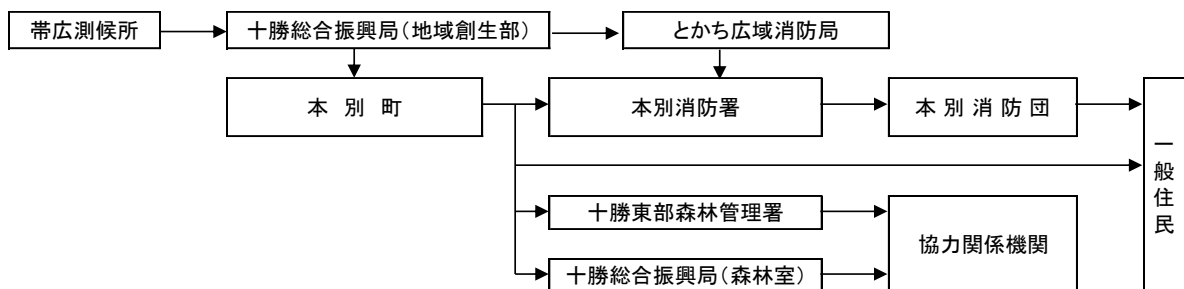
(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、帯広測候所が実施する火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は「第3章第4節気象業務に関する計画」のとおりである。

(2) 伝達系統

帯広測候所から発表された通報の連絡系統及び関係機関のとりべき措置は、次のとおりとする。

ア 伝達系統



イ 関係機関の措置

① 十勝総合振興局

火災気象通報を受けた十勝振興局は、通報内容及び執るべき予防対策等を市町村へ通報するものとする。

② 本別町

火災気象通報を受けた町は、通報内容及びとりべき予防対策等を本別消防署、十勝東部森林官署、十勝総合振興局（森林室）へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

また、町長は林野火災気象通報を受けたとき、または気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、とにかち広域消防事務組合長と協議し、消防法第22条に基づき火災警報を発令することとする。

③ 協力関係機関

火災気象通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

3 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町及び関係機関等は次により対策を講ずるものとする。

(1) 本別町及び関係機関

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- ① タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- ② 入林の承認申請や届出等について指導する。
- ③ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

イ 火入れ対策

林野火災危険期間（4月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- ① 火入れをする場合は、必ず町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- ② 火災警報発令又は気象条件の急変した際は、一切の火入れを中止させる。
- ③ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- ④ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有森林における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

ア 入林者に対する防火啓発

イ 巡視

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者対策

林内において事業を営むものは、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

4 林野火災消防対策

火災を最も短時間に、最も容易に消火するには、危険物を除去して火災の拡大を防ぐことが重要となるので、平時から次の事項に留意し、林野火災発生の際は、関係機関の積極的な協力を求め、早期消火を図るものとする。

(1) 林野火災発生時の連絡系統は次のとおりとする。



(2) 通報を受けた機関は、直ちに他の機関と連絡をとり、速やかに鎮火体制に入るものとする。

(3) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章第2節災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施事項

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

a 災害の状況

b 家族等の安否情報

c 医療機関等の情報

d 関係機関の実施する応急対策の概要

e その他必要な事項

② 地域住民への広報

関係機関は、報道機関を通じ又は広報車の利用等により次の事項についての広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の実施する応急対策の概要
- e 避難の必要性等、地域に与える影響
- f その他必要な事項

(4) 応急活動体制

ア 災害対策組織

① 本別町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

② 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(5) 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章4節避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 交通規制

本別警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第6節災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(7) 自衛隊派遣要請

林野火災において延焼拡大の危険性があり消火困難となったときの自衛隊派遣請については、「第5章第30節自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に依頼する。

第6節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

- (1) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関との連携体制の強化を図るものとする。
- (2) 非常用電源を整備するとともにその燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする
- (3) 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

- (4) 関係機関と相互に連携して、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- (6) 大規模災害発生のおそれがある場合、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする

2 災害応急対策

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている 場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

- (1) 町は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 町は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に関係機関に連絡するものとする。
- (3) 町は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次によるものとする。

- (1) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (2) 町の災害応急対策に関する情報
- (3) 停電の復旧の見通し
- (4) 避難の必要性、地域に与える影響
- (5) その他必要な事項

4 消防活動

大規模災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 火災発生に対する迅速な消火活動
- (2) 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

町は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第17節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

第9章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。また、災害時における応急金融対策についても次のとおりとする。

1 実施責任者

町長、その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令等の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図ることとして状況に応じて次のとおり実施するものとする。

(1) 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、必要最小限の復旧を図ったのち、逐次全面的な復旧工事を実施する。

(2) 補強、改修復旧工事

応急資材による仮工事により復旧した施設、設備は、その後適切な補強及び改修工事を実施する。

(3) 緊急復旧工事

被災後速やかに復旧を図らなければ、さらに被害の累加するおそれのある施設、設備については、速やかに適切な復旧措置を講ずるものとする。

3 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- ウ 砂防設備災害復旧事業計画
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- キ 下水道災害復旧事業計画
- ク 公園公共施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

4 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

5 激甚災害に係る財政援助措置

著しい激甚の災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

6 被災者援護対策

罹災証明書の交付

被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

- (1) 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときには、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (3) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防署長に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- (4) 町は、住家被害の調査・判定を早期に実施する事とし、航空写真や被災者が撮影した写真の活用も検討するものとする。

被災者台帳の作成

- (1) 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を本別町以外の者に提供すること に被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用者等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事項	
ク 一電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

7 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、町長に次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な事項
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認めるとき
- (3) 町長は、(2) の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5号に規定する個人番号を含めないものとする。

8 災害応急金融対策

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな再起を期するための応急金融については、次のとおりとする。

- (1) 生活対策
- ア 生活福祉資金貸付制度による貸付（または援助）
 - イ 母子及び寡婦福祉法による母子・寡婦福祉資金
 - ウ 災害救助法による生業資金
- (2) 住宅対策
- 住宅金融公庫法による災害復興住宅建設補修資金、一般個人住宅災害特別貸付金、住宅改良資金
- (3) 被災者生活再建支援
- 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給
- (4) 農林漁業維持資金対策
- ア 自作農維持資金融通法による自作農維持資金
 - イ 農林漁業金融公庫法による土地改良資金
 - ウ 開拓営農振興臨時措置法による開拓資金
 - エ 天災融資法による融資
 - オ 中小漁業融資保証法による中小漁業に対する融資
 - カ 農林漁業金融公庫法による水産施設資金、林業改良造成又は復旧資金、造林に必要な資金
- (5) 中小企業経営維持資金対策
- 中小企業振興資金による災害資金

第10章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、本計画に定める。

1 訓練実施機関

訓練は、本別町防災会議の構成機関の長、公共的団体の長、防災上重要な施設の管理者等の、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難救助訓練
- (4) 情報通信訓練
- (5) 非常招集訓練
- (6) 総合訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) その他災害に関する訓練

3 防災会議が主唱する訓練

道防災会議構成機関及び関係市町村は、共同して次の訓練を行うものとする。

- (1) 防災総合訓練
災害救助、水防活動、大規模火災等を想定した応急対策活動を中心に総合的立体的に実施する。
- (2) 災害通信連絡訓練
通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。
- (3) 防災図上訓練
各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

4 民間団体等との連携

町は、道及び防災関係機関と協力し、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び災害時要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第 11 章 防災思想普及・啓発計画

防災関係職員及び一般住民に対する災害予防応急対策等防災知識の普及は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 町及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の確かつ円滑な実施に努める。
- (2) 防災知識の普及・啓発に当たっては、災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 普及・啓発の方法

町は、災害の予防、又は拡大の防止を図るため職員に対して以下のとおり、普及、啓発を行う。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ等の活用
- (3) 新聞、広報紙等の活用
- (4) 広報車の活用
- (5) パンフレット等の配布
- (6) 講習会、講演会等の開催
- (7) その他

3 普及・啓発を要する事項

- (1) 防災計画の概要
- (2) 災害の予防措置
 - ア 自助（備蓄）の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ その他
- (3) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - ① 気象警報の種別と対策
 - ② 避難時の心得
 - ③ 被災世帯の心得
- (4) 災害の復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (5) その他必要な事項

4 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

5 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

本別町地域防災計画 沿革

昭和 3 8 年	(作成)	平成 2 8 年	(修正)
昭和 4 7 年	(修正)	平成 3 0 年	(修正)
昭和 5 0 年	(修正)	平成 3 1 年	(修正)
昭和 5 5 年	(修正)	令和 2 年	(修正)
昭和 5 8 年	(修正)	令和 3 年	(修正)
昭和 6 3 年	(修正)	令和 4 年	(修正)
平成 2 年	(修正)	令和 5 年	(修正)
平成 3 年	(修正)		
平成 7 年	(修正)		
平成 1 3 年	(修正)		
平成 1 7 年	(修正)		
平成 2 0 年	(修正)		
平成 2 4 年	(修正)		
平成 2 5 年	(修正)		
平成 2 6 年	(修正)		
平成 2 7 年	(修正)		

本 別 町 防 災 会 議